

都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン

【改訂第2版】

本改訂案に掲載している「事例」は、今後も引き続き、情報収集を行い、必要に応じてよりよい事例に差し替える予定。

令和3年●月

国 土 交 通 省

都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン

目次

ガイドラインの活用について	●
第1部 都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインについて	
1. 都市公園のバリアフリー化の背景	1
2. 都市公園のバリアフリー化の基本的考え方	3
3. 都市公園のバリアフリー化の推進方策	6
4. ガイドラインの位置付け	8
5. 対象施設と対象者	8
第2部 ガイドライン	
第1章 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律のガイドライン	14
1-1 バリアフリー法の概要	14
1-2 バリアフリー法における都市公園に関する枠組み	19
第2章 都市公園移動等円滑化基準に関するガイドライン	26
2-1 総則	26
2-2 特定公園施設に関するガイドライン	27
2-2-1 園路及び広場	27
2-2-2 屋根付広場	51
2-2-3 休憩所・管理事務所	53
2-2-4 野外劇場・野外音楽堂	57
2-2-5 駐車場	63
2-2-6 便所	67
2-2-7 水飲場・手洗場	84
2-2-8 掲示板・標識	86
2-3 その他の施設に関するガイドライン	95
2-3-1 ベンチ、野外卓	95
第3章 都市公園の情報提供・利用支援に関するガイドライン	98
3-1 情報提供	98
3-2 高齢者障害者等用施設等の適正利用に関する広報啓発	105
3-3 利用支援	106

＜本ガイドラインにおける各法令等名の略称＞

バリアフリー法：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
(平成 18 年法律第 91 号 (令和 2 年 6 月 10 日改正))

施行令：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令
(平成 18 年政令第 379 号 (令和 2 年 12 月 9 日改正))

施行規則：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則
(平成 18 年国土交通省令第 110 号 (令和 3 年 10 月 1 日改正))

都市公園移動等円滑化基準：移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令
(平成 18 年国土交通省令第 115 号 (平成 24 年 3 月 1 日改正))

基本方針：移動等円滑化の促進に関する基本方針
(令和 2 年国家公安委員会・総務省・文部科学省・国土交通省告示第 1 号 (令和 2 年 12 月 25 日改正))

＜用語の定義＞

【移動等円滑化】(バリアフリー法第 2 条第 2 号)

高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること

【公園管理者等】(同法第 2 条第 14 号)

公園管理者(地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣)及び、都市公園法第 5 条第 1 項に基づき公園施設の設置管理許可を受けて公園施設を設置又は管理する公園管理者以外の者

【特定公園施設】(同法第 2 条第 15 号)

移動等円滑化が特に必要なものとして施行令で定める公園施設【P19 参照】

【重点整備地区】(同法第 2 条第 24 号)

- ① 生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区
- ② 生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区
- ③ 移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区

【都市公園特定事業】(同法第 2 条第 29 号)

都市公園の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の整備に関する事業

【マスタープラン(移動等円滑化促進方針)】(同法第 24 条の 2)

市町村が、基本方針に基づき、当該市町村の区域内的の移動等円滑化促進地区について作成する移動等円滑化の促進に関する方針

【バリアフリー基本構想(移動等円滑化基本構想)】(同法第 25 条)

重点整備地区における移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想

ガイドラインの活用について

本ガイドラインの内容は、移動等円滑化基準に基づく整備内容は「◎」、標準的な整備内容は「○」、望ましい整備内容は「◇」で示しており、優先順位を判断する際の一つの目安となるようにしている。

個々の公園施設の整備に当たっては、各公園管理者等において、公園施設の特性、利用状況、整備財源等に応じて優先順位を判断して行うこととなる。

本ガイドラインで示した考え方や根拠を充分認識した上で、移動等円滑化に配慮した整備を行うことが望まれる。

<ガイドラインの整備内容区分>

◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容

都市公園移動等円滑化基準（※）に基づく適合義務があるもの

○：標準的な整備内容

社会的な変化や公園利用者の要請に合わせた標準的な整備内容で、積極的な対応が求められるもの

◇：望ましい整備内容

上記の整備を行った上で、公園の規模、立地、施設内容、利用状況等に応じて、さらなる円滑な移動等の実現等に配慮したもの

※ 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令
(平成 18 年国土交通省令第 115 号 (平成 24 年 3 月 1 日改正))

第1部 都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインについて

1. 都市公園のバリアフリー化の背景

我が国においては、諸外国に例を見ないほど急速に高齢化が進展しており、また障害者が社会の様々な活動に参加する機会を確保することが求められていること等から、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することが重要となっている。

平成6年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」、平成12年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が制定され、建築物、公共交通機関及び公共施設のバリアフリー化が推進されてきたところであるが、平成18年は交通バリアフリー法施行後5年の見直しの年に当たり、より総合的・一体的な法制度を構築することにより、高齢者、障害者等の日常生活及び社会生活における移動上及び施設の利用上の利便性や安全性の向上を図ることが求められている。

このような状況を踏まえ、高齢者、障害者等の移動等の円滑化を促進するための各般の施策を総合的に講じるため、ハートビル法及び交通バリアフリー法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）」が平成18年12月20日に施行され、同法に基づき、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「施行令」という。）」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号。以下「施行規則」という。）」、各施設の「移動等円滑化基準」及び「移動等円滑化の促進に関する基本方針（平成18年国家公安委員会、総務省、国土交通省告示第1号。以下「基本方針」という。）」が定められている。

都市公園については、移動等円滑化が必要な公園施設（特定公園施設）を公園管理者等が整備する際の基準として「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第115号。以下「都市公園移動等円滑化基準」という。）」を定め、我が国において初めて法的拘束力をもつ都市公園のバリアフリー化が実施されることとなった。

このため、国土交通省では、バリアフリー法及び同法に基づく各法令の施行を受け、公園管理者等が公園施設の整備を行う際のより具体的な指針として、平成20年1月に「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」を策定し、平成24年3月には全体的な改訂を行ったところである。

今般、前回の改訂から10年が経過し、その間、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催や障害者権利条約の批准、障害者差別解消法の施行、観光立国推進による訪日外国人旅行者の増加など、社会情勢は大きく変化している。こうした状況を受けて、平成30年5月及び令和2年5月にバリアフリー法の一部改正が行われ（平成30年法律第32号、平成31年4月1日全面施行。令和2年法律第28号、令和3年4月1日全面施行）、公園管理者を含めた施設等管理者は、高齢者・障害者等にバリアフリー情報を適切に提供することや、高齢者障害者等用施設の円滑な利用に向けた広報活動・啓発活動を行うことが努力義務化された。

また、多機能便房への利用集中への対応、施設のバリアフリー化を行う際の当事者参加の推進、多様な公園利用者によるバリアフリーのニーズへの対応等、都市公園のバリアフリー化を取り巻く環境の変化により、更なる取組の深化が求められている。

これらを踏まえて、ハード・ソフトの両面から都市公園におけるバリアフリー化をより一層推進するため、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（改訂第2版）」を策定した。

2. 都市公園のバリアフリー化の基本的考え方

我が国においては、世界のどの国もこれまで経験したことのない本格的な高齢社会を迎え、今後更なる高齢化が進展すると見込まれており、高齢者の自立と社会参加による、健全で活力ある社会の実現が求められている。

また、今日、障害者が障害のない者と同等に生活し活動する社会を目指す、ノーマライゼーションの理念の普及に取り組んでいるが、自立と共生の理念の下、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現が求められている。

このような社会の実現のためには、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設について移動等円滑化のための措置が講じられることが重要である。このため、バリアフリー法では、これらの施設を設置し、又は管理する者に対して移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努める一般的な責務を課すとともに、特に日常生活及び社会生活において通常移動手段として用いられ、又は通常利用される旅客施設及び車両等、一定の道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の各々について、新設等に際し各々に対応した移動等円滑化基準への適合を義務付けることとしている。

都市公園の整備にあたっては、このような背景を踏まえるとともに、都市公園本来の効用を最大限発揮する観点から、以下の点に特に配慮し、移動等円滑化整備を行う必要がある。

(1) ユニバーサルデザインの考え方

都市公園は、人々のレクリエーションの空間となるほか、健康増進、自然とのふれあい、観光、地域間交流等の国民の多様なニーズに対応するとともに、地震などの災害時には避難地・避難路となる等、国民の生活に欠かせない多様な機能を有する都市の根幹的な施設である。そのため、高齢者、障害者、子ども等を含む全ての人々にとって利用しやすい公園の整備、管理運営は、都市公園が本来もつ効用の向上に直結する取組である。

したがって、都市公園の整備にあたっては、バリアフリー法に基づく「特定公園施設」について「都市公園移動等円滑化基準」で求められている整備を行うだけでなく、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づき、施設の整備及び管理に取り組むことが重要である。その際には、段差等の物理的なバリアだけでなく、利用案内等の情報面にバリアが生じないように、ハード・ソフト両面から高齢者、障害者等を含む全ての人々の利用に配慮する必要がある。

そのため、バリアフリー化すべき公園施設の新設や改修等を行う場合は、都市公園移動等円滑化基準や本ガイドラインに沿ったものとするはもとより、計画・設計・管理の各段階で高齢者、障害者等を含めた多様な公園利用者や関係団体、専門家等からの意見聴取等を行い、整備や管理運営の内容に適切に反映させるなど、公園の利用者特性や利用実態等に合ったものとするが重要である。こうした取組を通じて相互理解を

促進して、心のバリアフリーを進めることも期待される。

また、災害時の利用者の安全確保と避難確保、避難地、避難路として活用されることが都市公園の重要な役割であることを考慮して、防災関連部局とも連携し、ユニバーサルデザインの施設整備・管理運営を検討することも必要である。

（２）自然環境や人文資源等に関する検討

一方で、都市公園の機能としては、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、生物多様性の確保等も重要であることから、公園施設の計画・設計は、気象、植生、土壌等の自然環境や、歴史、景観、文化財等の人文資源に十分配慮して行う必要がある。また、都市公園内に保存・保全が必要な自然環境や文化財を含む場合など、他の法令や条例により土地の形質の変更等を制限されている場合もある。このため、都市公園の本来の効用を発揮する観点から、バリアフリー法令で定める基準に則した施設整備が難しい場合があることも十分想定される。

したがって、都市公園のバリアフリー化を検討するにあたっては、個々の都市公園の設置目的に応じて、立地条件とバリアフリー化の必要性等を比較検討し、場合によっては「都市公園移動等円滑化基準」に即した施設整備を行う代わりに、代替となる施設整備や人的な利用支援や情報提供の充実等によって対応することも含めて、検討することが重要である。

（３）整備後における適切かつ継続的な取組

また、「都市公園移動等円滑化基準」に対応するよう整備された公園施設は、破損や老朽化、植栽の成長などで機能が阻害されないように維持管理され、適切に運用されることにより初めてその機能が発揮される。特に、様々な機能を有する都市公園は、多様な利用者がそれぞれの目的で利用する施設であるため、個々の都市公園において対応できるニーズについて積極的に情報提供していくことが、公園本来の効用の発揮にもつながるものである。

したがって、都市公園の移動等円滑化整備後においても、情報提供を含めて適切な管理・運営を行うことはもちろん、高齢者、障害者、子ども等を含めた多様な公園利用者を対象とした利用実態調査や意見聴取等に基づく評価・改善等の継続的な取組により、その機能を維持・向上していくことが重要である。

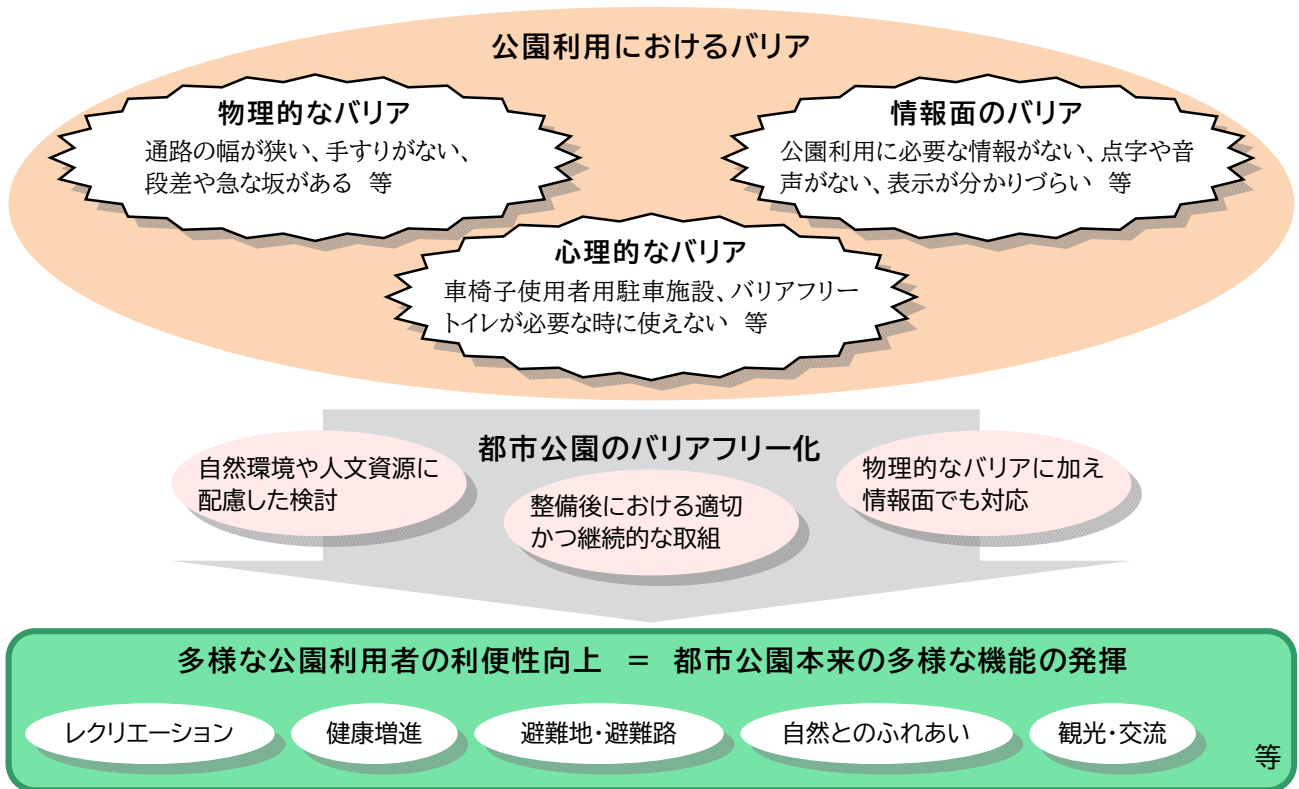


図 都市公園のバリアフリー化の基本的な考え方（イメージ）

事例 計画・設計段階における当事者参加

事例選定中

●●●（●●市●●公園）

3. 都市公園のバリアフリー化の推進方策

前節で述べたとおり、都市公園は国民生活に欠かせない多様な役割を全うするため、高齢者、障害者等を含む全ての人々にとって利用しやすい施設整備が求められている。一方、歴史的・文化的資源や貴重な動植物の保全の必要性、地形等の立地条件から、基準に則した整備が難しい場合もある。

したがって、まず、公園計画を検討する際には、福祉のまちづくりや防災まちづくりの計画における当該公園の位置づけ等を把握し、移動等円滑化の目標や方針を検討することが重要である。また、公園内の自然環境や人文資源の現況だけでなく、周辺地域における高齢者、障害者等の関連施設の立地状況も勘案し、個々の公園の特性や位置づけに応じて、移動等円滑化の目標（どのような公園利用をバリアフリーで提供するか）、移動等円滑化の整備水準の検討（どのようなルートを確保し、どの施設をバリアフリー化するか）について考え方を整理する。

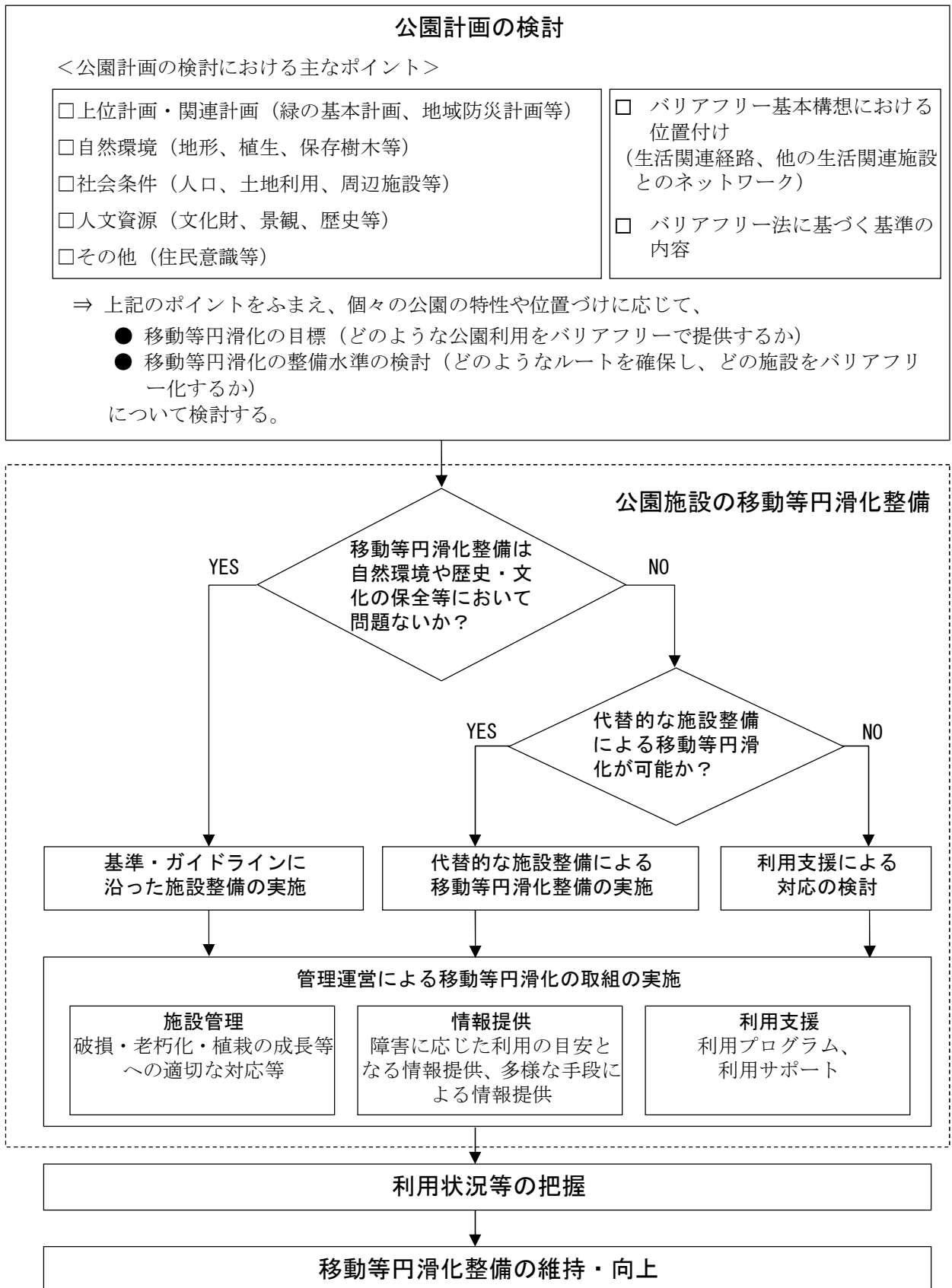
また、バリアフリー基本構想における生活関連施設としての位置づけを踏まえ、重点整備地区における一体的なバリアフリー化を考慮して、生活関連経路や他の生活関連施設とのネットワークに配慮し、公園内のバリアフリー化を検討する。

その上で、特定公園施設の現状や計画を分析し、適切な移動等円滑化整備の実現策を検討する。検討の結果、移動等円滑化整備基準への適合が困難な場合は、当該公園の持つ特性に応じて、代替的な施設整備による移動等円滑化方策を検討する。代替的な施設整備も困難な場合には、人的な支援や機器の貸出等の利用サポートにより、全ての人々にとって利用しやすい公園の整備、管理運営に取り組む。

なお、都市公園の移動等円滑化整備は、一度の整備や改修により全てを実現することは困難であり、移動等円滑化整備が実現した箇所については適切に管理・運営を行うとともに、障害等の程度により利用できない箇所も含め、バリアフリー化状況を利用者に幅広く情報提供していくことが重要である。

また、整備が実現した都市公園又は施設の適切な管理・運営によってバリアフリー環境を維持していくとともに、高齢者、障害者、子ども等を含む公園利用者の意見も参考に検証する作業を行い、さらなる向上に反映させていくスパイラルアップの取組を行うことが望ましい。

図 検討フロー（イメージ）



※上記の検討等の過程において、高齢者、障害者等を含めた多様な公園利用者や関係団体、専門家等からの意見聴取等を行い、整備や管理運営の内容に適切に反映。

4. ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、バリアフリー法に基づく都市公園における移動等円滑化に係る整備の内容を示したものであり、多様な利用者のニーズに応え、すべての利用者がより円滑に利用できるよう、公園施設の整備を行う際の考え方を示したものである。

公園管理者等は、移動等円滑化基準を遵守した上で、本ガイドラインの考え方を基本として施設整備を行うことが望まれる。また、本ガイドラインに記載のない内容であっても、移動等円滑化の推進に必要な内容については、公園管理者等は積極的に実施するよう努力することが望まれる。

なお、平成15年より制度化され、近年、都市公園においても導入が進んでいる「指定管理者」（地方自治法第244条の2第3項）にあっても、「公園管理者等」と同様に、本ガイドラインの考え方を基本として都市公園の管理を行うことが望まれる。その際、公園管理者は、必要に応じて事前協議、立ち会いを実施すること、又は事後報告を要請することが考えられる。

5. 対象施設と対象者

本ガイドラインの主な対象施設である特定公園施設とは、都市公園に設置される公園施設のうち、バリアフリー法の施行令に規定される12施設（園路及び広場、屋根付広場、休憩所、野外劇場、野外音楽堂、駐車場、便所、水飲場、手洗場、管理事務所、掲示板、標識。以下「特定公園施設」という。）である。また、バリアフリー法第2条第18号に規定する特定建築物及び同条第19号に規定する特別特定建築物については、都市公園にあっても建築物移動等円滑化基準への適合義務が課せられる。

前回の改訂では、施行令に規定される特定公園施設である12施設以外に、ベンチ、野外卓を対象に加えるとともに、管理・運営などソフトの面から指針を追加した。

本ガイドラインの主な対象者として検討したのは、高齢者、障害者、子ども、妊産婦、けが人等（以下、「高齢者、障害者等」という。）であるが、法にいう障害者には、身体障害者のみならず、知的障害者、精神障害者及び発達障害者を含む全ての障害者で、身体の機能上の制限を受ける者は全て含まれることに留意する必要がある。高齢者、障害者等の身体の機能上の制限には、知覚面又は心理面の働きが原因で発現する疲れやすさ、表示のわかりにくさ等の様々な制約が含まれることから、移動等円滑化には、このような負担の軽減による利便性・安全性の向上も含まれることに留意する必要がある。また、本ガイドラインにおいて「車椅子使用者等」の利用に配慮して示している整備内容は、車椅子使用者以外の高齢者、障害者等の利用への配慮としても重要である。

さらに、これら対象者のみではなく、本来、来園するすべての人々が利用しやすい公園が望ましいという、いわゆるユニバーサルデザインの考え方に基づき整備することが望まれる。

以下に、本ガイドラインにおける主な対象者と基本的な寸法を示す。

【本ガイドラインにおける主な対象者】

対象者	主な特性（より具体的なニーズ）
高齢者	<p><主として図※の a、b、c のニーズ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・階段、段差の移動が困難 ・長い距離の連続歩行や長い時間の立位が困難 ・視覚・聴覚能力の低下により情報認知やコミュニケーションが困難 など
肢体不自由者 （車椅子使用者）	<p><主として図※の a、b、d のニーズ></p> <p>車椅子の使用により</p> <ul style="list-style-type: none"> ・階段、段差の昇降が不可能 ・移動に一定以上のスペースを必要とする ・座位が低いため高いところの表示が見にくい ・上肢障害がある場合、手腕による巧緻な操作・作業が困難 など
肢体不自由者 （車椅子以外）	<p><主として図※の a、b のニーズ></p> <p>杖、義足・義手、人工関節などを使用している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・階段、段差や坂道の移動が困難 ・長い距離の連続歩行や長い時間の立位が困難 ・上肢障害がある場合、手腕による巧緻な操作・作業が困難 ・片マヒがある場合、トイレの戸が右開きか左開きかで使いにくいことがある など
内部障害者	<p><主として図※1の a、d のニーズ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外見からは気づきにくい ・疲労しやすく長時間の歩行や立っていることが困難 ・オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）によりトイレに専用設備が必要 ・障害によって、酸素ボンベ等の携行が必要 など
視覚障害者	<p><主として図※の b のニーズ></p> <p>全盲以外に、ロービジョン（弱視）や色覚異常により見え方が多様であることから</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚による情報認知が不可能あるいは困難 ・空間把握、目的場所までの経路確認が困難 ・案内表示の文字情報の把握や色の判別が困難 ・白杖を使用しない場合など外見からは気づきにくいことがある など
聴覚・言語障害者	<p><主として図※の c、d のニーズ></p> <p>全聾の場合、難聴の場合があり聞こえ方の差が大きいため</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音声による情報認知やコミュニケーションが不可能あるいは困難 ・音声・音響等による注意喚起がわからないあるいは困難 ・発話が難しく言語に障害がある場合があり伝えることが難しい ・外見からは気づきにくい など
知的障害者	<p><主として図※の d のニーズ></p> <p>初めての場所や状況の変化に対応することが難しいため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道に迷ったり、次の行動を取ることが難しい場合がある ・感情のコントロールが困難でコミュニケーションが難しい場合がある ・情報量が多いと理解しきれず混乱する場合がある など

※ 「図 多様な利用者を移動の際に発生しうるニーズに基づいて整理したイメージ図」

（次ページに続く）

(前ページの続き)

対象者	主な特性 (より具体的なニーズ)
精神障害者	<p><主として図※の d のニーズ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ストレスに弱く、疲れやすく、頭痛、幻聴、幻覚が現れることがある ・服薬のため頻繁に水を飲んだりすることからトイレに頻繁に行くことがある ・外見からは気づきにくい など
発達障害者	<p><主として図※の d のニーズ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションが上手く取れない ・言葉の理解や意志の表出、外部からの刺激 (例えば予測できない人の大きな声や音) に反応する。また、光や場合によっては臭い等に反応し衝動的に行動する事がある ・一定の場所で行ったり来たり等の繰り返し行動がある など
高次脳機能障害者	<p><主として図※の a、d のニーズ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・半側空間無視や注意障害がある場合、移動する際に転落や人・ものにぶつかる危険がある ・失語や失認などにより、案内や表示を見ても内容が理解できないことがある など
妊産婦	<p><主として図※の a のニーズ></p> <p>妊娠していることにより、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩行が不安定 (特に下り階段では足下が見えにくい) ・長時間の立位が困難 ・不意に気分が悪くなったり疲れやすいことがある ・初期などにおいては外見からは気づきにくい ・産後も体調不良が生じる場合がある など
乳幼児連れ	<p><主として図※の a のニーズ></p> <p>ベビーカーの使用や乳幼児を抱きかかえ、幼児の手をひいていることにより、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・階段、段差などの昇降が困難 (特にベビーカー、荷物、幼児を抱えながらの階段利用は困難である) ・長時間の立位が困難 (子どもを抱きかかえている場合など) ・子どもが不意な行動をとり危険が生じる場合がある ・おむつ交換や授乳できる場所が必要 など
外国人	<p><主として図※の b、c、d のニーズ></p> <p>日本語が理解できない場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語による情報取得、コミュニケーションが不可能あるいは困難 など
その他	<p><主として図※の a、b、c、d のニーズ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時的なけがの場合 (松葉杖やギブスを使用している場合など含む) ・難病、一時的な病気の場合 ・重い荷物、大きな荷物を持っている場合 ・初めての場所を訪れる場合 (不案内) など

注 高齢者、障害者等においては、重複障害の場合がある。

出典：「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」令和3年3月 国土交通省をもとに作成

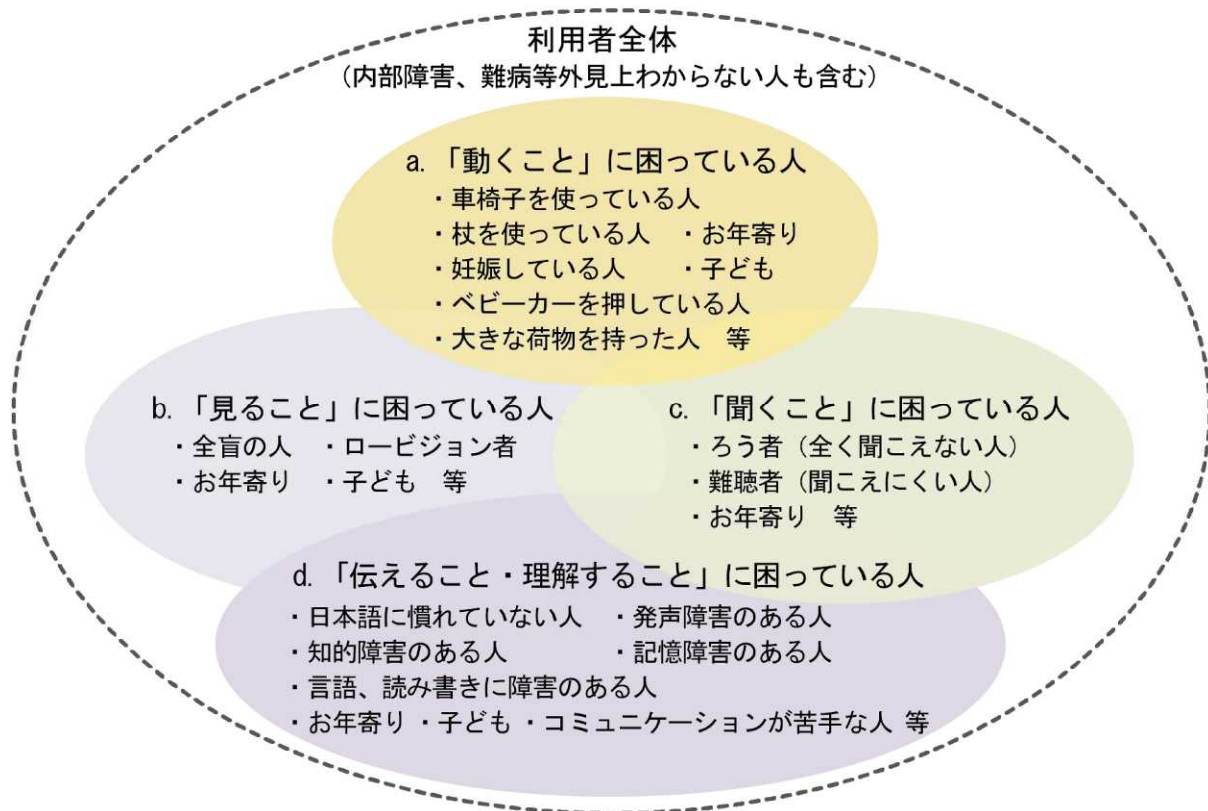
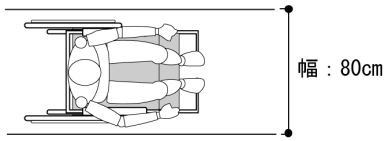


図 多様な利用者を移動の際に発生しうるニーズに基づいて整理したイメージ図

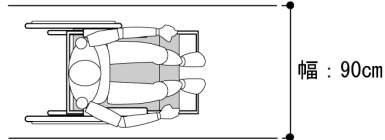
出典：「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」令和3年3月 国土交通省

【本ガイドラインにおける基本的な寸法】

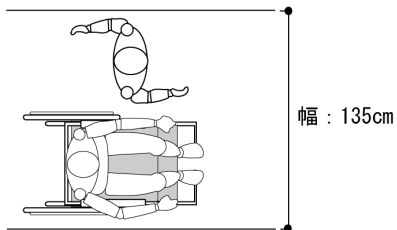
●通過に必要な最低幅



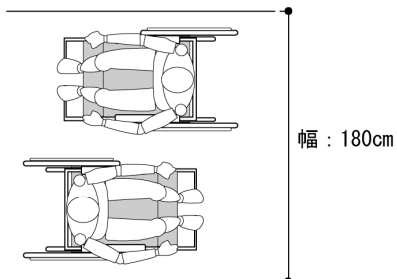
●余裕のある通過及び通行に必要な最低幅



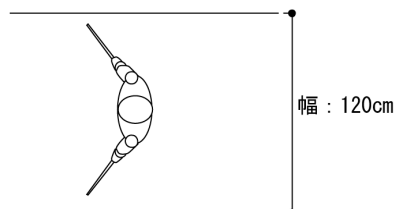
●車椅子と人のすれ違いの最低幅



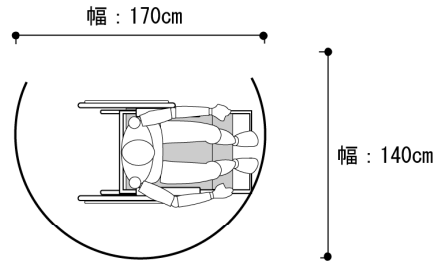
●車椅子と車椅子のすれ違いの最低幅



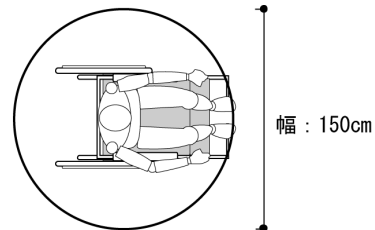
●松葉杖使用者が円滑に通行できる幅



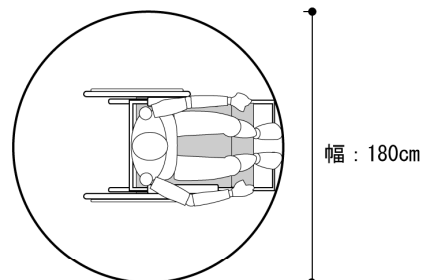
●車椅子が180度回転できる最低寸法



●車椅子が360度回転できる最低寸法



●電動車椅子が360度回転できる最低寸法



(注意) 手動及び電動車椅子の寸法：全幅 70cm、全長 120cm の場合 (JIS 規格最大寸法)

出典：「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」令和3年3月 国土交通省

※車椅子使用者の利用に配慮した幅の確保は、介助者の付き添いへの配慮にも有効である。
 ※手動式車椅子、電動車椅子及びハンドル形電動車椅子は、全長や全幅などの規格がJISに定められているが、リクライニング機能等を有する車椅子や二人乗りベビーカー等は、JISで定められた車椅子の全長や全幅の規格と比べて大きい場合がある。

【本ガイドラインの見方】

2-2-7 水飲場・手洗場

- 第十一条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち一以上は、高齢者、障害者等に適した構造のものでなければならない。
- 2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。

バリアフリー法及び都市公園移動等円滑化基準等の法令の条文を記載しています。

<基準の趣旨>

高齢者、障害者等には、のどの渇きや服薬等のため水飲み場を必要とする方もいるため、水飲み場を移動等円滑化園路の近くに設置し、それをわかりやすく伝えることは有効である。

水飲場・手洗場を設ける場合は、車いす使用者でも近づきやすく、高齢者等が利用しやすいよう、飲み口までの高さ、形状等に配慮するものとする。

基準の趣旨と整備にあたっての考え方を示しています。

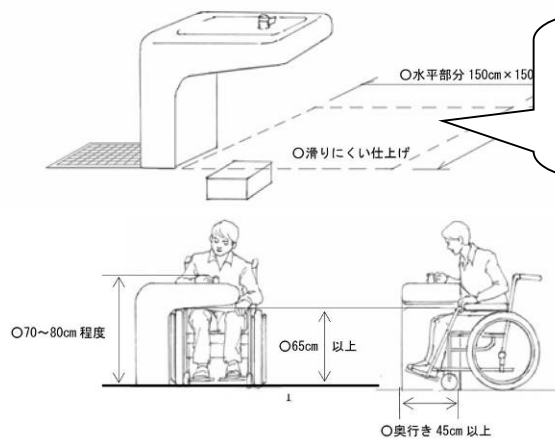
背景の図版は最後に差し替え

- 飲み口までの高さは、70～80cm程度とし、高齢者、障害者等が利用しやすいように下部に高さ65cm以上、奥行き40cm以上を確保する。手洗場に洗面器部分がある場合は、同様の基準とする。
- 水飲場及び手洗場の周辺の床面は、段がなく、平坦で固くしまりでも滑りにくい仕上げとする。
- 給水栓は、レバー式、押しボタン式等の使いやすいものとする。

らよう、使用方向 150cm 以上、のための踏台等を置く場合、

ガイドラインとして、「都市公園移動等円滑化基準」に基づく整備内容、標準的な整備内容及び望ましい整備内容を示しています。

○高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造



ガイドラインを理解しやすくするため具体的なイメージを示しています。

第2部 ガイドライン

第1章 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律のガイドライン

1-1 バリアフリー法の概要

(1) バリアフリー法の枠組み

- ① **バリアフリー法**：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
- ② **施行令**：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）
- ③ **施行規則**：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）
- ④ **都市公園移動等円滑化基準**：移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第115号）

【バリアフリー法】

(国の責務)

第四条 国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講ずべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、関係行政機関及びこれらの者で構成する会議における定期的な評価その他これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、教育活動、広報活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する国民の理解を深めるとともに、高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援、これらの者の高齢者障害者等用施設等の円滑な利用を確保する上で必要となる適正な配慮その他の移動等円滑化の実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(施設設置管理者等の責務)

第六条 施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国民の責務)

第七条 国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援、これらの者の高齢者障害者等用施設等の円滑な利用を確保する上で必要となる適正な配慮その他のこれらの者の円滑な移動及び施設の利用を確保するために必要な協力をするよう努めなければならない。

(公園管理者等の基準適合義務等)

第十三条 公園管理者等は、特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、当該特定公園施設（以下この条において「新設特定公園施設」という。）を、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例（国の設置に係る都市公園にあっては、主務省令）で定める基準（以下この条において「都市公園移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

- 2 前項の規定に基づく条例は、主務省令で定める基準を参酌して定めるものとする。
- 3 公園管理者は、新設特定公園施設について都市公園法第五条第一項の規定による許可の申請があった場合には、同法第四条に定める基準のほか、都市公園移動等円滑化基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、公園管理者は、当該新設特定公園施設が都市公園移動等円滑化基準に適合しないと認めるときは、同項の規定による許可をしてはならない。
- 4 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設を都市公園移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
- 5 公園管理者等は、その管理する特定公園施設（新設特定公園施設を除く。）を都市公園移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 6 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設について、高齢者、障害者等に対し、これらの者が当該新設特定公園施設を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。
- 7 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新設特定公園施設における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならない。

(市町村による情報の収集、整理及び提供)

第二十四条の七 第二十四条の二第四項の規定により移動等円滑化促進方針において市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項が定められたときは、市町村は、当該移動等円滑化促進方針に基づき移動等円滑化に関する事項についての情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(施設設置管理者による市町村に対する情報の提供)

第二十四条の八

2 路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等は、前条の規定により情報の収集、整理及び提供を行う市町村の求めがあったときは、主務省令で定めるところにより、高齢者、障害者等が特定路外駐車場、特定公園施設及び特別特定建築物を利用するために必要となる情報を当該市町村に提供するよう努めなければならない。

【施行規則】

(法第二条第四号の主務省令で定める施設又は設備)

第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第四号の主務省令で定める施設又は設備は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる便所又は便房であって、移動等円滑化の措置がとられたもの
 - イ 車椅子使用者が円滑に利用することができる構造の便所又は便房
 - ロ 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便所又は便房
- 二 次に掲げる駐車施設又は停車施設であって、移動等円滑化の措置がとられたもの
 - イ 車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設
 - ロ 車椅子使用者が円滑に利用することができる停車施設

1) 基本方針（第3条）

主務大臣は、移動等円滑化（高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること）の促進に関する基本方針を定めるものとする。

2) 国や地方公共団体等の責務（第4条～第7条）

3) 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置（第8条～第24条）

旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物について、新設時等における移動等円滑化基準適合義務、同基準適合維持義務、既存施設に係る同基準適合努力義務、新設特定公園施設の円滑利用のための情報提供、高齢者障害者等用施設等の適正利用推進のための広報・啓発活動の努力義務等について

定める。

4) 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する措置（第 24 条の 2～第 24 条の 8）

市町村による移動等円滑化促進方針の作成及び定期的な評価・見直しの努力義務、移動等円滑化促進方針の任意記載事項として移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供、並びに市町村の求めに応じた施設設置管理者による情報提供の義務又は努力義務等について定める。

5) 重点整備地区における移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施（第 25 条～第 40 条の 2）

① 基本構想の作成

市町村は、旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の高齢者、障害者等が生活上利用すると認められる施設を含む地区（重点整備地区）について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本構想を作成するよう努めるものとする。

② 基本構想の作成に際しての利用者、住民等の参加の促進等に係る措置

市町村が基本構想を策定する際には、利用者、住民等の意見を反映させるために必要な措置を講じるとともに、関係する施設管理者及び高齢者、障害者その他の市町村が必要を認める者で構成する協議会等を設置することができる。

③ 移動等円滑化のための特定事業の実施

関係する施設管理者等は、当該基本構想に即して移動等円滑化のための特定事業の実施計画を作成し、これに基づき、特定事業を実施するものとする。

また、旅客施設及び車両等並びに建築物に係る特定事業で主務大臣の認定を受けたものに対する地方公共団体の助成に係る地方債の特例を設ける。

6) 移動等円滑化経路協定（第 41 条～第 51 条）

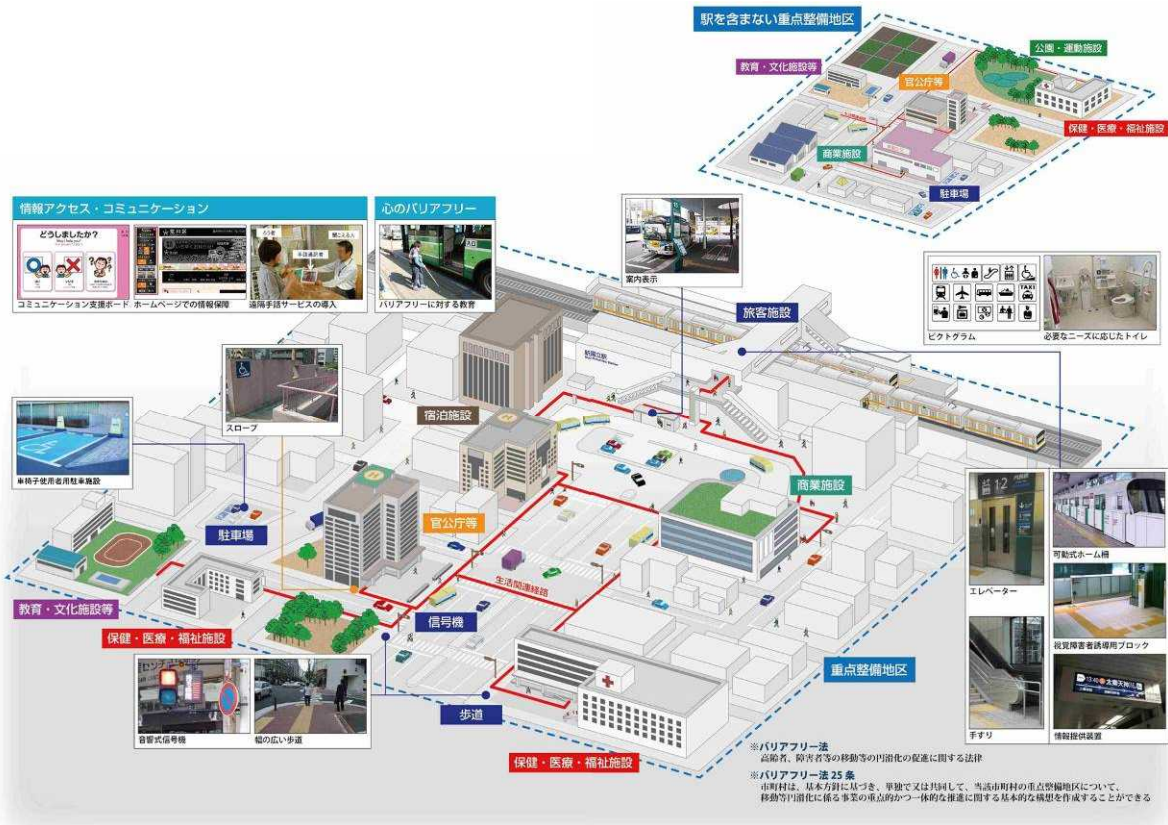
7) 移動等円滑化施設協定（第 51 条の 2）

8) 雑則・罰則（第 52 条～第 66 条）

参考 マスタープラン・基本構想のイメージ図



参考 基本構想の概要



出典：「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」令和3年3月 国土交通省総合政策局安心生活政策課

1-2 バリアフリー法における都市公園に関する枠組み

(1) 特定公園施設

【施行令】

第三条 法第二条第十五号の政令で定める公園施設は、公園施設のうち次に掲げるもの（法令又は条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置がとられていることその他の事由により法第十三条の都市公園移動等円滑化基準に適合させることが困難なものとして国土交通省令で定めるものを除く。）とする。

一 都市公園の出入口と次号から第十二号までに掲げる公園施設その他国土交通省令で定める主要な公園施設（以下この号において「屋根付広場等」という。）との間の経路及び第六号に掲げる駐車場と屋根付広場等（当該駐車場を除く。）との間の経路を構成する園路及び広場

二 屋根付広場

三 休憩所

四 野外劇場

五 野外音楽堂

六 駐車場

七 便所

八 水飲場

九 手洗場

十 管理事務所

十一 掲示板

十二 標識

【12の特定公園施設指定の趣旨】

都市公園は、不特定かつ多数の者が利用する公共施設であり、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう整備する必要がある。

都市公園の公園施設には、園路、広場等のように移動等円滑化の対象として考えられるものがある一方、井戸、水門、植栽等、公園施設の目的や特性から、公園利用者の利用に直接関わらず通常移動等円滑化の対象として想定されないものもある。また、図書館、宿泊施設等、建築基準法（昭和25年法律第201号）に定める建築物であって、バリアフリー法第2条第18号に規定する特定建築物及び同条第19号に規定する特別特定建築物については、バリアフリー法第14条に規定する建築物移動等円滑化基準への適合義務も課せられる。

このため、都市公園法第2条第2項に規定する公園施設のうち、高齢者や障害者等の円滑な移動・利用上の利便性及び安全性を確保するために移動等円滑化の

必要性が高く、かつ全国一律の基準で移動等円滑化が必要なものを「特定公園施設」と規定し、その新設・増設・改築について、公園管理者等に対して、都市公園移動等円滑化基準適合義務（第13条第1項）及び同基準適合維持義務（第13条第4項）を課すとともに、既存のものについても、同基準適合努力義務（第13条第5項）を課すこととしている。

特定公園施設としては、具体的には、都市公園の出入口及び駐車場と主要な公園施設間の経路を構成する園路及び広場、屋根付広場、休憩所、野外劇場、野外音楽堂、駐車場、便所、水飲場、手洗場、管理事務所、掲示板、標識を定めている。

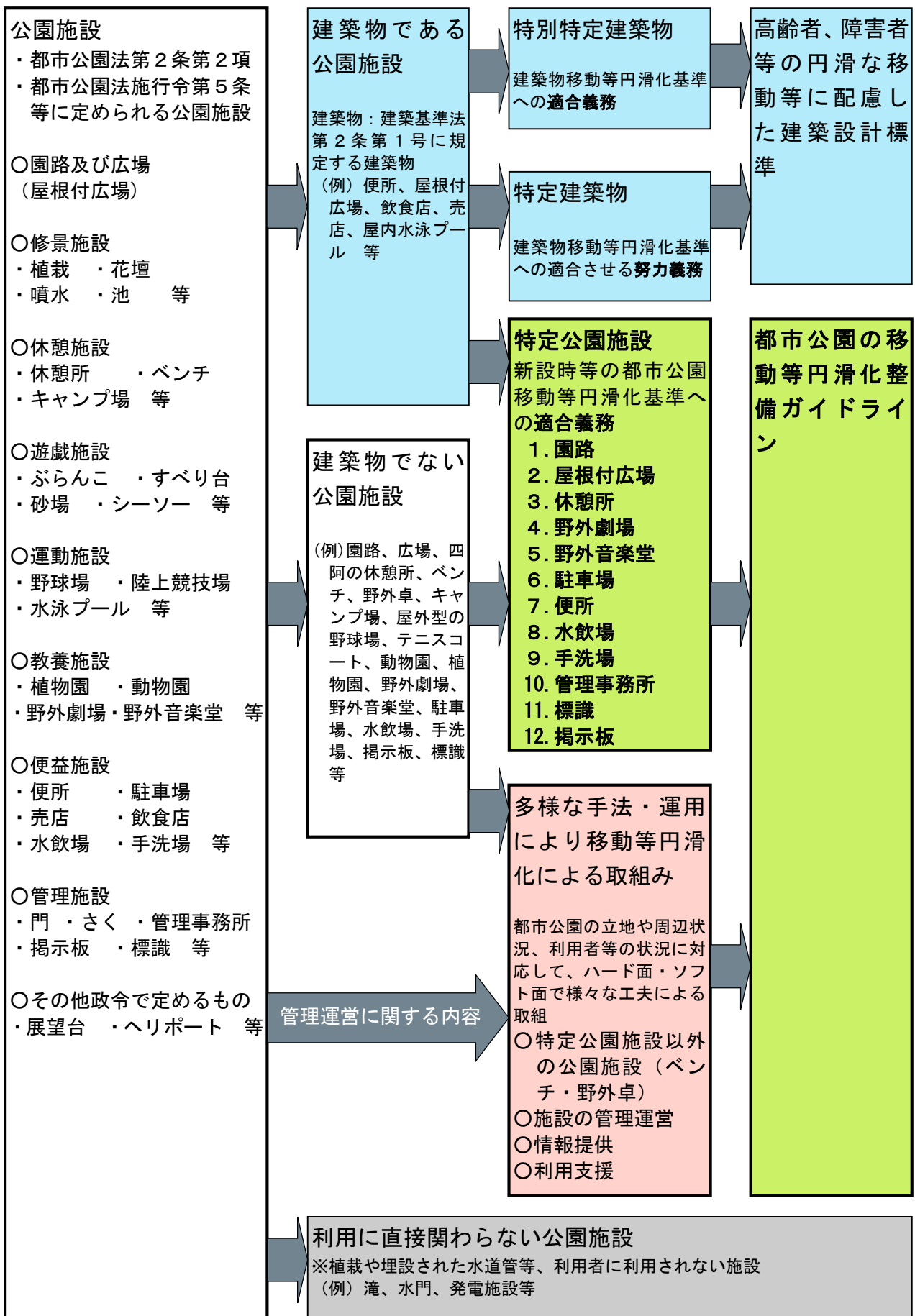
また、地方公共団体によっては福祉のまちづくり条例やそれに基づく施設整備ガイドラインを定めて、公園施設のバリアフリー化に取り組んでいる場合があり、それらも踏まえて施設整備を行う必要がある。

なお、公園施設を設置・管理する者としては、公園管理者のほか、都市公園法第5条第2項の許可を受けた者も該当し、こうした公園管理者以外の者の設置・管理する公園施設についても、バリアフリー法第13条に基づき、前述の都市公園移動等円滑化基準適合義務、同基準適合維持義務及び同基準適合努力義務の対象となる。

<ガイドライン>

- ◎園路及び広場については、当該公園の園路及び広場うち、都市公園の出入口と施行令第3条第2号から第12号までの公園施設その他主要な公園施設（以下「屋根付広場等」という。）との間の経路及び駐車場と屋根付広場等（当該駐車場を除く10施設）との間の経路を構成する園路及び広場を対象とする。
- ◎主要な公園施設とは、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等の利用が見込まれる施設であり、当該都市公園の設置の目的を鑑みて重要と認められる施設である。
- ◎特定公園施設については、新設、増設又は改築の際に都市公園移動等円滑化基準適合義務及び同基準適合維持義務が生じ、既存のものについては同基準適合努力義務が課せられる。
- ◇特定公園施設以外の公園施設についても、バリアフリー法の趣旨に則り、当該都市公園の設置目的、利用状況等を鑑み、可能な限り移動等円滑化することが望ましい。

図 特定公園施設及び本ガイドラインの対象の考え方



(2) 特定公園施設の例外規定

【施行規則】

第二条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条の国土交通省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 工作物の新築、改築又は増築、土地の形質の変更その他の行為についての禁止又は制限に関する文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）その他の法令又は条例の規定の適用があるもの
- 二 山地丘陵地、崖その他の著しく傾斜している土地に設けるもの
- 三 自然環境を保全することが必要な場所又は動植物の生息地若しくは生育地として適正に保全する必要がある場所に設けるもの

公園施設のうち、

- ① 当該公園施設を設置する都市公園内に保存・保全が必要な文化財や史跡・名勝等が存在し、土地の形質の変更等を制限する法令・条例の規定の適用があるもの
 - ② 都市公園内の山地丘陵地、崖その他の著しく傾斜している土地等に設けるもの
 - ③ 都市公園内の自然環境や動植物の生息地を保全することが必要な場所等に設けるもの
- については、都市公園移動等円滑化基準に適合させることが困難なものとして、特定公園施設の対象から除かれる。

<ガイドライン>

◇都市公園移動等円滑化基準への適合が困難なものとして、例外規定を適用する場合においても、当該都市公園の設置の目的のほか、公園整備計画、管理運営の方針等を踏まえるとともに、障害者団体や支援者団体、利用者や周辺住民の意見を聴取するなどにより、合意形成を図りつつ、対応策を検討することが望ましい。

都立庭園におけるバリアフリー化について

■対応の考え方

東京都は、特別名勝・特別史跡である浜離宮恩賜庭園など、文化財に指定されている9つの庭園を管理している。これらの都立庭園は、我が国が世界に誇る貴重な歴史・文化遺産であり、高齢者、障害者、外国人を含むすべての人が十分に観賞できるよう配慮されるべきものである。

一般の公園では、階段のスロープ化や入口の拡幅など、比較的容易に施設改良を進めることができる。しかし、文化財指定を受けているこれらの庭園は、芸術的・歴史的な価値を後世に継承するため、現状を改変することに極めて厳しい制約が設けられている。

東京都では、これらの庭園の本質的な価値を損なわないよう配慮しながら、いかにしてバリアフリー化を進めるかという課題について、2001年（平成13年）に考え方の整理を行った。

この検討結果は、自然保護上の配慮が求められる場合や地形上の制約がある場合など、現状の改変がむずかしい場合のバリアフリー化にも応用できるため、概要を紹介する。

1 庭園構成の概念

庭園の構成を以下の3つの概念で区分する（図1）

(1) 歴史的部分

文化遺産を構成する芸術的、歴史的価値を持つ部分。もしもこれが改変された場合には文化財としての価値を損なうことになる。

(2) 付加部分

適切な利用を図るため後世において設けられた部分で、文化遺産としての構成に直接かわらないもの。管理や解説のための施設、駐車場、飲食施設、休憩所など。

(3) 上記二者の判断が難しい部分。

後世において改変された可能性がある部分や、歴史的部分の緩衝エリアとしての役割を持つ部分など。

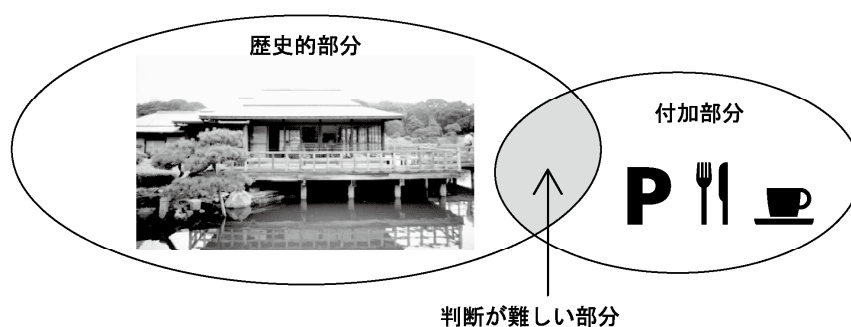


図1 文化財庭園の構成の概念

2 対応の進め方（図2）

- (1) 現状の改変を避けるため、管理運営による対応を検討する（人的介助、福祉用具や可搬式機具等）。
- (2) 施設整備による対応については、上記「1」の3つの区分について、下記に沿って取り組む。
 - ① 歴史的部分
復元や修復が必要である部分について、その内容がバリアフリー対策に合致する場合に施設的な対応を実施する。
 - ② 付加部分
既存の基準類に沿って、歴史的部分と調和するように施設整備を行う。
 - ③ 判断が難しい部分
十分な調査検討に基づき慎重に対応する。
- (3) 上記、(1)、(2)の対応が難しい場合には写真やビデオなどの代替手段により観賞を確保する。

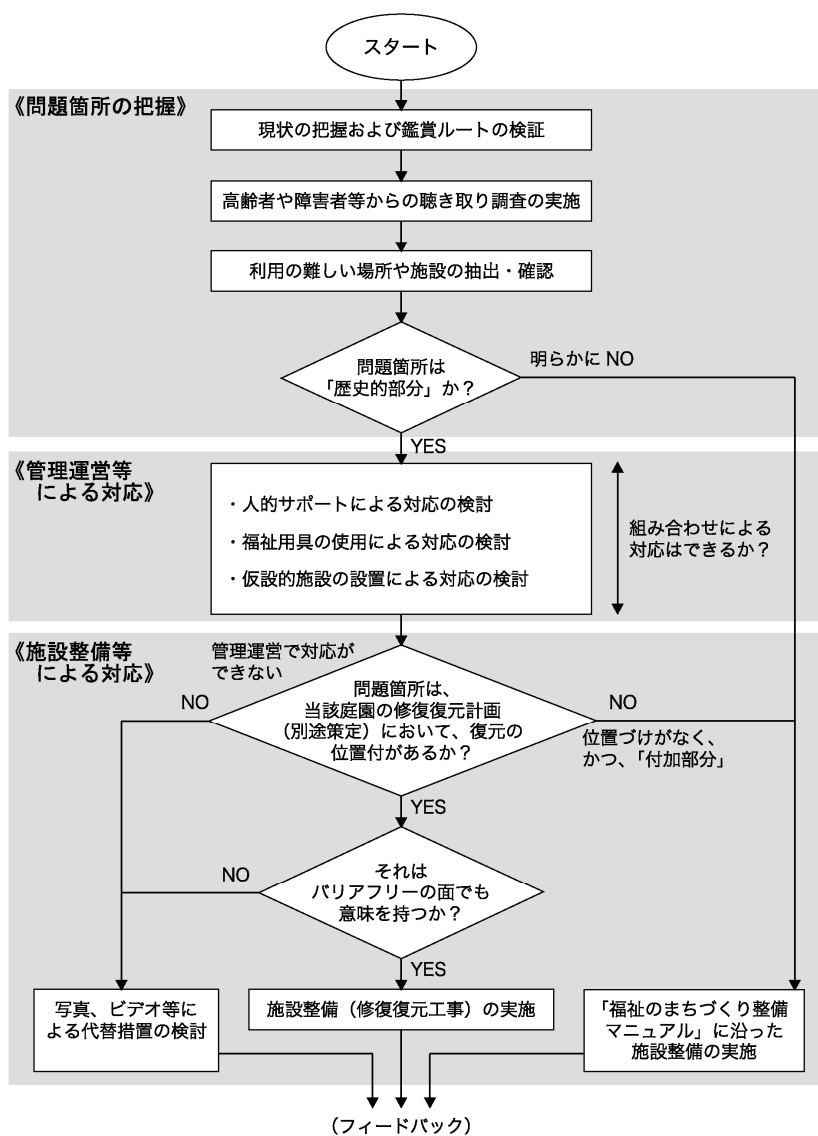


図2 都立公園におけるバリアフリー化の検討

出典：「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（平成31年3月改訂版）」東京都

(3) 公園管理者等が講ずべきソフト面の措置

1) 高齢者、障害者等が施設を円滑に利用するために必要となる情報の提供について

公園管理者等は、バリアフリー法第 13 第 6 項に基づき、管理等する新設特定公園施設について、高齢者、障害者等に対し、これらの者が当該特定公園施設を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するように努めなければならない。

2) 公園管理者等による市町村に対する情報の提供について

市町村が作成する移動等円滑化促進方針（マスタープラン）又は基本構想において、市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供（バリアフリーマップ等の作成）に関する事項が定められたときは、当該市町村は、当該事項についての情報の収集、整理及び提供を行う。

公園管理者等は、バリアフリー法第 24 条の 8 第 2 項に基づき、当該市町村の求めがあったときは、高齢者、障害者等が特定公園施設を利用するために必要となる情報を当該市町村に提供するように努めなければならない。

3) 高齢者障害者等用施設等の利用における適正な配慮についての広報活動及び啓発活動について

公園管理者等は、バリアフリー法第 13 第 7 項に基づき、その管理する新設特定公園施設の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新設特定公園施設における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うように努めなければならない。

第2章 都市公園移動等円滑化基準に関するガイドライン

2-1 総則

【都市公園移動等円滑化基準】

(趣旨)

第一条 この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十三条第一項に規定する都市公園移動等円滑化基準を条例で定めるにあたって参酌すべき基準(国の設置に係る都市公園にあつては同項に規定する都市公園移動等円滑化基準)を定めるものとする。

施行令第3条で定められた特定公園施設【P19 参照】については、新設、増設又は改築の際には、公園管理者等に都市公園移動等円滑化基準適合義務が課せられる。また、既存の管理している特定公園施設についても、同基準適合努力義務が課せられる(バリアフリー法第13条第1項、第4項、第5項【P15 参照】)。

なお、平成23年8月に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第2次一括法)」により、バリアフリー法の一部が改正され、地方公共団体が設置する都市公園における特定公園施設の設置に関する基準については、省令で定める基準を参酌して地方公共団体が条例で定めることとなった。(平成24年4月1日施行)【P●, ●参照】

(一時使用目的の特定公園施設)

第二条 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、この省令の規定によらないことができる。

都市公園は、地震災害時等に地域の防災拠点や避難地として機能するものがあり、当該公園では、災害応急対策のために一時的に使用する災害用トイレや水飲場等を設置する場合がある。

このため、災害時の緊急対応が求められる状況下では、移動等円滑化を図ることが困難な場合があることから、都市公園移動等円滑化基準適合義務等の適用除外とすることができることとしたものであるが、できる限り障害者、高齢者に配慮して設置することが望ましい。

2-2 特定公園施設に関するガイドライン

2-2-1 園路及び広場

【都市公園移動等円滑化基準】

第三条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号。以下「令」という。）第三条第一号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、九十センチメートル以上とすることができる。

ロ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち一以上は、九十センチメートル以上とすること。

ハ 出入口からの水平距離が百五十センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ニ ホに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ホ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。

二 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、百八十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、五十メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を百二十センチメートル以上とすることができる。

ロ ハに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

ニ 縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八パーセント以下とすることができる。

ホ 横断勾配は、一パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、二パーセント以下とすることができる。

- へ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- 三 階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - イ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 - ロ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。
 - ハ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 - ニ 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
 - ホ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。
 - へ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- 四 階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。
- 五 傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、九十センチメートル以上とすることができる。
 - ロ 縦断勾配は、八パーセント以下とすること。
 - ハ 横断勾配は、設けないこと。
 - ニ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
 - ホ 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅百五十センチメートル以上の踊場が設けられていること。
 - へ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 - ト 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- 六 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、さく、令第十一条第二号に規定する点状ブロック等及び令第二十一条第二項第一号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。
- 七 次条から第十一条までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ一以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第百十号）第二条第二項の主要な公園施設に接続

していること。

【施行令】

第三条 法第二条第十五号の政令で定める公園施設は、公園施設のうち次に掲げるもの（法令又は条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置がとられていることその他の事由により法第十三条の都市公園移動等円滑化基準に適合させることが困難なものとして国土交通省令で定めるものを除く。）とする。

- 一 都市公園の出入口と次号から第十二号までに掲げる公園施設その他国土交通省令で定める主要な公園施設（以下この号において「屋根付広場等」という。）との間の経路及び第六号に掲げる駐車場と屋根付広場等（当該駐車場を除く。）との間の経路を構成する園路及び広場

二～十二 略

【施行規則】

第二条

- 2 令第三条第一号の国土交通省令で定める主要な公園施設は、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設その他の公園施設のうち、当該公園施設の設置の目的を踏まえ、重要と認められるものとする。

(1) 園路及び広場の基本的な考え方 (基準第3条柱書及び第7号)

<基準の趣旨>

園路及び広場に関する基準は、下の図のような構成となっている。なお、本ガイドラインにおいては、都市公園移動等円滑化基準の第三条第一号から第七号の基準に適合する園路及び広場を、「移動等円滑化園路」という。

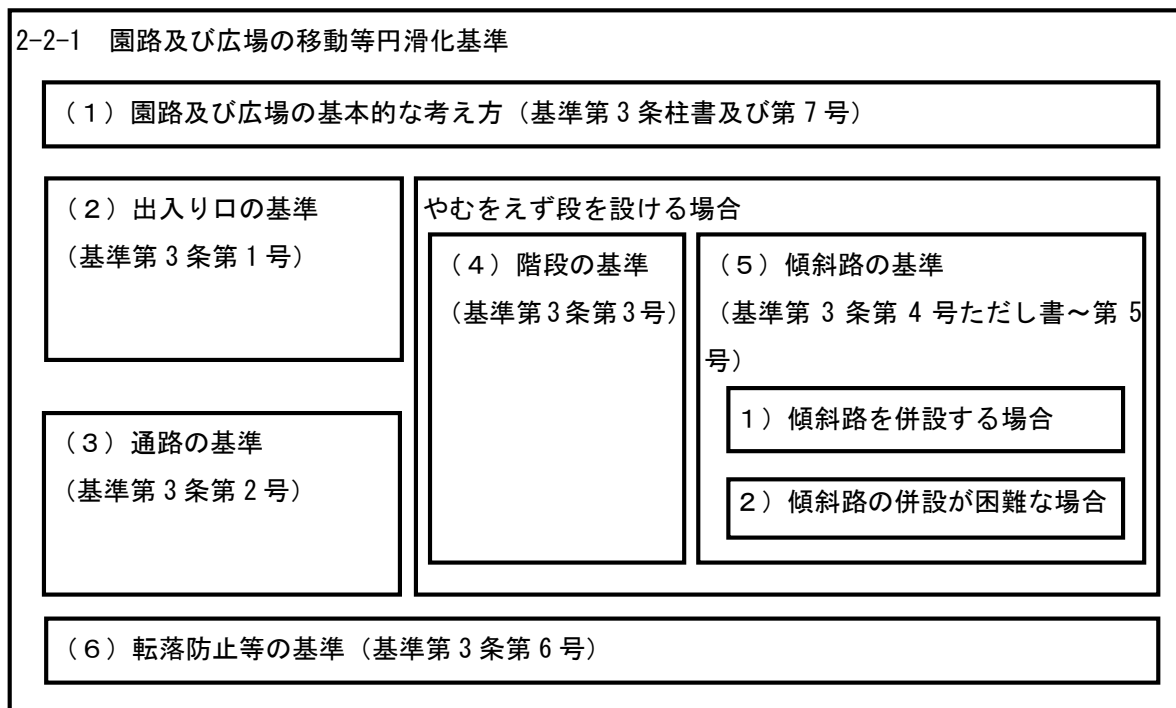


図 園路及び広場に関する移動等円滑化基準の体系

高齢者、障害者等の移動や施設利用の利便性、安全性を向上するためには、都市公園の出入口及び駐車場から特定公園施設及び「主要な公園施設」【P34 参照】に至るまでの経路を確保し、当該経路を移動等円滑化する必要がある。各施設に至るうえで最も一般的と認められる経路を移動等円滑化するとともに、高齢者、障害者等が多様な利用ができるよう、他の経路についても可能な限り移動等円滑化することが望ましい。

また、高齢者、障害者等が、自分のいる場所を把握しやすいよう、目的地に行きやすいように、移動等円滑化園路を連続した明快で簡潔な動線やわかりやすい空間構成とすることが重要である。

「主要な公園施設」とは、都市公園法施行令第5条における公園施設のうち、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等の利用が見込まれる施設で、当該都市公園の設置の目的のほか、公園整備計画、管理運営の方針等を鑑みて公園管理者等が設定する。

〔都市公園法施行令第5条における公園施設〕

修景施設：植栽、芝生、花壇、噴水、池など

休養施設：休憩所、ピクニック場、キャンプ場など

遊戯施設：ぶらんこ、滑り台、シーソー、砂場など

運動施設：野球場、陸上競技場、サッカー場、水泳プール、リハビリテーション用運動施設など

教養施設：植物園、温室、動物園、水族館、自然生態園、体験学習施設など

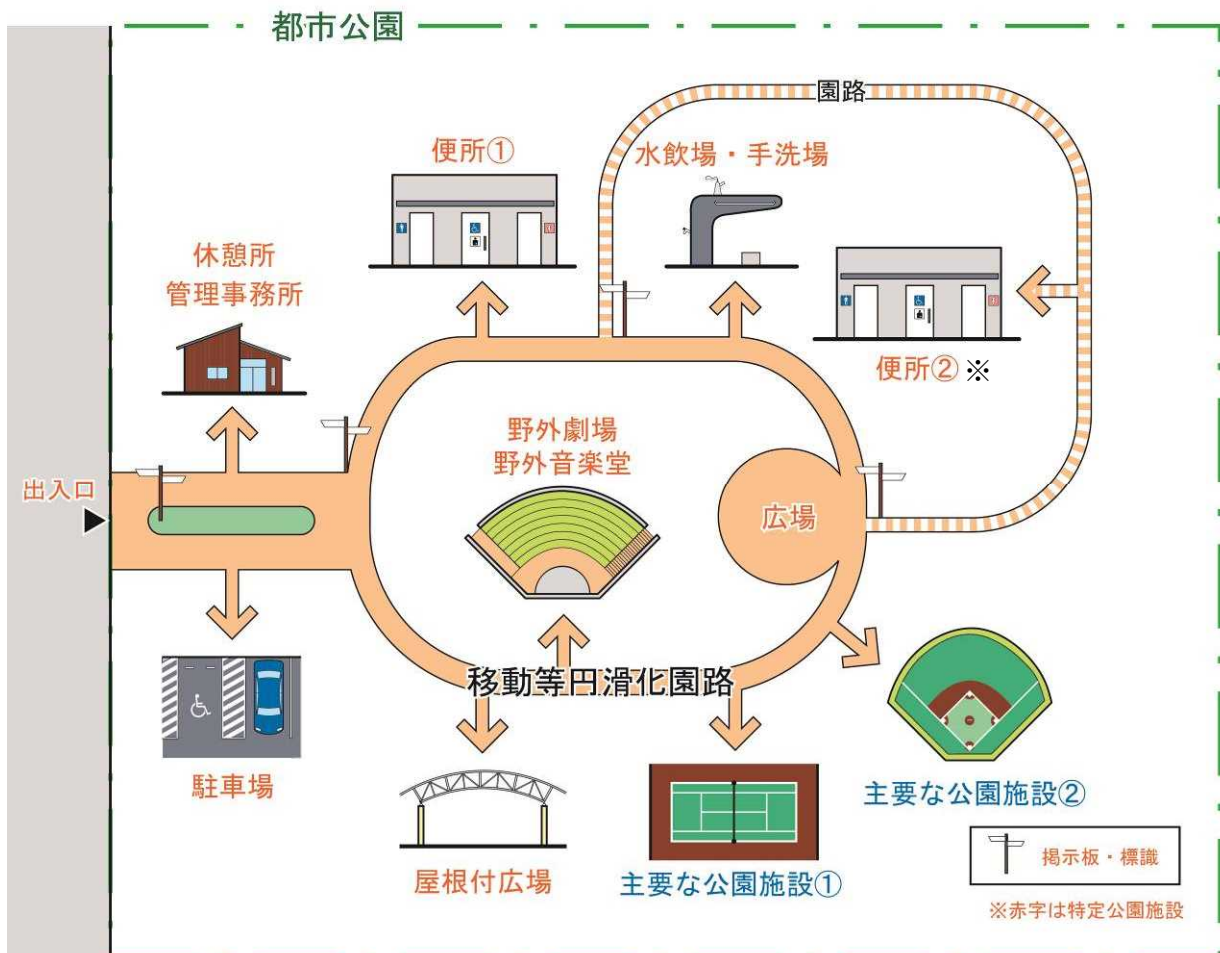
便益施設：売店、飲食店、駐車場、便所、水飲場、手洗場など

その他：展望台、集会所など

＜ガイドライン＞

① 移動等円滑化園路の考え方（基準第3条柱書及び第7号）

移動等円滑化園路の概念図

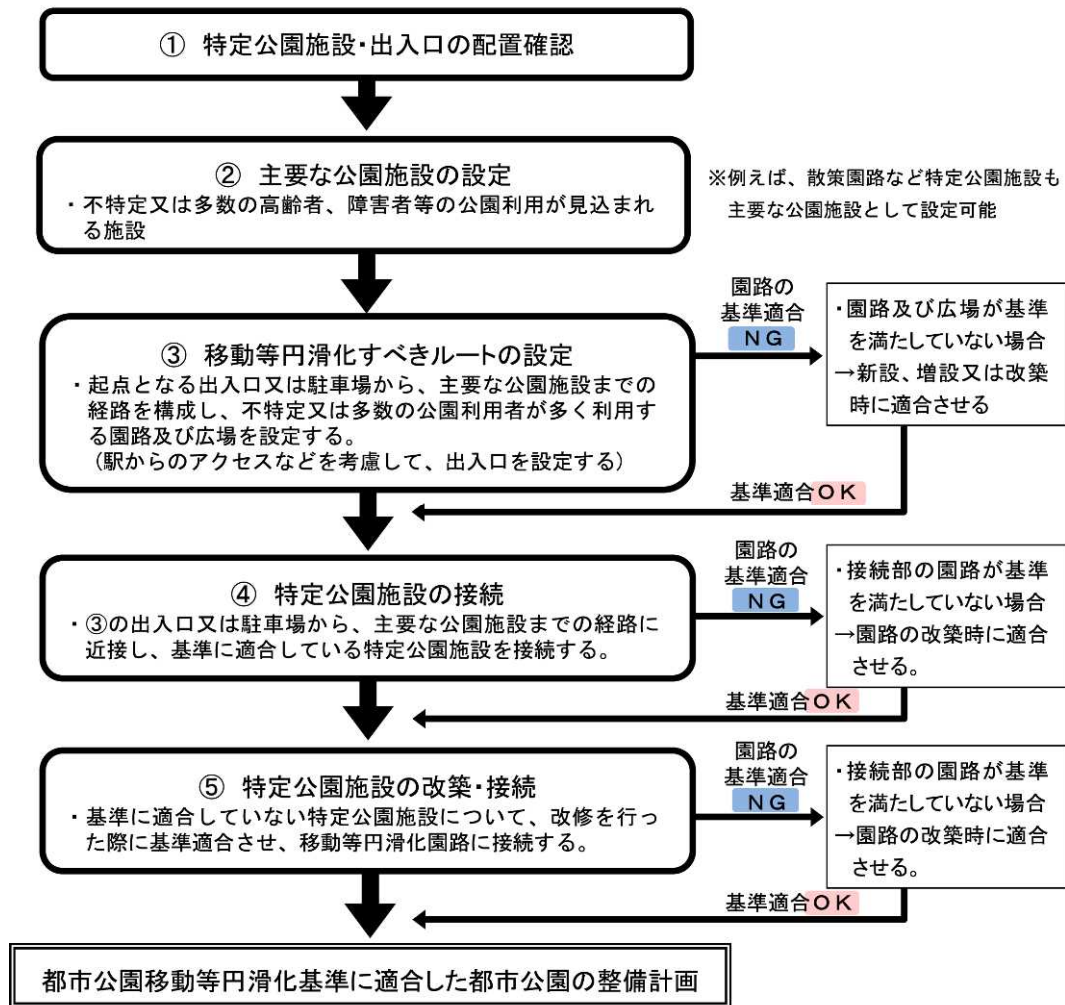


- ※ ◇ 公園内に複数の便所を設ける場合、全てにバリアフリートイレを設置することが望ましい。
- ◎ 移動等円滑化基準に適合する特定公園施設が設置されている場合、特定公園施設の種別毎に、それぞれ1以上の施設と移動等円滑化園路を接続させる。
- ◇ 可能な限り移動等円滑化園路を複数確保することが望ましい。

◎移動等円滑化基準に適合する特定公園施設（園路及び広場を除く）が設置されている場合、移動等円滑化園路は、これらの施設のうち、それぞれ1以上と接続させる。

◎主要な公園施設には、移動等円滑化園路を接続させる。

参考 既存公園の再整備計画の作業フロー



出典：「ユニバーサルデザインによる みんなのための公園づくり（改訂版）」平成 29 年 （一社）日本公園緑地協会

○掲示板及び標識については、移動等円滑化園路に近接させる。

◇都市公園内の特定建築物及び特別特定建築物についても接続させることが望ましい。

◇移動等円滑化園路は、主要な公園施設へのアクセスに対して迂回路とならない設定とすることが望ましい。

◇歩行者用の出入口と駐車場がある場合は、それぞれ1以上の経路を移動等円滑化することが望ましい。

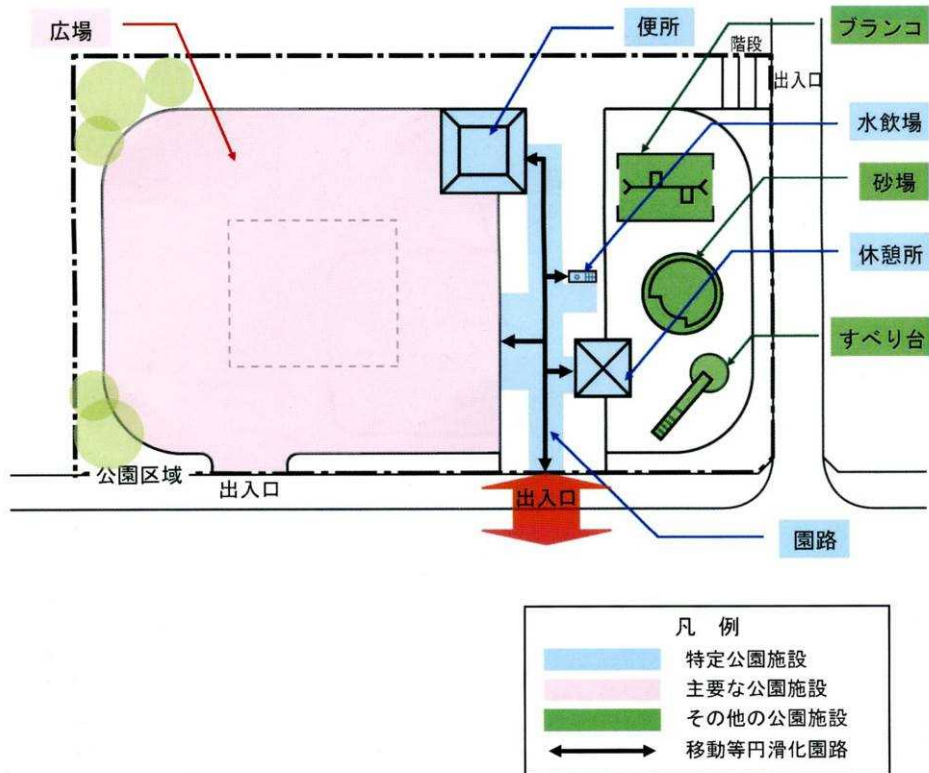
◇移動等円滑化園路が接続する特定公園施設及び主要な公園施設の出入口手前には、施設に安全で円滑に出入りができるよう 150 cm×150 cm以上の水平面を確

保することが望ましい。

◇高齢者、障害者等が多様な利用ができるよう、可能な限り移動等円滑化園路を複数確保することが望ましい。

◇工事等の実施により移動等円滑化園路が遮断される場合には、工事を実施する旨の案内表示や、工事中の迂回路をわかりやすく示すことが望ましい。

参考 新設公園の特定公園施設、主要な公園施設の配置と接続の例（街区公園）



出典：「ユニバーサルデザインによる みんなのための公園づくり（改訂版）」平成 29 年 （一社）日本公園緑地協会

② 主要な公園施設の考え方

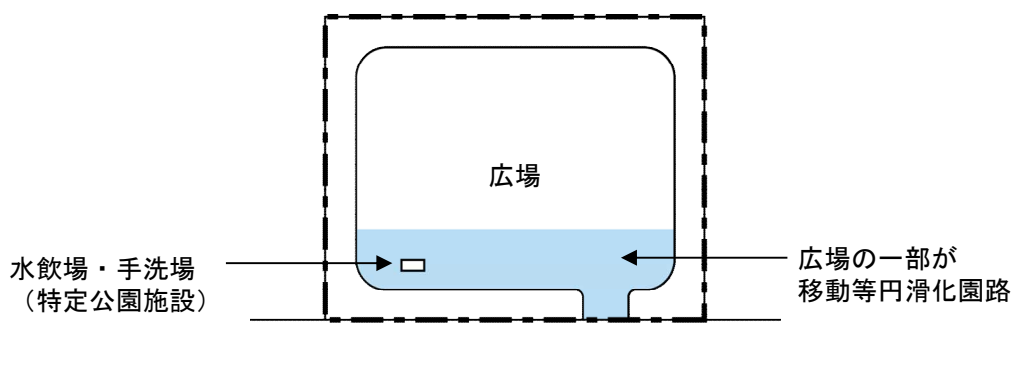
◇主要な公園施設は、当該都市公園の設置の目的のほか、公園整備計画、管理運営の方針等を踏まえるとともに、利用者や周辺住民の意見を聴取するなどにより設定することが望ましい。

◇公園施設のうち、特定建築物、特別特定建築物に該当する施設がある場合は、主要な公園施設として位置づけることが望ましい。

③ 移動等円滑化園路を構成する広場の考え方

○特定公園施設や主要な公園施設を利用するために、広場内を移動しなければならない場合は、当該広場は園路と同等の機能を担うものとして、移動等円滑化園路とする。例えば、都市公園の出入口に広場が接しており、園路が設置されていない場合は、当該広場の一部を移動等円滑化園路とする必要がある。

移動等円滑化園路を構成する広場の概念図



(2) 出入口の基準 (基準第3条第1号)

<基準の趣旨>

移動等円滑化園路の出入口(すなわち、都市公園の出入口)は、高齢者、障害者等が通過しやすいよう、段差を設けず、十分な幅を確保する。

また、出入口は公道の動線と交差するなど危険性が高い場所であるため、水平面の確保により、車椅子使用者等の安全性の確保に努める。また、危険の認知が困難な高齢者、障害者等のために、表示の工夫等により安全性の確保に努めることが重要である。

<ガイドライン>

① 有効幅

《車止めを設けない場合》

- ◎都市公園の出入口の有効幅は、車椅子使用者と横向きの人がすれ違えるよう120cm以上とする。地形の状況その他の特別の理由により、やむを得ない場合でも、車椅子使用者が通過しやすいよう、90cm以上の有効幅を確保する。

《車止めを設ける場合》

- ◎車止めを設ける場合は、車椅子使用者が通過しやすいよう、1以上の車止めの間隔について、有効幅90cm以上を確保する。
- ◎有効幅については、車止めの最上部まで90cm以上を確保したものとする。
- 車止めを複数列配置する場合は、車椅子使用者等が円滑に通行できるような配置とする。
- 半円形の車止めや回転しながら進入する車止め等の特殊な形状の車止めは、車椅子使用者等の通行に支障を来す場合があることから、公園の立地や利用状況を踏まえて必要性等を慎重に検討するとともに、車椅子の寸法や回転性能等を考慮したものとする。
- ◇車止めは、白杖で認知しやすい形状や弱視者等が認知しやすいものとするのが望ましい。
- ◇避難場所等になっている公園に車止めを設置する場合は、可動式のものを設置するのが望ましい。
- ※車両の進入防止等を目的として、可動式のプランター等を設置する場合においても、《車止めを設ける場合》のガイドラインに準じたものとするのが望ましい。

参考 ハンドル形電動車椅子の寸法（全長・全幅）及び回転性能）

■ 最大寸法

単位：mm

区分	最大寸法
全長（L ₀ ）	1200
全幅（W ₀ ）	700
全高（H ₀ ）	1200

■ 回転性能

- 1. 2M 形（タイプ I） 幅 1.2m の直角路を曲がらなければならない。
- 1. 0M 形（タイプ II）
 - a) 幅 0.9m の直角路を 5 回まで切返して曲がれなければならない。
 - b) 幅 1.0m の直角路を切返しなしで曲がれなければならない。
 - c) 1.8m 未満の幅で 180°の回転ができなければならない。

出典：JIS T9208 ハンドル形電動車椅子

② 水平面

◎出入口には、車椅子使用者等が安全で円滑に出入りができるように、地形の状況等の特別の理由によりやむを得ない場合を除き、長さ 150cm 以上の水平面を設置する。

○水平面の表面は、平坦で固くしまっていて滑りにくい舗装とする。

○横断側溝の上蓋等は、車椅子やベビーカー等の車輪、杖や靴の踵等が挟まらない構造で、滑りにくい表面とするなど、高齢者、障害者等の通行の支障にならない構造とする。

◇車止めを設ける場合は、その前後に長さ 150cm 以上の水平面を設置することが望ましい。

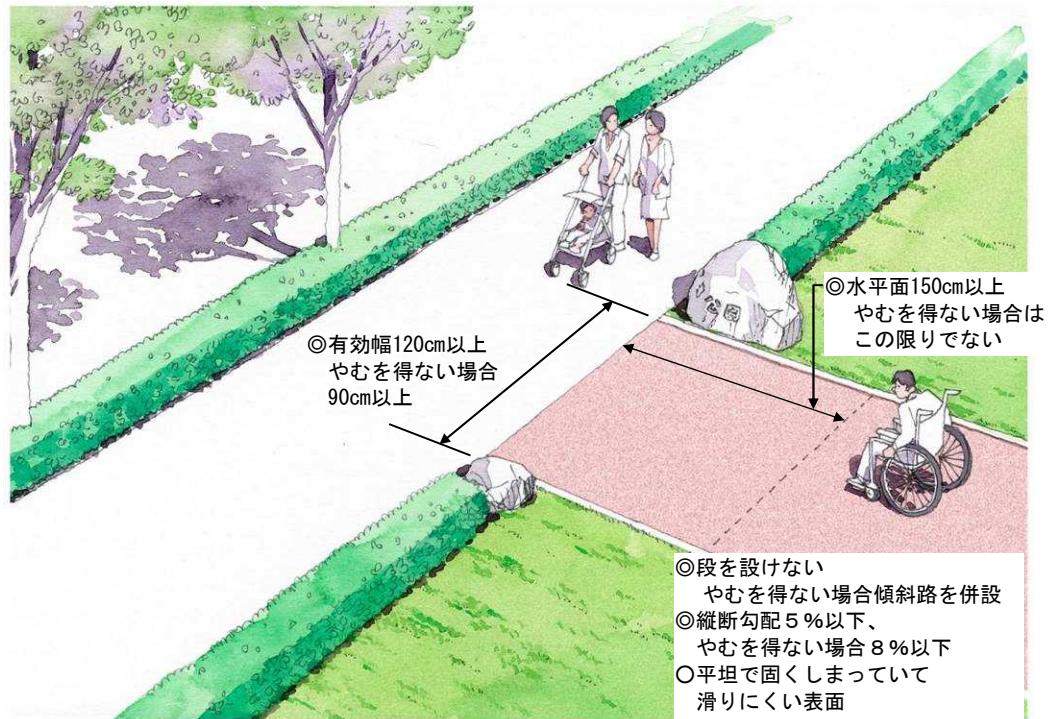
◇出入口が車道に面する場合には、危険の認知が困難な高齢者、障害者等の注意喚起のため、出入口で止まることがわかりやすいよう表示することが望ましい。

③ 段

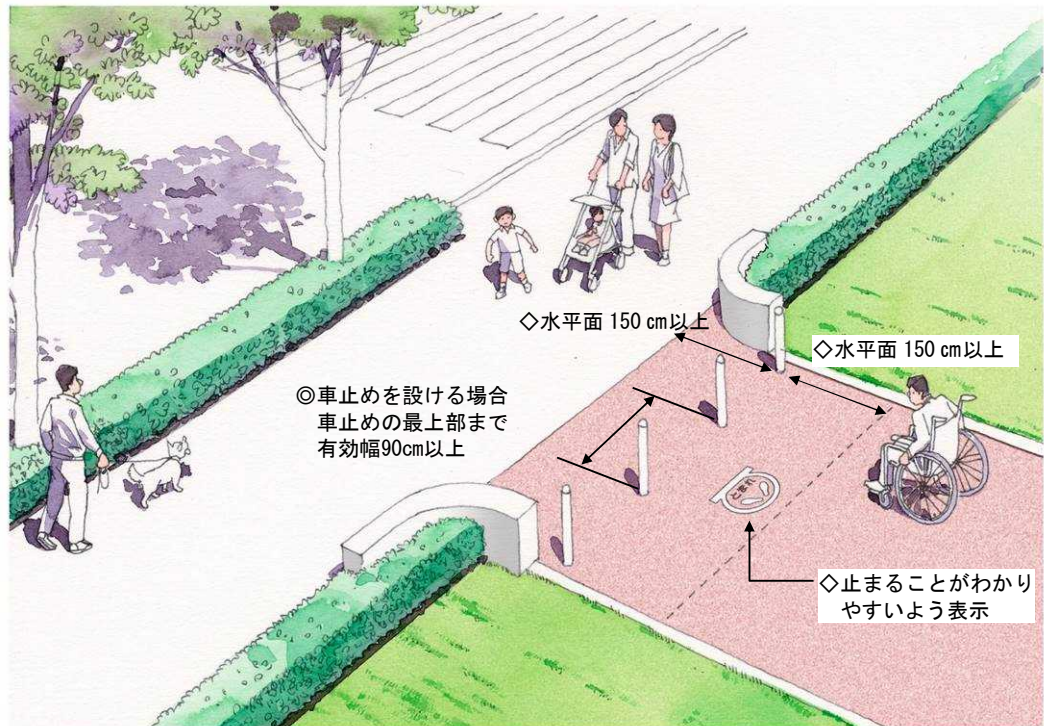
◎車椅子使用者等の通行の支障となる段差は設けない。ただし、水処理や地形の状況、その他の特別の理由※によりやむを得ず段差が生じる場合は、車椅子使用者等の通行の支障にならないよう傾斜路を併設する。

※丘陵地など急峻な地形に立地するなど十分なすりつけの場所を確保できない、又は、景観や文化財等に重大な影響が出るなど土地の改変に制約があり、工夫してもなお、対応させることができない場合を言う。

車止めを設けない場合



車止めを設ける場合



事例 出入口の車止め（車椅子の通行に配慮し、車止めを再整備）



- ・改修前はバイク進入禁止のため、半円形の車止めを設置し、さらに夜間は隙間部分に逆U字型の車止めを設置していたが、車椅子が通行しやすいようポール型の車止めに変更。バイクの進入防止対策として、車止めに規制サインを設置。（東京都立辰巳の森緑道公園）

事例 止まる位置のわかりやすい表示

- ・道路上の足型マークは、歩道と車道の交差する手前等に、足形のマークを設置することで、止まって左右確認することを注意喚起するとともに、止まる位置を確認しやすくしている。



出典：「知的障害、発達障害、精神障害のある人のための施設整備のポイント」平成 21 年 3 月 国土交通省

(3) 通路の基準 (基準第3条第2号)

<基準の趣旨>

移動等円滑化園路の通路は、高齢者、障害者等が円滑に移動できるよう連続性の確保に努める必要がある。

また、園路の勾配は、高齢者、障害者等（特に高齢者や車椅子使用者等）に配慮して可能な限り小さくする必要があるが、地形の状況等により縦断勾配を設ける場合は5%以下とする。ただし、地形の問題等によりすりつけが困難な場合等があるので、高齢者、障害者等の円滑な移動及び利用が確保される場合は、部分的に8%の縦断勾配まで許容する。

車椅子使用者の行き違いに配慮した通路幅を確保することは、介助が必要な高齢者、障害者等への配慮としても有効である。

<ガイドライン>

① 有効幅

◎通路の有効幅は、車椅子使用者同士が行き違いやすいよう、介助が必要な高齢者、障害者等が行き違いやすいよう、180cm以上とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50m以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120cm以上とする。

○幅を120cm以上とする場合は、車椅子使用者同士が円滑にすれ違えるよう、車椅子が転回できる場所までの見通しを確保するよう配慮する。

○車椅子使用者が回転及びすれ違いができる寸法として、180cm×180cm以上の広さを確保する。

② 段

◎車椅子使用者等の通行の支障となる段差は設けない。ただし、水処理や地形の状況、その他の特別の理由によりやむを得ず段差が生じる場合は、車椅子使用者等の通行の支障にならないよう傾斜路を併設する。

③ 勾配

◎縦断勾配は、高齢者及び車椅子使用者等が円滑に利用できるよう5%以下とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8%以下とする。

◎横断勾配は、車椅子使用者にとって進行が難しく、危険であるため、1%以下とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2%以下とする。

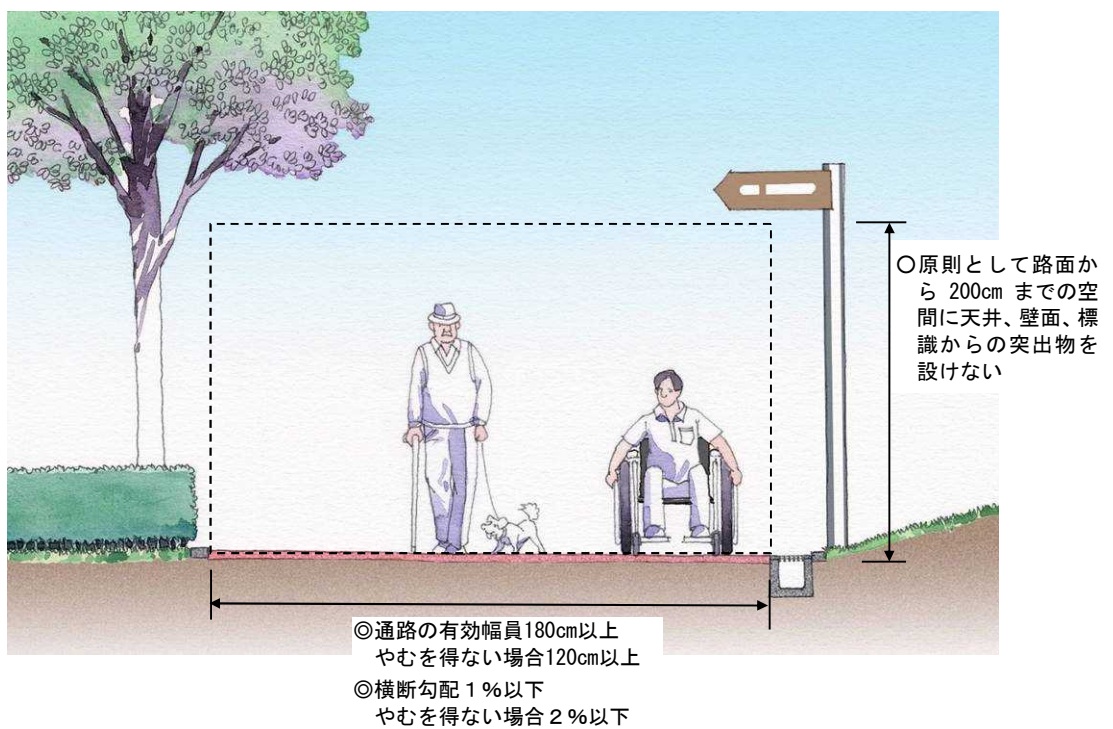
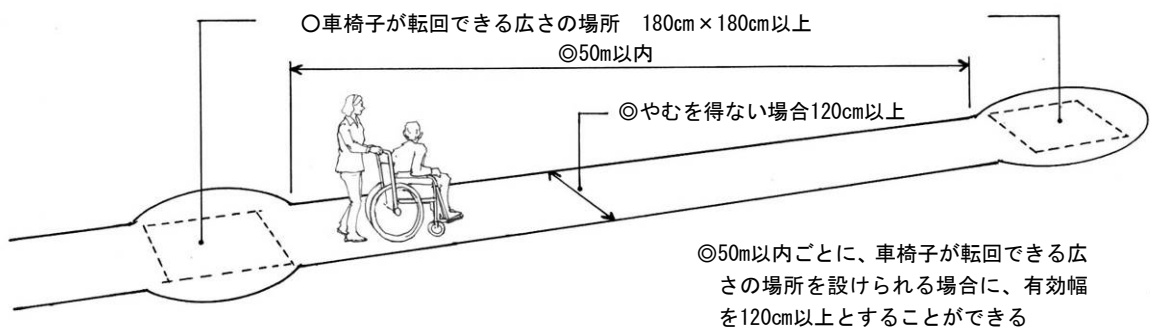
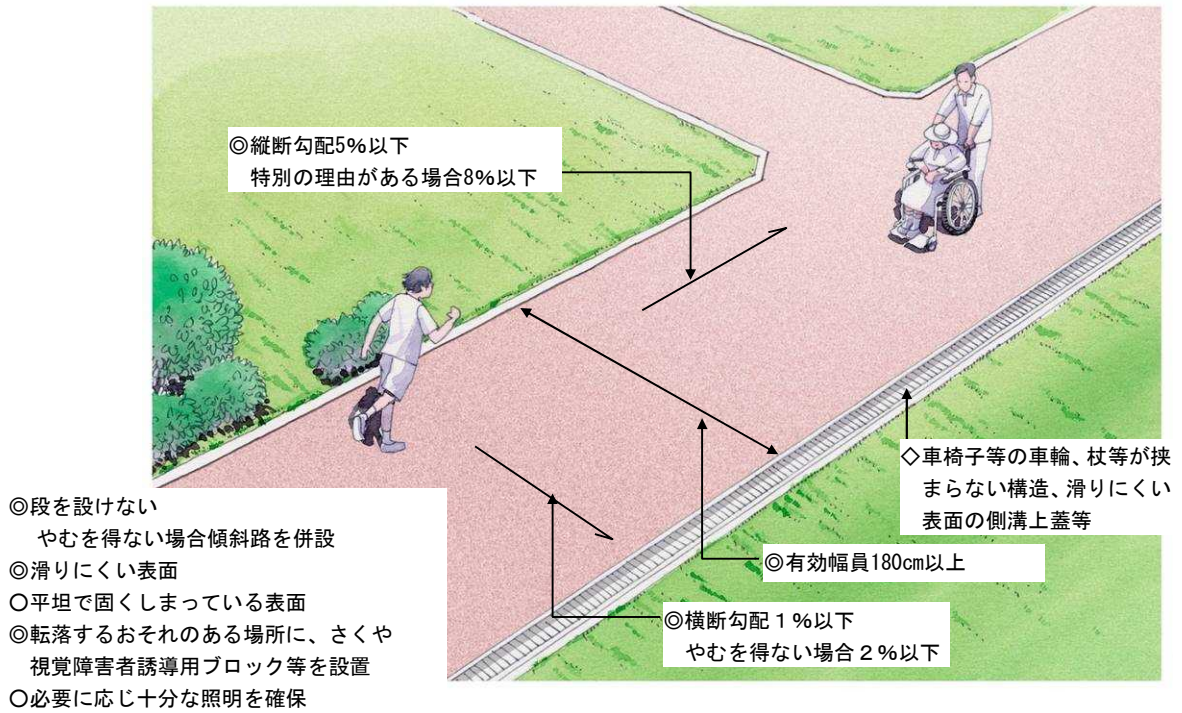
○勾配のある通路を設ける場合は、地形の状況等必要に応じて水平面を設けること。

④ 表面等

- ◎通路の路面は、滑りにくいものとする。
- 通路の路面は、平坦で固くしまっている仕上げとする。
- 照明を設ける場合は、高齢者や弱視者等の移動を円滑にするため、十分な明るさを確保するよう配慮する。
- ◇照明を進行方向に合わせて設置することで、進行方向をわかりやすくすることは、高齢者、障害者等が広い空間で進行方法を認知する上でも有効である。
- ◇側溝の上蓋等は、車椅子やベビーカー等の車輪、杖や靴の踵等が挟まらない構造で、滑りにくい表面とするなど、高齢者、障害者等の通行の支障にならない構造とする。

⑤ 空中突出物

- 原則として路面から 200cm までの空間に天井、壁面、標識からの突出物を設けない。やむを得ず突出物を設ける場合は、視覚障害者が白杖で感知できずに衝突してしまうことがないように、高さ 110cm 以上のさくの設置やそれに代わる進入防止措置を講ずる。



(4) 階段の基準 (基準第3条第3号～第4号)

<基準の趣旨>

階段は、移動の負担の大きい箇所であることから、手すりの設置等により高齢者及び視覚障害者等の円滑な利用に配慮する必要がある。手すりは、高齢者、障害者等の安全確保(転倒防止)や身体支持、移動補助、誘導のために有効である。

階段を設ける場合は、傾斜路を併設する必要があるが、傾斜路を併設することが困難な場合は、エレベーター、エスカレーター等の設置により傾斜路に代えることができる。

<ガイドライン>

① 手すり

- ◎手すりは両側に設置する。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、必ずしも両側に設置しなくてもよい。
- 手すりは階段の両側に連続して設置する。
- 高齢者や杖使用者等の肢体不自由者、低身長者をはじめとした多様な利用者の円滑な利用に配慮した手すり(直棒等)を両側に設置する。
- 1段の手すりとする場合、高さを75～85cm程度とする。
- 2段手すりとする場合、床仕上げ面から手すり中心までの高さを上段で85cm程度、下段で65cm程度とする。
- 手すりの端部は、袖や手荷物が引っかかる可能性があるため、階段の外側に向かって巻き込むなど端部が突出しない構造とする。
- ◇手すりは、階段の上端では水平に45cm以上、下端では斜めの部分を含めて段鼻から45cm以上、延長することが望ましい。

② 点字

- ◎視覚障害者のために、手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付ける。
- 点字による表示方法はJIS T 0921規格にあわせたものとし、点字内容を文字で併記する。
- 点字は、はがれにくいものとする。

③ 回り段

- ◎踏面の幅が一定でない回り段やらせん階段は、設置しない。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、設置してもよい。

④ 表面等

- ◎階段の踏面は、滑りにくい仕上げとする。
- 階段の踏面は、平坦で固くしまっている仕上げとする。

○照明を設ける場合は、高齢者や弱視者等の移動を円滑にするため、十分な明るさを確保するよう配慮する。

⑤ 段鼻

◎段鼻は、突き出しがないこと等、つまづかないような構造とする。

○段鼻は、全長にわたって周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差（輝度コントラスト）を大きくすることにより、段を容易に識別できるものとする。

⑥ 立ち上がり部等

◎階段の両側は、視覚障害者等が足を踏み外したりしないよう立ち上がり部を設ける。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

○階段の登り口、降り口、踊り場には、点状の視覚障害者誘導用ブロックを設置し、注意を喚起する。

◇階段の幅員は、歩行者同士が行き違いができるよう、120cm 以上とすることが望ましい。

◇階段の登り口、降り口及び踊り場に、長さ 120cm 以上の水平部分を設けることが望ましい。踊り場は、高さ 2.5m 以下ごとに設置することが望ましい。

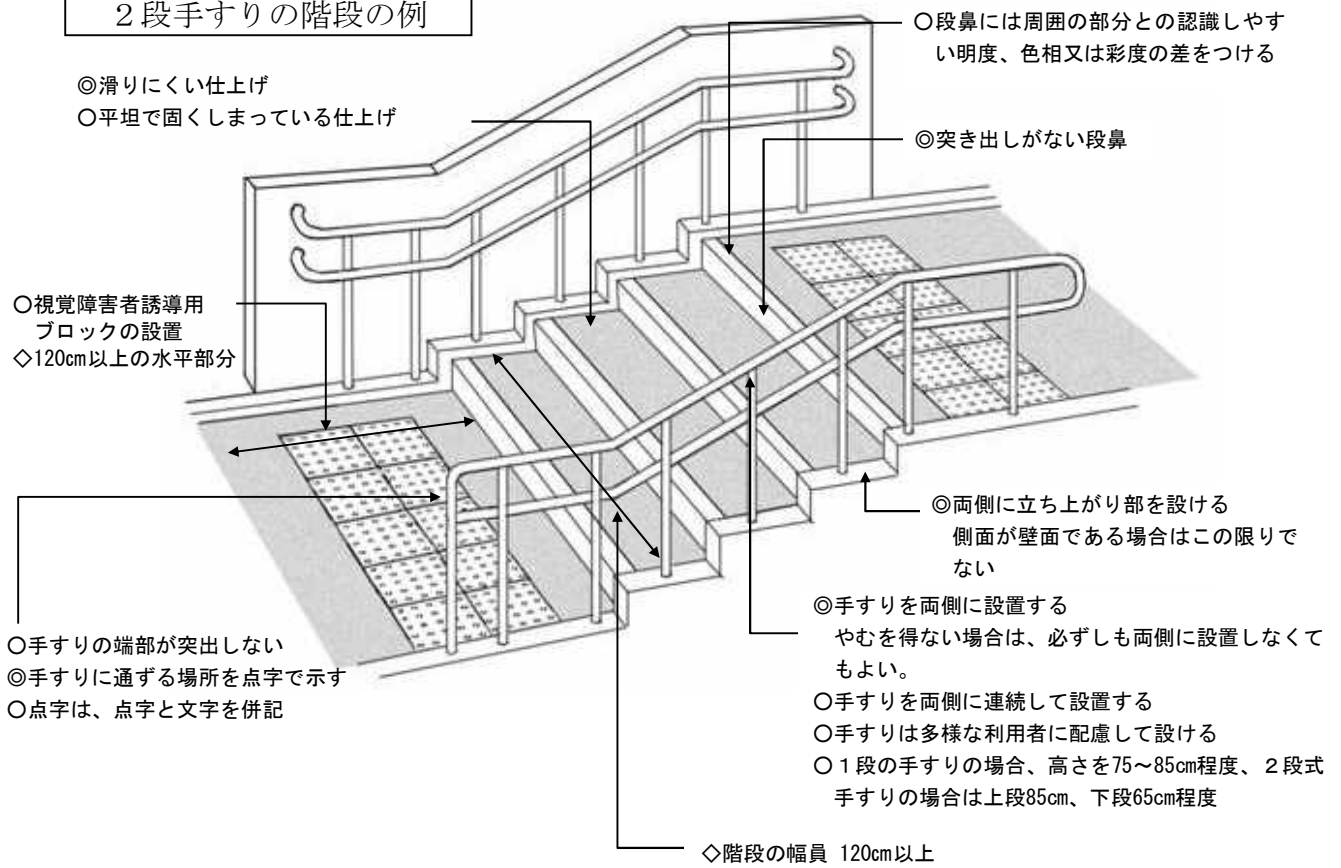
⑥ 傾斜路等

◎階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。

◎地形の状況その他の特別の理由により、傾斜路を階段に併設することが困難な場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものを併設する。エレベーター等の基準は、バリアフリー法第8条に規定する公共交通移動等円滑化基準（移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第111号））に準じるものとする。

◇階段にエレベーター等の昇降機を設置する場合は、階段の近傍にその位置を表示した標識を設置することが望ましい。

2段手すりの階段の例



注：手すりの段数については、当該都市公園の設置の目的等を踏まえ、景観・風致等にも配慮して検討する必要があることから、基準を設けず、段数に応じた配慮事項を示している。

(5) 傾斜路の基準 (基準第3条第5号)

<基準の趣旨>

移動等円滑化園路に階段又は段を設ける場合は、車椅子使用者等の移動に傾斜路が必要である。移動等円滑化園路については、縦断勾配は5%を上限としているが、傾斜路については、段差の解消を目的として部分的に設置されるものであることから縦断勾配は8%を上限とする。ただし、傾斜路の幅や勾配は可能な限り余裕のあるものとするよう配慮する。

<ガイドライン>

① 有効幅

- ◎傾斜路の有効幅は、車椅子使用者と横向きの人がすれ違えるよう 120cm 以上とする。ただし、階段又は段に併設する場合は、90cm 以上とする。
- ◇車椅子使用者同士のすれ違いを考慮し、幅 180cm 以上とすることが望ましい。
- ◇傾斜路を階段と併設する場合は、傾斜路の有効幅を 120cm 以上確保することが望ましい。

② 勾配

- ◎傾斜路の縦断勾配は、車椅子使用者等が通行できるよう、8%以下とする。
- ◎横断勾配は設けない。

③ 表面等

- ◎傾斜路の路面は、滑りにくい仕上げとする。
- 傾斜路の路面は、平坦で固くしまっている仕上げとする。
- 照明を設ける場合は、高齢者や弱視者等の移動を円滑にするため、十分な明るさを確保するよう配慮する。

④ 水平部分

- ◎高さが 75cm を超える傾斜路には、高さ 75cm 以内ごとに長さ 150cm 以上の水平部分を設ける。
- ◇傾斜路の登り口、降り口には、安全性に配慮し、150cm 程度の水平面を設けることが望ましい。

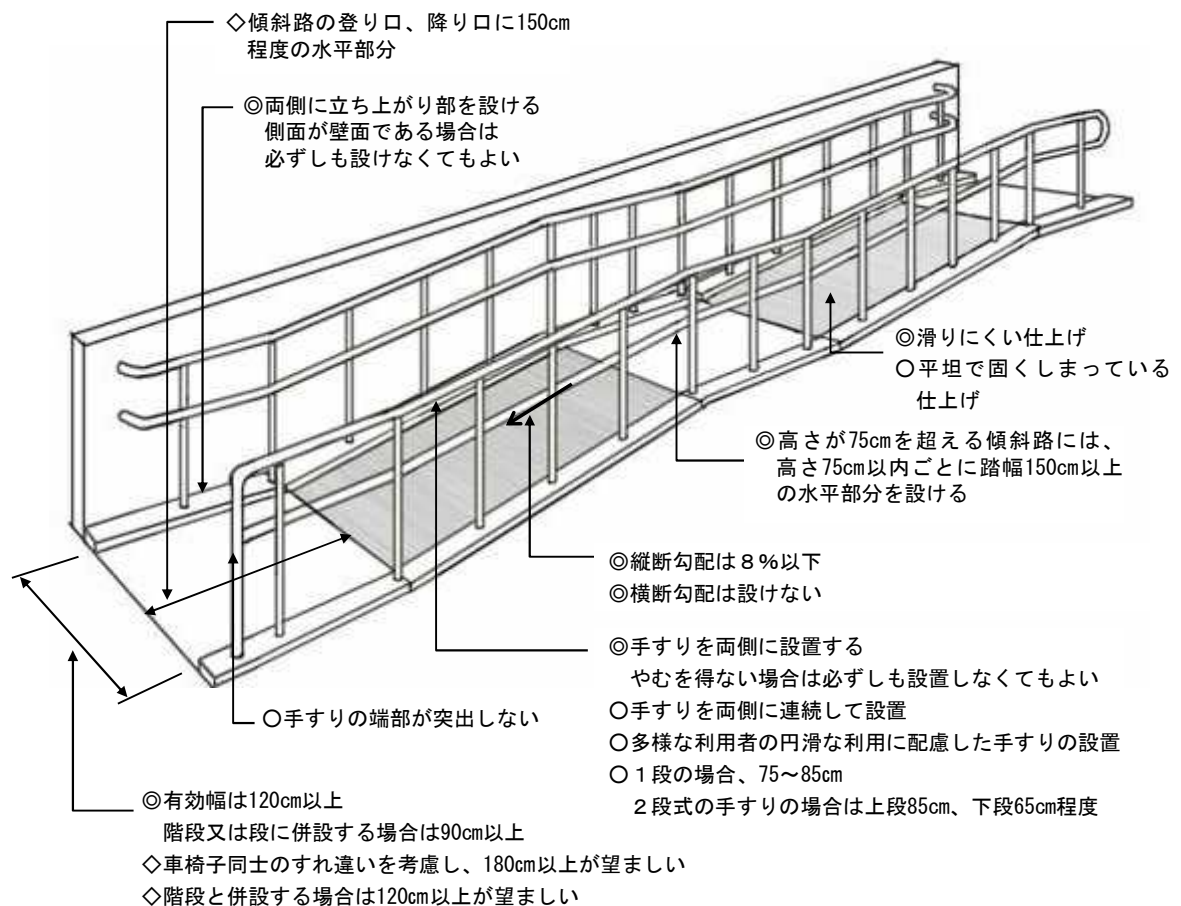
⑤ 手すり

- ◎手すりは傾斜路の両側に設置する。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、必ずしも両側に設置しなくてもよい。
- 手すりは傾斜路の両側に連続して設置する。
- 高齢者や杖使用者等の肢体不自由者、低身長者をはじめとした多様な利用者の円滑な利用に配慮した手すり（直棒等）を両側に設置する。

- 1段の手すりとする場合、高さを75～85cm程度とする。
- 2段手すりとする場合、床仕上げ面から手すり中心までの高さを上段で85cm程度、下段で65cm程度とする。
- 手すりの端部は、階段の外側に向かって巻き込むなど端部が突出しない構造とする。
- ◇ 傾斜路の上端・下端では、手すりを水平に45cm以上、延長することが望ましい。

⑥ 立ち上がり部

- ◎ 傾斜路の両側は、視覚障害者等が足を踏み外したりしないよう立ち上がり部を設ける。ただし、側面が壁面である場合は、必ずしも設けなくてもよい。



注：傾斜路については、段差の解消を目的として部分的に設置されるものであり、景観・風致等にも配慮して柔軟に対応できるように、縦断勾配は8%を上限としている。ただし、傾斜路の幅や勾配は可能な限り余裕のあるものとするよう配慮することが望ましい。

＜参考＞

○移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令

第四条（略）

1～6（略）

7 移動等円滑化された経路を構成するエレベーターは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 かご及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上であること。

二 かごの内法幅は百四十センチメートル以上であり、内法奥行きは百三十五センチメートル以上であること。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）については、この限りでない。

三 かご内に、車椅子使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡が設けられていること。ただし、前号ただし書に規定する場合は、この限りでない。

四 かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又はかご外及びかご内に画像を表示する設備が設置されていることにより、かご外にいる者とかご内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造であること。

五 かご内に手すり（握り手その他これに類する設備を含む。以下同じ。）が設けられていること。

六 かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものであること。

七 かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する設備が設けられていること。

八 かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備が設けられていること。

九 かご内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤が設けられていること。

十 かご内に設ける操作盤及び乗降ロビーに設ける操作盤のうちそれぞれ一以上は、点字がはり付けられていること等により視覚障害者が容易に操作できる構造となっていること。

十一 乗降ロビーの幅は百五十センチメートル以上であり、奥行きは百五十センチメートル以上であること。

十二 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる設備が設けられていること。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合又は当該エレベーターの停止する階が二のみである場合は、この限りでない。

(6) 転落防止等の基準 (基準第3条第6号)

<基準の趣旨>

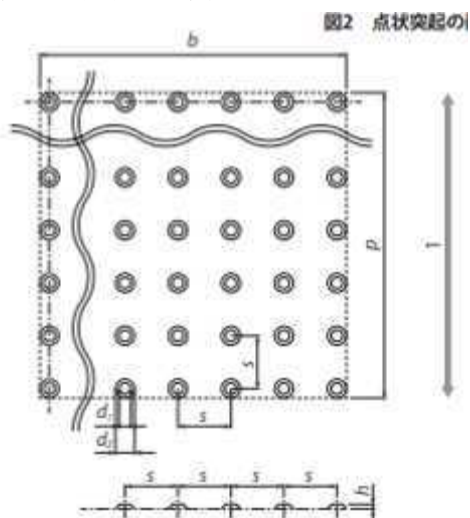
移動等円滑化園路においては、高齢者、障害者等にとって転落のおそれのある場所において、危険防止のための措置をとることが必要である。なお、転落のおそれのある場所については、危険の認知が困難な障害の特性に配慮することが重要である。

<ガイドライン>

- ◎高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、さく、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設ける。
- 視覚障害者誘導用ブロックは、JIS T 9251 に準拠したものを使用する。
- ◇転落の防止だけでなく、視覚障害者の誘導が必要な箇所では、必要に応じて視覚障害者誘導用ブロックを設けるほか、園路の縁を立ち上げたり素材を変えたりするなど配慮することが望ましい。
- ◇利用者の安全な通行のため、必要に応じ十分な照明を確保することが望ましい。

視覚障害者誘導用ブロックの形状 (JIS T9251)

点状突起の配列及び寸法

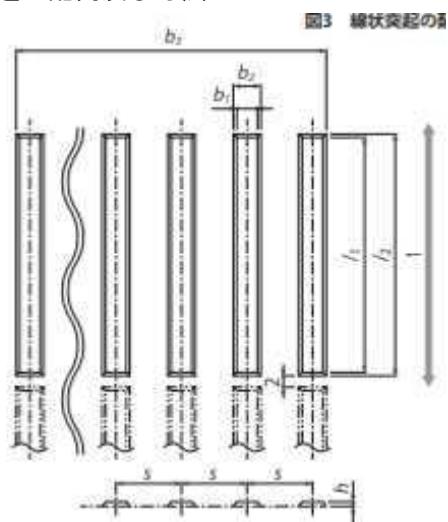


単位：mm

記号	寸法	許容差
d_1	12.0	+1.5 0
d_2	$d_1 + 10.0$	
s	55.0 ~ 60.0 ^{a)}	
h	5.0	+1.0

注 ^{a)} この寸法範囲でブロック等の大きさに応じて一つの寸法を設定する。

線状突起の配列及び寸法



単位：mm

記号	寸法	許容差
b_1	17.0	+1.5 0
b_2	$b_1 + 10.0$	
s	75.0	
h	5.0	+1.0
l_1	270.0 以上	
l_2	$l_1 + 10.0$	

出典：JIS T 9251

事例 斜面に接する園路の手すり等の設置

- ・札幌市旭山記念公園のユニバーサル園路では、視覚障害者誘導ブロック、縁石、手すり、バーなどが連続して整備されている。
- ・ユニバーサル園路に接して下り斜面がある場所では、視覚障害者誘導用ブロックから手すりに切り替えて整備されている。
- ・樹林地内では、下り斜面側に誘導用のバーが整備されており、下り斜面の位置が切り替わる場所では、視覚障害者誘導用ブロックを設置し、連続性に配慮して誘導している。



更新検討中

2-2-2 屋根付広場

【都市公園移動等円滑化基準】

第四条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。

ロ ハに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

二 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

<基準の趣旨>

屋根付広場は、広場の上空を屋根で覆った建築物であり、壁がないため周辺と一体的に広場として利用される施設である。雨天時でも広場の利用が可能であり、日陰のある休憩スペースとしても利用される施設であることから、高齢者、障害者等の利用に配慮する必要がある。

<ガイドライン>

◎屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、都市公園移動等円滑化基準に適合したものとする。

1) 出入口の基準

① 有効幅

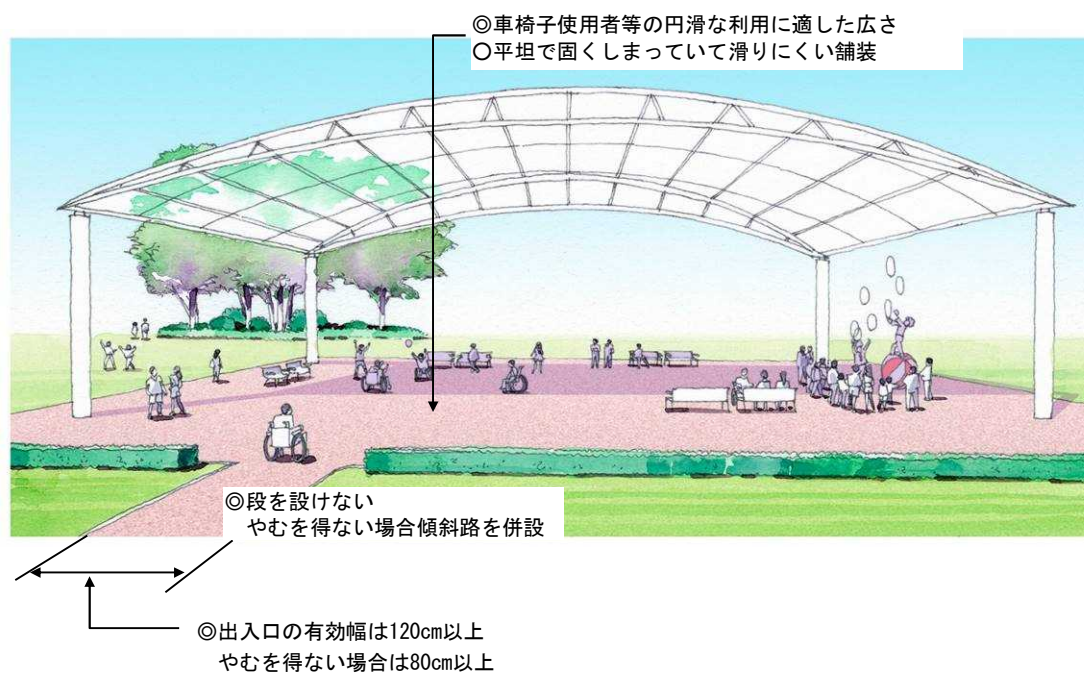
◎出入口の有効幅は、車椅子使用者と横向きの人がすれ違えるよう120cm以上とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とする。

② 段

◎車椅子使用者等の通行の支障となる段差は設けない。ただし、水処理や地形の状況、その他の特別の理由によりやむを得ず段差が生じる場合は、車椅子使用者等の通行の支障にならないよう傾斜路を併設する。

2) 広さの基準

- ◎屋根付広場には、車椅子使用者等が利用目的に沿って円滑に活動できる広さを確保する。
- 広場は、車椅子使用者等が円滑に利用できるよう、平坦で固くしまっていて、滑りにくい舗装とする。



2-2-3 休憩所・管理事務所

【都市公園移動等円滑化基準】

第五条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。

ロ ハに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

ニ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 幅は、八十センチメートル以上とすること。

(2) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

二 カウンターを設ける場合は、そのうち一以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

三 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

四 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、第八条第二項、第九条及び第十条の基準に適合するものであること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち一以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。

<基準の趣旨>

公園の利用は屋外が多く、大規模な公園では移動距離が長くなることもあるため、休憩所を設ける場合は高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう配慮する必要がある。

なお、休憩所については、四阿などがあるが、形態、構造等に関わらず、公園施設の休憩所として位置づけられるものは特定公園施設に該当する。

例えば、藤棚（パーゴラ）は公園施設の種類としては修景施設に位置づけられているが、藤棚内にベンチ、野外卓等を設置し、日陰スペースの確保を目的とし

た休憩所として設置する場合は、屋根の有無に関わらず、特定公園施設として移動等円滑化基準に適合させる必要がある。

公園の管理事務所は、公園利用者の案内や利用手続きを行う施設であることから、車椅子利用者でも円滑に利用できるよう、出入口の幅、カウンターの高さ等について配慮する必要がある。また、公園管理事務所は、迷子者や急病人等の対応を行う施設として、高齢者、障害者等がを見つけやすく、わかりやすいよう表示や案内をすることが重要である。

<ガイドライン>

- ◎休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、都市公園移動等円滑化基準に適合したものとする。
- ◎管理事務所は、都市公園移動等円滑化基準に適合したものとする。
- ◇高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう、必要に応じて公園内に休憩所を配置することが望ましい。
- ◇休憩所には、高齢者、障害者等が円滑に利用できるベンチ等を設置することが望ましい。

1) 出入口の基準

- ◎出入口の有効幅は、車椅子使用者と横向きの人がすれ違えるよう 120cm 以上とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80cm 以上とする。
- ◎出入口に戸を設ける場合は、有効幅は車椅子使用者が通過できるように、80 cm 以上とし、車椅子使用者等が容易に開閉して通過できる構造とする。
- ◎車椅子使用者等の通行の支障となる段差は設けない。ただし、水処理や地形の状況、その他の特別の理由によりやむを得ず段差が生じる場合は、車椅子使用者等の通行の支障にならないよう傾斜路を併設する。

2) カウンターの基準

- ◎カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、筆記や対話などに考慮し、車椅子使用者等が使用しやすい構造とする。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。
- カウンターの構造は、車椅子使用者が利用できるよう、高さ 70～80cm、カウンター下部にひざが入る、高さ 65cm 以上、奥行き 45cm 以上のスペースを設ける。
- ◇カウンターを設ける場合は、常時職員が対応できる場合でも、車椅子使用者等の円滑な利用に適した構造とすることが望ましい。

3) 広さの基準

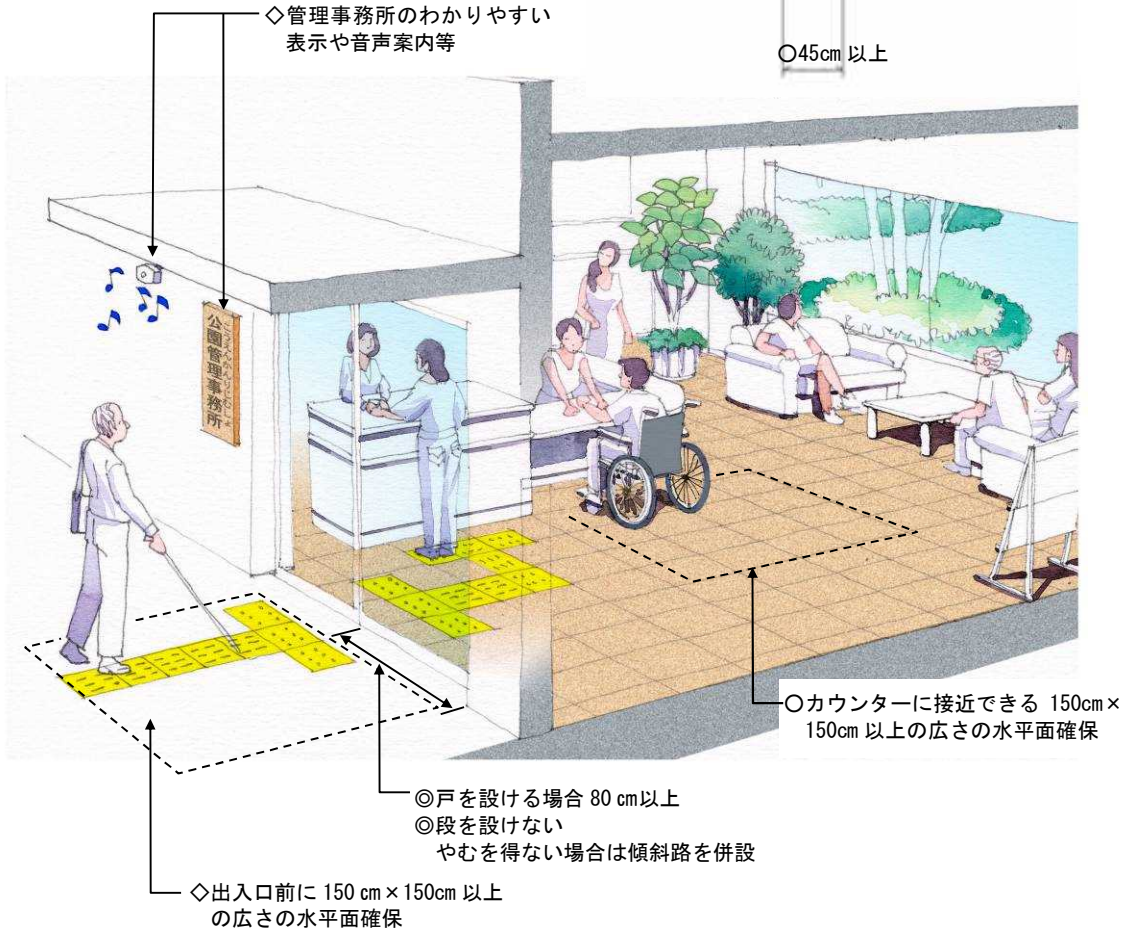
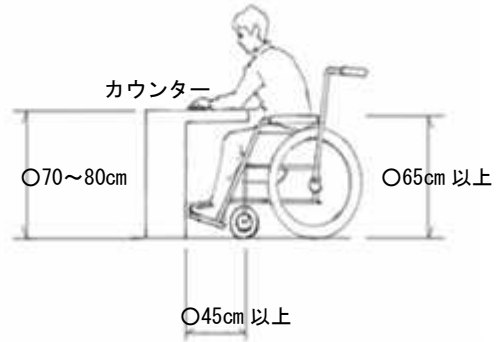
- ◎車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保する。
- 施設内部の高齢者、障害者等が休憩、カウンターを利用する場所などは、車椅子使用者の回転等を考慮し 150cm×150cm 以上の広さを確保する。
- 休憩所の舗装は、平坦で固くしまっていて、滑りにくい舗装とする。

4) 便所の基準

- 休憩所、管理事務所内に便所を設ける場合は、そのうち 1 以上は、都市公園移動等円滑化基準に適合したバリアフリースイレを設ける。

5) その他の設備

- ◇乳幼児連れには、授乳のためのいす、おむつ交換台が必要なため、休憩所、管理事務所や売店、飲食店等に授乳室やおむつ替えができる場所（おむつ交換台）を設けることが望ましい。
- ◇授乳室やおむつ替えができる場所を設ける場合は、車椅子使用者の利用にも配慮することが望ましい。
- ◇急病等の際に安静をとるための救護施設を管理事務所に設けることが望ましい。
- ◇管理事務所の場所を把握しやすくするため、わかりやすい名称の表示や音声案内など、到達しやすく、入口をわかりやすくすることが望ましい。



2-2-4 野外劇場・野外音楽堂

【都市公園移動等円滑化基準】

- 第六条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 一 出入口は、第四条第一項第一号の基準に適合するものであること。
 - 二 出入口と次号の車いす使用者用観覧スペース及び第四号の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとした上で、幅を八十センチメートル以上とすることができる。
 - ロ ハに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
 - ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
 - ニ 縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八パーセント以下とすることができる。
 - ホ 横断勾配は、一パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、二パーセント以下とすることができる。
 - ヘ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
 - ト 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、さく、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。
 - 三 当該野外劇場の収容定員が二百以下の場合には当該収容定員に五十分の一を乗じて得た数以上、収容定員が二百を超える場合は当該収容定員に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車いす使用者用観覧スペース」という。）を設けること。
 - 四 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、第八条第二項、第九条及び第十条の基準に適合するものであること。
- 2 車いす使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 一 幅は九十センチメートル以上であり、奥行きは百二十センチメートル以上であること。
 - 二 車いす使用者が利用する際に支障となる段がないこと。
 - 三 車いす使用者が転落するおそれのある場所には、さくその他の車いす使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。
- 3 前二項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。

<基準の趣旨>

野外劇場・野外音楽堂は、高齢者、障害者等が座席まで円滑に到達し、観覧できるよう配慮する必要があることから、出入口や通路の幅を確保するとともに、車椅子利用者用観覧スペースを設ける。

また、一定規模以上の建築物で特定建築物となる野外劇場・野外音楽堂については、都市公園移動等円滑化基準及び建築物移動等円滑化基準の両方の基準を満たす必要がある。

大型車椅子の利用者をはじめ、補助犬利用者、乳幼児連れ利用者、盲ろう者等、多様な利用者の利便性に配慮することも重要である。

<ガイドライン>

1) 出入口の基準

- ◎出入口の有効幅は、車椅子使用者と横向きの人ですれ違えるよう 120cm 以上とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80cm 以上とする。
- ◎車椅子使用者等の通行の支障となる段差は設けない。ただし、水処理や地形の状況、その他の特別の理由によりやむを得ず段差が生じる場合は、車椅子使用者等の通行の支障にならないよう傾斜路を併設する。

2) 通路の基準

- 出入口と車椅子利用者用観覧スペース及び便所との間の経路を構成する通路については、以下の有効幅、段、勾配、表面、さく等の基準を満たすこと。

① 有効幅

- ◎通路の有効幅は、車椅子使用者と横向きの人ですれ違えるよう 120cm 以上とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、幅を 80cm 以上とする。
- ◇地形の状況などで 120cm 以上とできない部分がある場合、通路の末端付近などの広さを車椅子の転回に支障がないものとした上で、90cm 以上とすることが望ましい。
- ◇通路の交差点や端部に車椅子使用者が回転できる広さとして 150cm×150cm 以上の広さを確保することが望ましい。

② 段

- ◎車椅子使用者等の通行の支障となる段差は設けない。ただし、水処理や地形の状況、その他の特別の理由によりやむを得ず段差が生じる場合は、車椅子使用者等の通行の支障にならないよう傾斜路を設ける。

○通路に段を設ける場合は、段鼻は、全長にわたって周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差（輝度コントラスト）を大きくすることにより、段を容易に識別できるものとする。

③ 勾配

○縦断勾配は、高齢者及び車椅子使用者等が円滑に利用できるよう5%以下とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8%以下とする。

○横断勾配があると車椅子使用者にとって進行が難しく、危険であるため、1%以下とする。部分的な処理や舗装の状況等、特別な理由がある場合のみ2%以下まで許容する。

◇縦断勾配を設けて通路を設置する場合、園路の傾斜路に準じて高さ75cmごとに長さ150cm以上の水平部分を設けることが望ましい。

④ 表面

○通路の表面は、滑りにくい仕上げとする。

○通路の表面は、平坦で固くしまっている仕上げとする。

⑤ さく等

○通路から転落の危険がある場合は、危険防止のためのさく、視覚障害者誘導用点状ブロック等を設ける。

3) 車椅子使用者用観覧スペースの設置数

都市公園移動等円滑化基準における必要数

○当該野外劇場の計画収容者数が200人以下の場合は、計画収容者数に50分の1を乗じて得た数以上、計画収容者数が200人を超える場合は、計画収容者数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者用観覧スペースを設置する。

計画収容者数(人)	必要数
～ 50	1
51 ～ 100	2
101 ～ 150	3
151 ～ 200	4
201 ～ 300	5

○車椅子使用者用観覧スペースは、車椅子使用者のグループ利用を考慮し、少なくとも3以上設ける。

○車椅子使用者用観覧スペースは、少なくとも同時に2以上の車椅子使用者が利用できる専用スペースとして、固定位置に確保する。

◇車椅子使用者用観覧スペースは、車椅子使用者が観覧する場所を選択できるよう、複数の箇所に設置することが望ましい。

◇車椅子使用者用観覧スペースは、緊急避難等も配慮して配置することが望ましい。

4) 便所

- ◎野外劇場・野外音楽堂内に便所を設ける場合は、そのうち1以上は、都市公園移動等円滑化基準に適合したバリアフリートイレを設ける。

5) 車椅子使用者用観覧スペースの構造

① 広さ

- ◎車椅子使用者用観覧スペースは、1台あたり幅90cm以上、奥行き120cm以上の広さを確保する。
- ◇通常の車椅子よりも大きなリクライニング式の車椅子等の使用者にも対応するため、奥行き140cm以上の車椅子使用者用客席・観覧席も設けることが望ましい。

② 床面・段

- ◎車椅子使用者等が利用する際に支障となる段差は設けない。
- 車椅子使用者用観覧スペースの表面は、平坦で固くしまっていて滑りにくい仕上げとする。
- 車椅子使用者用観覧スペースが他の観覧席より高い位置にある場合には、床の端部に脱輪防止用の立ち上がりを設ける。

③ さく等

- ◎車椅子使用者等が転落するおそれのある場所には、さく等危険防止のための設備を設ける。
- 車椅子使用者用観覧スペースの前面に設ける手すりの高さは、サイトラインに十分配慮する。

④ サイトライン

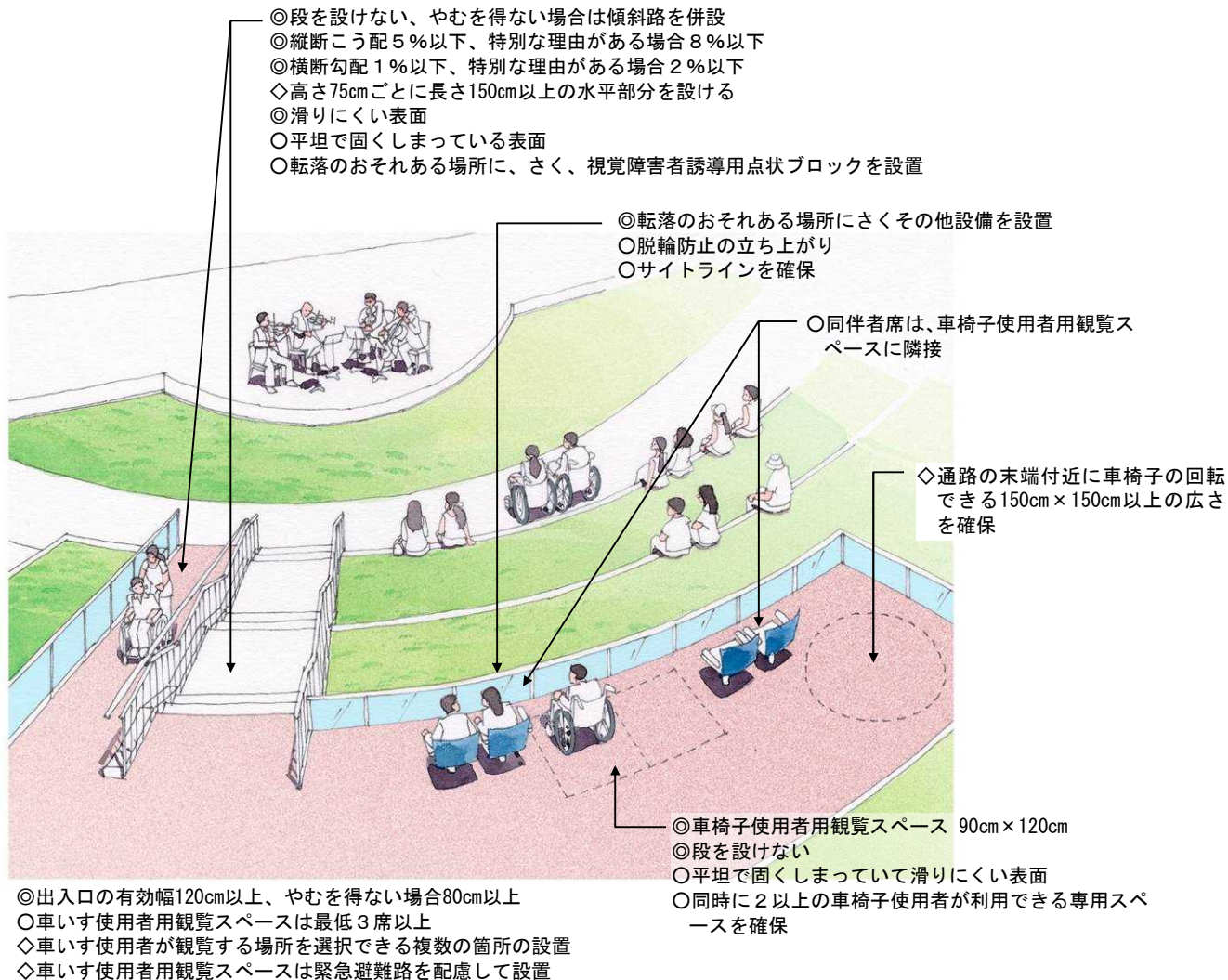
- 車椅子使用者用観覧スペースは、前後の客席・観覧席の位置、高低差を考慮し、ステージ等へのサイトラインを確保する。

⑤ 同伴者用（介助者、家族、友人等）の観覧席

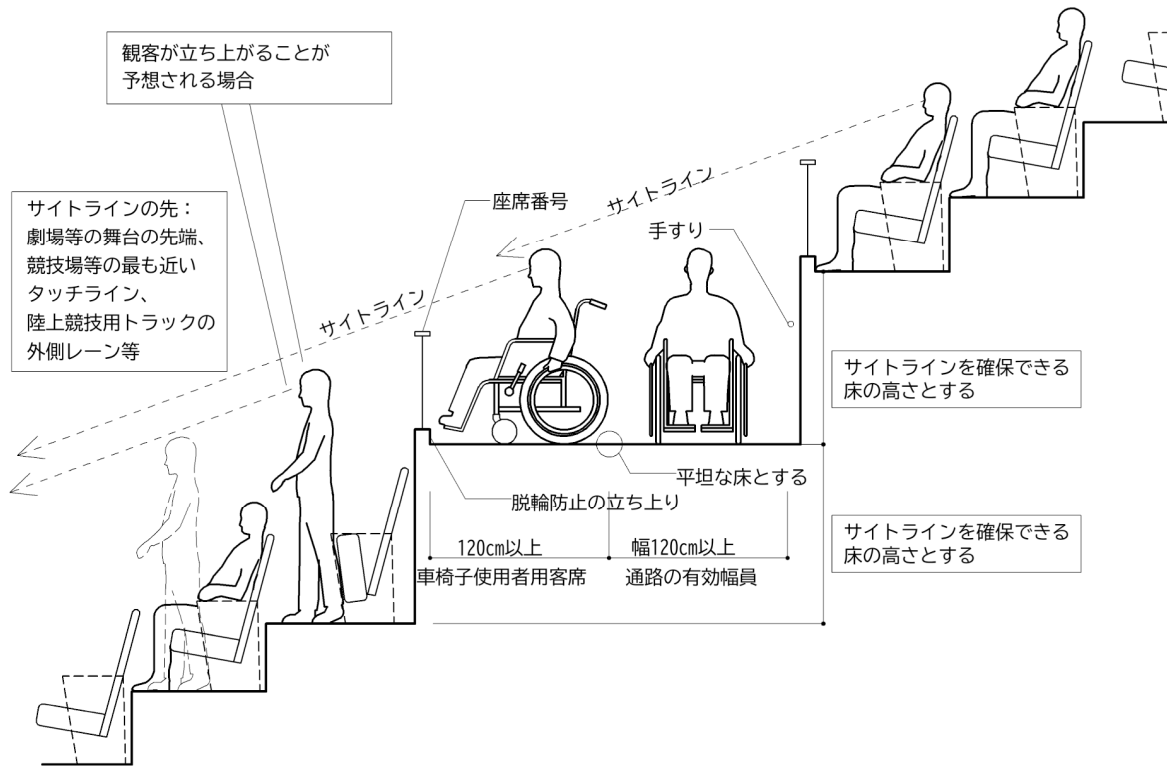
- 車椅子使用者の同伴者席は、車椅子使用者用観覧スペースに隣接して設ける。
- 客席スペースや構造等により、車椅子使用者の同伴者席を隣接して設けられない場合には、車椅子使用者用観覧スペースにできるだけ近い位置に設ける。

⑥ 管理運営において留意すべき事項

- ◇高齢者、障害者等のステージ利用にも配慮することが望ましい。



【参考】 サイトラインの例



出典：「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」令和3年3月 国土交通省

2-2-5 駐車場

【都市公園移動等円滑化基準】

第七条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち一以上に、当該駐車場の全駐車台数が二百以下の場合には当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数以上、全駐車台数が二百を超える場合は当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。

- 2 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
 - 一 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。
 - 二 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設の表示をすること。

<基準の趣旨>

自動車等が高齢者、障害者等の日常的な交通手段となっている状況を踏まえ、都市公園の駐車場のうち1以上に、車椅子使用者が円滑に利用できる「車椅子使用者用駐車施設」を設ける必要がある。

ただし、大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれもサイドカー付きのものを除く）の駐車のための専用駐車場を設ける場合は、この限りでない。また、駐車場に自動二輪車専用の駐車スペースを設ける場合は、当該施設数は車椅子使用者用駐車施設の設置数の算定対象に含まない。ただし、サイドカー付きの自動二輪車はその駐車スペースが250cm相当のため、この場合は車椅子使用者用駐車施設の設置数の算定対象に含む。

介護が必要な高齢者や、杖を使用する人、妊産婦、乳幼児連れ等の人は、車の乗り降りのためにドアを全開にすることが必要な場合がある。そのため、車椅子使用者用駐車施設に準じて、通常より大きめの駐車スペースを確保することが有効である。

駐車場には、車椅子使用者用駐車施設等の位置をわかりやすく示し、また不適正利用を防止するための表示板等を設ける。

<ガイドライン>

1) 車椅子使用者用駐車施設の設置数

◎当該駐車場の全駐車台数が 200 以下の場合
は、駐車台数に 1/50 を乗じて得た数以上と
し、全駐車台数が 200 を越える場合は、当
該駐車台数に 1/100 を乗じて得た数に 2 を
加えた数以上の車椅子使用者用駐車施設を
設置する。ただし、大型自動二輪車・普通
自動二輪車の専用駐車場においては、必ずしも設置しなくてもよい。

駐車場の規模(台)	必要数
～ 50	1
51 ～ 100	2
101 ～ 150	3
151 ～ 200	4
201 ～ 300	5

◇車椅子使用者用駐車施設は、移動等円滑化園路に最も近い位置に設けることが望ましい。

◇車椅子使用者用駐車施設の後部には、車椅子使用者と横向きの人がすれ違えるよう有効幅 120 cm以上の通路を設け、移動等円滑化園路と接続させることが望ましい。

2) 車椅子使用者用駐車施設の構造

◎幅は 350cm 以上とする。

◇奥行きについては、公園の利用状況に応じて、車椅子用リフト付福祉車両等の駐車や乗降にも配慮することが望ましい。

○駐車施設と通路の間には、段を設けない。

○駐車施設の表面は、滑りにくく平坦な仕上げとする。

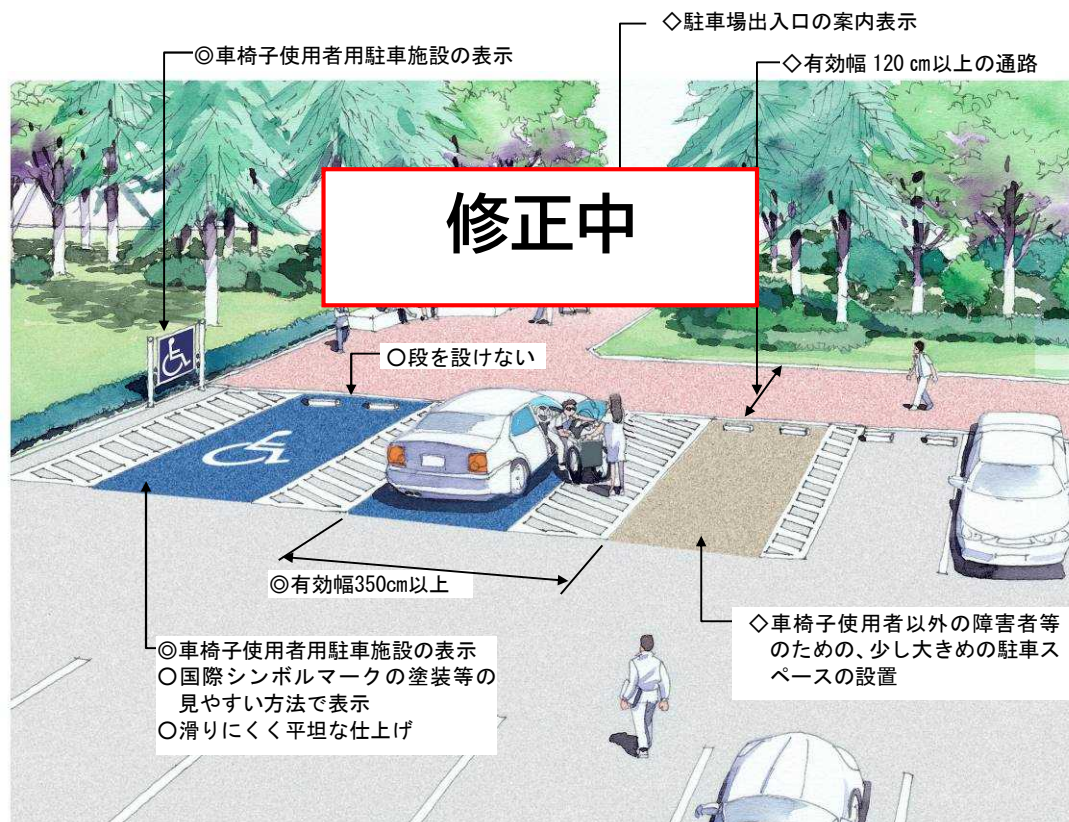
◇雨天時の乗降に困難が生じないように、車椅子使用者の乗降に必要なスペースは屋根を設けることが望ましい。

3) 車椅子使用者用駐車施設の表示

◎車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設の表示をする。

○車椅子使用者用駐車施設には、表示板や表面への国際シンボルマークの塗装等の見やすい方法で、車椅子使用者用駐車施設である旨を表示する。

◇駐車場の出入口付近に公道に向けて、当該駐車場が車椅子使用者用駐車施設を備えていることがわかる標識を設置することが望ましい。



4) 車椅子使用者以外の障害者等のための駐車施設等

◇肢体不自由者、妊産婦、乳幼児連れの人などの利用が多い公園においては、これらの利用者の乗降に配慮し、通常の駐車スペースより少し大きめの駐車スペースを設置することが望ましい。

○車椅子使用者以外の障害者等のための駐車施設を設ける場合は、車椅子使用者用駐車施設と区分して、わかりやすく表示する。

◇駐車場の区域がわかりやすいよう、駐車場の出入口に案内表示を行うことが望ましい。

※車椅子使用者用駐車施設の適正利用に関する広報啓発については、「第2部 第3章 3-2」を参照。

事例 車椅子利用者用駐車施設、車椅子利用者以外の障害者等のための駐車施設

事例選定中

●●● (●●市●●公園)

●●● (●●市●●公園)

参考 パーキング・パーミット制度 (※)

- 施設管理者の協力のもと、幅の広い車椅子利用者用駐車施設や通常幅の専用区画について、条件に該当する希望者が利用できる利用証を交付する制度。
- 平成 18 年度以降、令和 3 年 7 月 1 日現在で 40 府県 4 市において導入されており、また、自治体間での相互利用の取組も進められている。
- 障害者等用駐車区画を利用できる対象者の範囲は、自治体ごとにあらかじめ設定されている (一律ではない)。
- 歩行が困難でも乗降時に幅の広い区画は必要としない人もいるので、車椅子利用者等のための幅の広い区画に加えて、施設の出入口に近い 3.5m 未満の通常の幅の駐車区画もパーキング・パーミット制度の対象となる取組が行われている。

以下のような方々がパーキング・パーミット制度の対象とされている場合があります。

※自治体・施設によって対象者は異なります。



車いす利用者用駐車区画

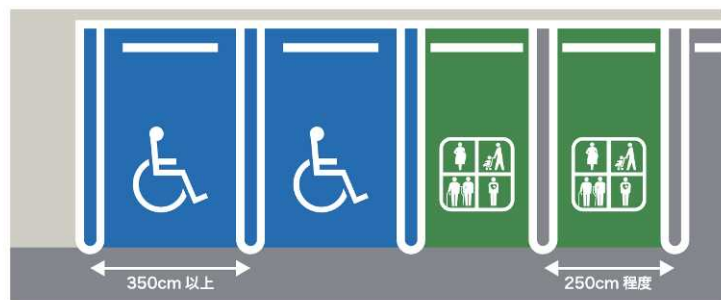


〈利用証 (大阪府)〉

ゆずりあい駐車区画



〈パーキング・パーミット制度の駐車区画イメージ〉



※全国の自治体が独自に設けている制度で、「おもしろい駐車制度」「障害者用駐車区画利用証」など名称は異なる。

2-2-6 便所

【都市公園移動等円滑化基準】

第八条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- 二 男子用小便器を設ける場合は、一以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。
- 三 前号の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。

2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、前項に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

- 一 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。
- 二 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第九条 前条第二項第一号の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。
 - ロ ハに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
 - ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
- 二 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。
- ホ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - (1) 幅は、八十センチメートル以上とすること。
 - (2) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。
- 二 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

2 前条第二項第一号の便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
- 二 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。
- 三 腰掛便座及び手すりが設けられていること。
- 四 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。

3 第一項第一号イ及びホ並びに第二号の規定は、前項の便房について準用する。

第十条 前条第一項第一号イからハまで及びホ並びに第二号並びに第二項第二号から第四号までの規定は、第八条第二項第二号の便所について準用する。この場合において、前条第二項第二号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

＜基準の趣旨＞

便所は、高齢者、障害者等が認識しやすい場所に設置するとともに、高齢者や乳幼児連れが多いという都市公園の利用実態を踏まえて、利用しやすい構造とする必要がある。

近年、これまで整備を進めてきた多機能便房では、乳幼児連れやオストメイトなどの機能を使いたい人が増えたこと、また、本来こうした機能を必要としないと思われる人が使用することなどにより、大規模公園における繁忙期等において、そこしか使えない高齢者・障害者等が利用できない問題が生じている。

また、高齢者や知的・発達障害者等の同伴介助や性的マイノリティ等の利用に対応するため、男女共用便房の設置に対するニーズも高まっている。

このような状況に対応するため、車椅子使用者、オストメイト及び乳幼児用連れ利用者が主に使用できる男女共用の多機能便房に加え、一般便房のバリアフリー水準の底上げ、乳幼児用設備等の個別機能を有する便房の設置により、これまで多機能便房が担ってきた機能を便所全体で分散して果たす必要がある。

また、多機能便房は、不適切な利用による破損や不衛生が、多機能便房を必要とする高齢者、障害者等の利用の支障となる場合があるため、必要に応じて維持・管理の工夫を図ることが望ましい。

都市公園の便所に係る都市公園移動等円滑化基準には、公園内の便所全般についての基準（第8条第1項、第2項）、多機能便房が設けられた便所の基準（第9条第1項）、多機能便房の基準（第9条第2項、第3項）及び多機能便房が独立して設けられた便所（多機能便所）になっている場合の基準（第10条）がある。

本ガイドラインにおいては、第9条第2項に適合する便房を「バリアフリースイレ」と表記する。また、バリアフリースイレが独立して設けられる第10条に該当する便所を「独立型バリアフリースイレ」と表記する。

1. 便所内に、バリアフリートイレを設けて、一般の便所と併設されている便所（バリアフリートイレが設けられた便所）



2. バリアフリートイレが独立して設けられた便所（独立型バリアフリートイレ）



2-2-6 便所の移動等円滑化基準

(1) 便所全般の基準（第8条第1項）

(2) バリアフリートイレの設置基準（第8条第2項）

(3) バリアフリートイレを設置した便所の基準（第9条第1項）

(4) バリアフリートイレの基準（第9条第2項、第3項）

(5) 独立型バリアフリートイレの基準（第10条）

図 便所に関する移動等円滑化基準の体系

(1) 便所全般の基準 (基準第8条第1項)

<基準の趣旨>

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所については、都市公園内のすべての便所において、便所全般の基準に適合させる義務が生じる。なお、公園の建築物内に設置される便所についても、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するものについては、便所全般の基準の基準適合義務等が生じる。

その際、肢体不自由者、妊産婦、乳幼児連れ、高齢者、オストメイトの人は、一般便房では利用できない場合等があるため、バリアフリースイレに利用が集中してしまう場合があるため、公園内のすべての便所において、高齢者、障害者等が利用しやすいよう配慮することが有効である。一般便房において多様な特性に配慮した便房を設置する際、設備を付加するだけでなく、広さや出入口の幅を80cm程度確保することだけでも、当該便房を使用することができる車椅子使用者等の対象が増える可能性が高い。多様な利用者を念頭に置き、一般便所内の配置等の検討がなされることが望ましい。

<ガイドライン>

① 標識

- 男女別及び内部の構造を、便所の出入口付近の視覚障害者がわかりやすい位置に表示する。
- 便所内に車椅子使用者用の便房、オストメイト用設備を備えた便房、おむつ交換台、ベビーチェアなどの乳幼児用設備がある場合には、出入口付近にその旨を表示する。また、上記の設備がある便房の外側扉にも、便所内にある設備が便房の外からわかるように表示する。
- 便所内部の配置等をわかりやすく表示した案内図は、視覚障害者の利用に配慮し、点字等による表示や触知案内図を兼ねたものとする。
- 男女別、機能をわかりやすく表示する標識を設置する場合は、ピクトグラムはJIS Z 8210に示された案内用図記号等を基本とする。
- ◇標識を独自にデザインする場合は、高齢者、障害者等への意見聴取などを行った上で使用することが望ましい。
- ◇必要に応じて、音声による案内・誘導を行うことが望ましい。

② 出入口

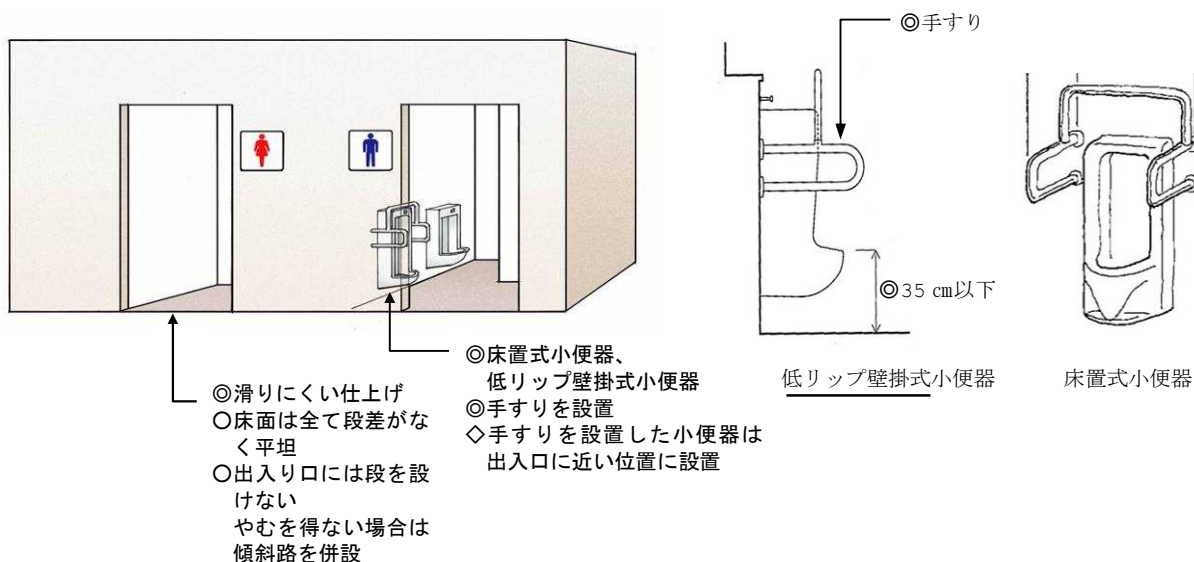
- 出入口の有効幅は、80cm以上とする。
- 便所の出入口には、高齢者、障害者等が通過する際に支障となる段を設けないこと。やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設する。傾斜路を設ける場合は、傾斜路の基準を満たすこと。

③ 床面・段

- ◎便所内の床面は、滑りにくい仕上げとする。
- 床面は全て段差がなく、平坦とする。

④ 男子用小便器

- ◎便所内に、男子用小便器を設けている場合、杖使用者等の肢体不自由者等が立位を保持できるように配慮した手すりを設置した床置き式又はリップ高さ 35cm 以下の壁掛式小便器を 1 以上設置する。
- ◇上記の男子用小便器は、出入口に近い位置に設置することが望ましい。
- 小便器の脇には杖や傘などを立てかけるフック等を設け、小便器正面等に手荷物棚を設置する。



⑤ 大便器・便房

- ◇車椅子使用者が必要とする広さや設備、乳幼児用設備を有する便房では、戸の有効幅を 80cm 以上とすることが望ましい。
- 便所内に腰掛便座を 1 以上設置した上、その便房の便器周辺には手すりを設置するなど高齢者・障害者等の利用に配慮したものとする。
- ◇高齢者等の足腰の弱っている利用者にとって、和式便器の利用は困難を伴うため、便座は腰掛便座とすることが望ましい。
- ◇和式便器を設置する場合には、和式便器の周囲の壁に手すりを設置するなど、高齢者・障害者等の利用に配慮したものとすることが望ましい。
- 便房内には利用者の出入りに考慮した余裕を確保する。
- ◇弱視、色覚異常の利用者等に配慮し、戸には確認しやすい大きさ、色により使用可否を表示することが望ましい。また、色だけでなく「空き」、「使用中」等の文字による表示も併記することが望ましい。

- 便器の横壁面に紙巻器、便器洗浄ボタン、呼出しボタンを設ける場合、形状、色、配置は JIS S0026 にあわせたものとする。
- 便房内には、杖や傘などを立てかけられるフック等、手荷物を置く棚等を設置する。
- ◇子どもの利用が特に多い公園では、必要に応じて、幼児用便器・幼児用便座の設置を検討することが望ましい。

⑥ 洗面器、鏡等

- 洗面器は、もたれかかった時に耐えうる強固なものとするか、又は、手すりを設けたものを1以上設置する。
- 車椅子使用者の利用を想定する場合、洗面器の下に床上 60～65cm 程度の高さを確保し、洗面器上面の標準的高さを 75～80cm 程度とする。
- 蛇口は、センサー式、レバー式などとする。
- ◇車椅子使用者の利用を想定する場合、鏡は洗面器にできる限り近い位置を下端とし、高さ 100 cm 以上とすることが望ましい。
- ◇子ども等の利用に配慮し、高さ 55cm 程度、奥行き 45 cm 程度（吐水口に手が届きやすい）の洗面器も設けることが望ましい。
- ◇洗面台の近くにベビーチェアを設けることが望ましい。
- ◇蛇口から出る水が飲用不適の場合は、その旨を蛇口付近の見やすい場所に表示することが望ましい。

⑦ 乳幼児用設備

- ◇乳幼児用設備を有する便房を1以上（男女別に設けるときはそれぞれ1以上）設置する。
- ◇乳幼児用設備を有する便房は、ベビーカーとともに入れる広さとし、ベビーチェア、おむつ交換台及び着替え台等を設置する。
- ◇更なる機能分散を図る観点から、必要に応じて、上記の乳幼児用設備を有する便房に加えて、一般便房にベビーチェアを設置することが望ましい。
- ◇ベビーチェアは、保護者が安心して利用することができるよう、便器に座った状態から手の届く範囲又は便器の前方の近接した位置に設けられることが望ましい。
- ◇ベビーチェアを設置した便房では、ベビーチェアに座った乳幼児の手が届かない位置に、2つ目の鍵を設置することが望ましい。

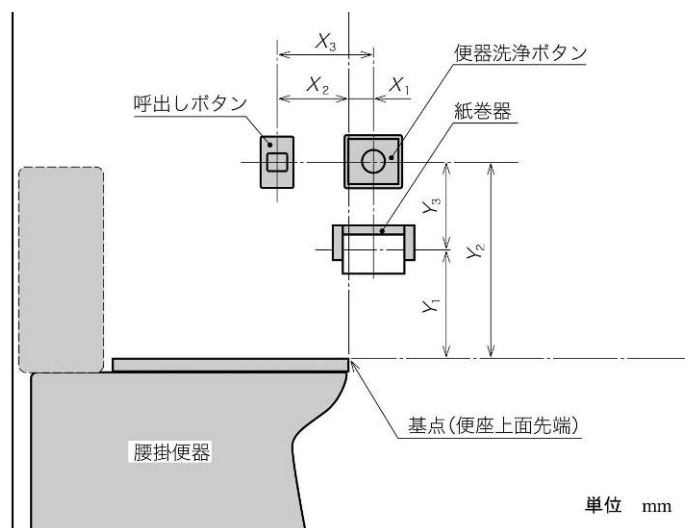
⑧ 設備と内装のコントラスト

- ◇弱視者のため、便所内の設備と内装のコントラストを明確にすることが望ましい。

⑨ 緊急時通報

◇視覚障害者や聴覚障害者にも配慮し、緊急事態の情報を音声及び光によって提供できる設備（フラッシュライト等）を備えることが望ましい。

【参考】 J I S S 0 0 2 6（高齢者・障害者配慮設計指針—公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置）



器具の種類	便座上面先端（基点）からの水平距離	便座上面先端（基点）からの垂直距離	二つの器具間距離
紙巻器	X_1 ：便器前方へ 約 0～100	Y_1 ：便器上方へ 約 150～400	—
便器洗浄ボタン		Y_2 ：便器上方へ 約 400～550	Y_3 ：約 100～200 (紙巻器との垂直距離)
呼出しボタン	X_2 ：便器後方へ 約 100～200		X_3 ：約 200～300 (便器洗浄ボタンとの水平距離)

(2) バリアフリースイールの設置基準（基準第8条第2項）

<基準の趣旨>

公園内に便所を設ける場合、そのうち1以上は、高齢者、障害者等が利用しやすく、性的マイノリティや異性介助の際にも入りやすい場所（一般便所出入口付近等）に配置し、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう配慮した構造を有する便房又は便所とする必要がある。

<ガイドライン>

- ◎公園内に便所を設ける場合、そのうち1以上は、バリアフリースイールを設置した便所とするか、独立型バリアフリースイールとする。
- ◇公園の利用者層やバリアフリースイールの利用状況を踏まえ、必要に応じて、一つの便所にバリアフリースイールを複数設置することが望ましい。
- ◇公園内に複数の便所を設ける場合、全てにバリアフリースイールを設置することが望ましい。

- バリアフリースイレは、性的マイノリティや異性介助の際などの利用に配慮し、男女共用のものを1以上設置する。
- やむを得ずバリアフリースイレを男女別に設置する場合は、便所の出入口付近等、性的マイノリティや異性介助の際に入りやすい位置に設置する。
- ◇公園の利用者層や公園内の便所の利用状況を踏まえ、更なる機能分散が必要な場合は、バリアフリースイレを設けた上で、男子用便所、女子用便所のそれぞれに、車椅子使用者が必要とする広さや設備、オストメイト用設備、乳幼児用設備等のうち必要な個別機能を有する便房を1以上設置することが、望ましい。

(3) バリアフリースイレを設置した便所の基準（基準第9条第1項）

<基準の趣旨>

バリアフリースイレが設置された便所は、車椅子使用者等が円滑に便房まで移動できるよう、出入口の幅や車椅子の転回に必要な広さを確保する必要がある。

<ガイドライン>

① 出入口

- ◎便所の出入口付近には、バリアフリースイレが設けられていることや、バリアフリースイレにある設備・機能を表示する。
- 標識を設置する場合は、ピクトグラムは JIS Z 8210 に示された案内用図記号等を基本とする。
- ◇便所の位置を知らせるため、音声案内装置を設置することが望ましい。
- ◎出入口の有効幅は、車椅子使用者が通過できるよう、80cm 以上とする。
- ◎便所の出入口には、車椅子使用者等が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設する。傾斜路を設ける場合は、傾斜路の基準を満たすこと。
- ◎便所の出入口に戸を設ける場合、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とする。
- バリアフリースイレに通ずる便所の出入口に戸を設ける場合、電動式引き戸又は軽い力で操作のできる手動式引き戸とする。手動式の場合は、自動的に戻らないタイプとし、握り手は棒状ハンドル式のものとする。

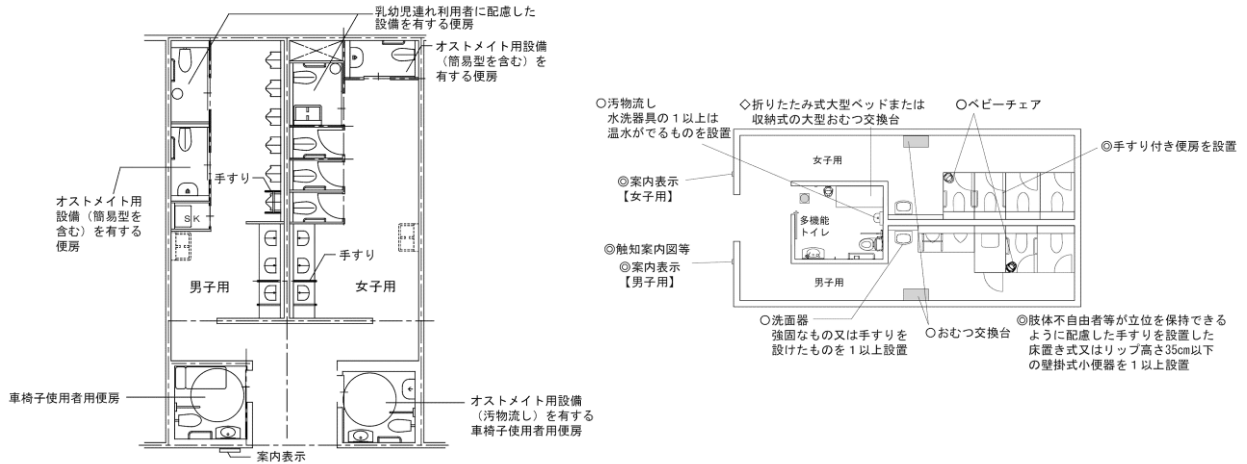
② 広さ

- ◎車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保する。
- バリアフリースイレに通ずる便所内通路には車椅子の転回スペースを確保する。
- 便所内のバリアフリースイレの手前に、車椅子使用者が転回できる 150cm×150cm 以上の広さを設ける。

【参考】便所の配置例

車椅子使用者用便房2か所及びオストメイト用設備を有する便房、乳幼児用設備を有する便房を配置した例

複数の機能を備えた便房を1か所配置した例



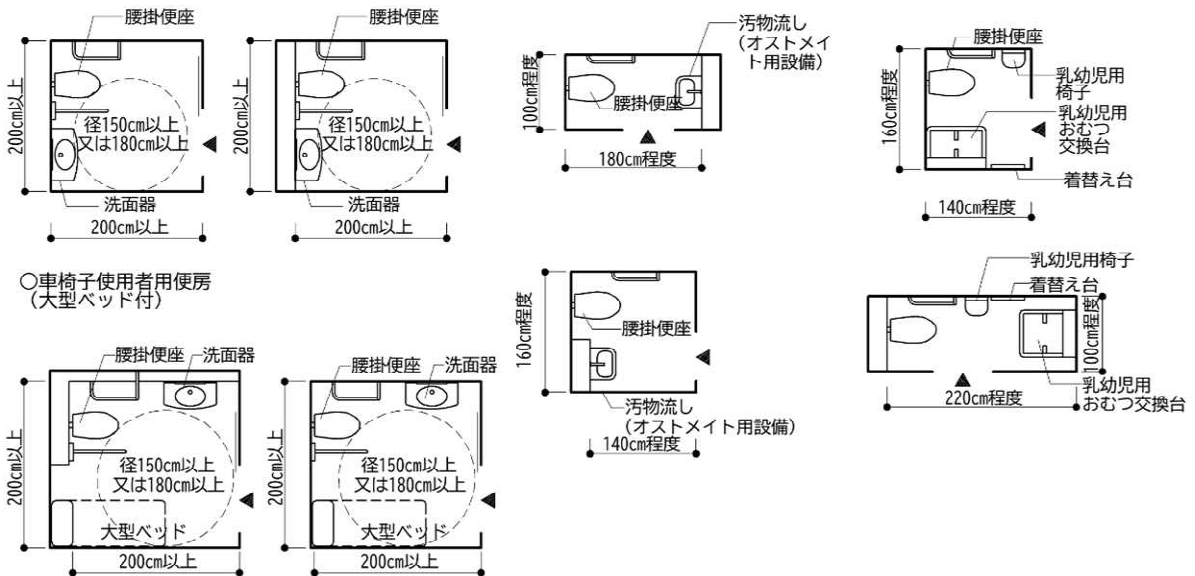
出典：「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」令和3年3月 国土交通省 の「トイレの配置例」を引用

【参考】個別機能を備えた便房及び複数の機能を備えた便房の寸法例

○車椅子使用者用便房

○オストメイト用設備を有する便房

○乳幼児用設備を有する便房
(ベビーカーと共に入ることができる寸法)



出典：「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」令和3年3月 国土交通省

(4) バリアフリートイレの基準（基準第9条第2項）

<基準の趣旨>

バリアフリートイレは、段、標識、腰掛便座及び手すり、オストメイト用水洗器具、洗面器、出入口の有効幅、戸、広さの基準を満たす必要がある。

その際、利用しやすさを工夫することが有効である。

<ガイドライン>

① 標識

◎便房の出入口には、便房内にある設備・機能を表示する。

○標識を設置する場合は、ピクトグラムは JIS Z 8210 に示された案内用図記号等を基本とする。

◇バリアフリートイレの位置を知らせるため、音声案内装置を設置することが望ましい。

② 出入口

◎便房の出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

③ 戸

◎バリアフリートイレの戸は、車椅子使用者が通過できるように、有効幅 80 cm 以上とし、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とする。

○戸は、電動式引き戸又は軽い力で操作のできる手動式引き戸とする。手動式の場合は、自動的に戻らないタイプとし、握り手は棒状ハンドル式のものとする。

○握り手、鍵その他の付属物の設置にあたっては、車椅子使用者の円滑な動作に十分に配慮する

○車椅子使用者や指の動きが不自由な人でも容易に施錠できる構造、高さ（60cm～70cm 程度）のものとし、非常時に外から解錠できるようにする。

◇保護者と一緒に入っている子どもが勝手に鍵を開けないよう、2つ目の鍵を設置することが望ましい。

◇弱視、色覚異常の利用者等に配慮し、戸には確認しやすい大きさ、色により使用可否を表示することが望ましい。また、色だけでなく「空き」、「使用中」等の文字による表示も併記することが望ましい。

○すべての付属器具の設置にあたっては、車椅子使用者の動作空間に配慮し、戸の開閉動作等の支障とならないよう、配置に留意する。

◇防犯上・管理上の理由等からやむを得ず利用可能時間外の施錠を行っている場合は、戸に利用可能時間を表示するとともに、ウェブサイト等で利用可能時間の情報提供を行うことが望ましい。

④ 広さ

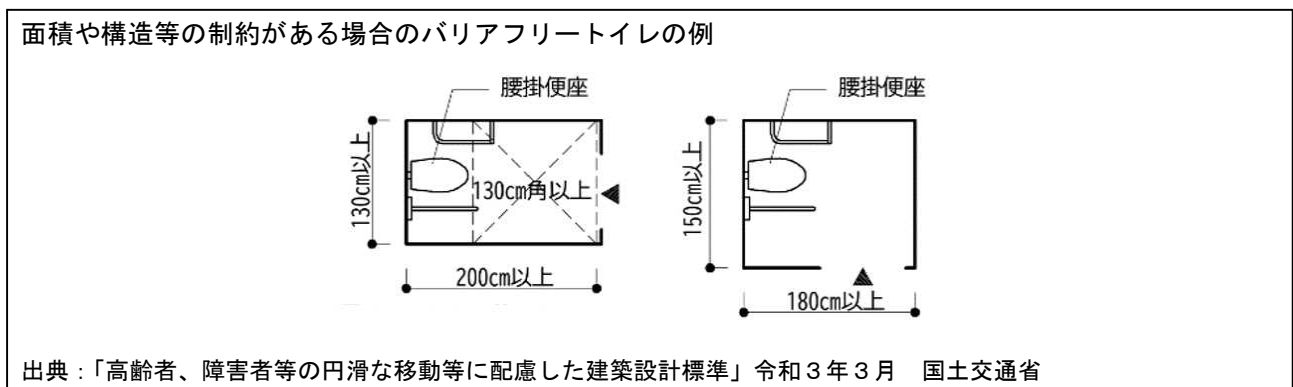
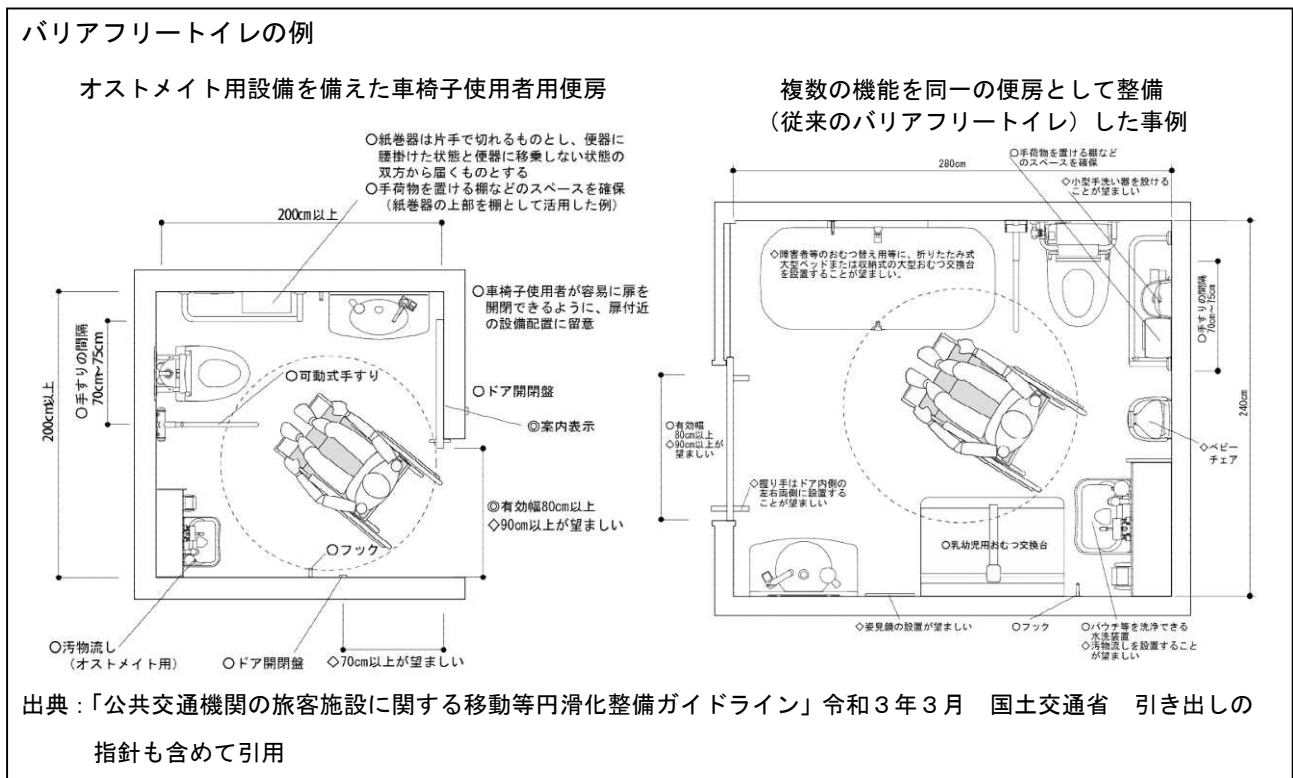
◎バリアフリートイレ内の広さは、車椅子使用者が設備・備品等を使用できる等、車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保する。

○便房の大きさは内法 200 cm以上×200 cm以上とする。

○新設の場合等、スペースが十分取れる場合は、電動車椅子で方向転換が可能なスペース（標準内法寸法 220cm×220cm 程度）を確保する。

◇電動車椅子で方向転換が可能なスペースを有する場合、便器横の移乗スペースを 75cm 以上確保することが望ましい。

○改修時などで、面積や構造等の制約により、やむを得ず内法 200 cm以上×200 cm以上を確保できない場合においては、正面から入る場合は有効奥行き 200cm 以上、有効幅 130cm 以上のスペースと有効幅 80cm 以上の出入口、側面から入る場合は有効奥行き 180cm 以上、有効幅 150cm 以上のスペースと有効幅 80cm 以上の出入口を確保すること。



⑤ 腰掛便座及び手すり

- ◎バリアフリートイレには、車椅子使用者や足腰が弱く、立ったり座ったりの動作が困難な高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするため、腰掛け式（洋式）の便器及び手すりを設置する。
- JISに準拠したものを使用する。
- 便座には便蓋を設けず、背後に背もたれを設ける。
- 便座の高さは40～45cmとする。
- 手すりは便器に沿った壁面側はL字形に設置する。もう一方は、車椅子を便器と平行に寄り付けて移乗する場合等を考慮し、十分な強度を持った可動式とする。可動式手すりの長さは、移乗の際に握りやすく、かつアプローチの邪魔にならないように、便器先端と同程度とする。手すりの高さは65～70cm程度とし、左右の間隔は70～75cmとする。

⑥ オストメイト用設備

- ◎オストメイトのパウチ等の洗浄ができる水洗器具を設ける。
- 上記の水洗器具は、パウチの洗浄や利用者がペーパー等で腹部を拭う場合を考慮し、温水が出る洗浄措置を備えた汚物流しとする。
- 汚物流しの洗浄装置付近の利用しやすい高さに、パウチなどの物を置ける十分なスペースを設置する。
- 改修時などで、面積や構造等の制約により、やむを得ず汚物流しを設けることができない場合においては、簡易型オストメイト用設備を設ける。
- 簡易型オストメイト用設備を設置する場合は、当該設備では利用が難しい人がいることを踏まえ、簡易型であることがわかる表示を便房の戸に設置する。
- ストーマ装具の装着を確認するための鏡を設ける。

⑦ 便器洗浄ボタン・紙巻器等

- 便器洗浄ボタンは押しボタン式等の操作が容易なものとし、便器に腰掛けたままの状態と、便器の回りで車椅子から便器に移乗しない状態の双方から操作できるように設置する。
- 紙巻器は、便器に腰掛けたままの状態と、便器の回りで車椅子から便器に移乗しない状態の双方から使用できるように設置する。
- 呼出しボタンは、便器に腰掛けた状態、車椅子から便器に移乗しない状態、床に転倒した状態のいずれからでも操作できるように複数設置する。音、光等で押したことが確認できる機能を付与する。
- 紙巻器、便器洗浄ボタン、呼出しボタンの形状、色、配置についてはJIS S 0026にあわせたものとする。

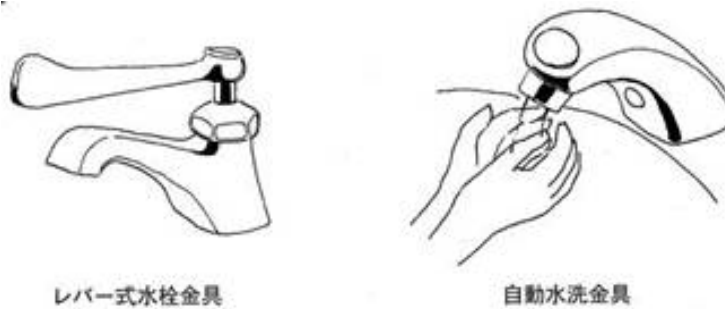
⑧ 洗面器、鏡

- 車椅子での使用に配慮し、洗面器の下に床上60～65cm程度の高さを確保し、洗

面器上面の標準的高さを75～80cm程度とする。よりかかる場合を考慮し、十分な取付強度を持たせる。

○蛇口は、センサー式、レバー式などとする。

○鏡を設置する場合は、車椅子でも立位でも使用できるよう、低い位置から設置され十分な長さを持った平面鏡とする。



円滑な利用に適した構造を有する水洗器具の例

⑨ 手荷物置き台、フック、着替え台

○荷物を掛けることのできるフックを設置する。このフックは、視覚障害者、車椅子使用者に危険のない高さ、形状とするとともに、1以上は車椅子に座った状態で使用できるものとする。

○手荷物を置ける棚などを設置する。

○ストーマ装具の装着のための衣類の脱着、着替え、幼児のおむつ交換等に配慮し、汚物流しの近くに着替え台を設ける。

⑩ 乳幼児用設備

○ベビーチェア及びおむつ交換台を設置する。

○乳幼児用設備は、車椅子使用者が必要とするスペースを確保しつつ設置する。

◇便房内での配置については、保護者が安心して利用することができるよう、ベビーチェアが便器に座った状態から手の届く範囲又は便器の前方の近接した位置に設けられることが望ましい。

⑪ 大型ベッド等

◇障害者等のおむつ替え用等に、折りたたみ式大型ベッドまたは収納式の大型おむつ交換台を設置することが望ましい。大型ベッド等を設置する場合は、異性介助に配慮し、1以上の大型ベッド付き便房は、男女が共用できる位置に設けることが望ましい。大型ベッドを設置する際は、不適切利用に対する対策などに十分留意する。

◇上記の折り畳み式大型ベッド等を設置する場合、畳み忘れであっても、車椅子での出入りが可能となるよう、車椅子に乗ったままでも畳める構造、位置とすることが望ましい。

◇大型ベッドを設置する際には、介助者の動きを考慮し、ベッドの両側に十分なスペースをとることが望ましい。

⑫ その他の設備

◇便房内には、介助者の同伴に配慮し、カーテンなどを設置することが望ましい。カーテンを設置する際は、燃やされる・破られるといった防火面や、カーテンを手すり代わりとして使用されるといった安全面の問題点を踏まえ、カーテンの素材、設置後の適切な管理などに十分留意する。

⑬ 設備と内装のコントラスト

◇弱視者のため、便房内の設備と内装のコントラストを明確にすることが望ましい。

⑭ 緊急時通報

◇視覚障害者や聴覚障害者にも配慮し、緊急事態の情報を音声及び光によって提供できる設備（フラッシュライト等）を備えることが望ましい。

※バリアフリースイールの適正利用に関する広報啓発については、「3-2」を参照。

事例 便所のバリアフリーの取組（堺市大仙公園）



男女共用のバリアフリートイレ
床面や手すりと便器のコントラストが明確になっている。オストメイト用設備として汚物流し、鏡、ペーパー等がある。



ベビーカーが入れ、ベビーチェアもある
男性トイレの一般便房
女性トイレにも同様の機能がある。



杖・傘等のフック、手荷物棚の例
床面や壁面と便器のコントラストが明確になっている。



手すりを設け、車椅子使用者の膝が入るスペースを確保した洗面器、手荷物棚、幼児用便器の例
床面や壁面と設備のコントラストが明確になっている。

(5) 独立型バリアフリートイレの基準 (基準第10条)

<基準の趣旨>

独立型バリアフリートイレとは、バリアフリートイレが独立して設けられた便所 (第10条に該当する便所) を言う。

独立型バリアフリートイレは、前述の「(3) バリアフリートイレを設置した便所の基準」、「(4) バリアフリートイレの基準」のうち、「④広さ」、「⑤腰掛便座及び手すり」及び「⑥オストメイト用設備」の基準を満たさなくてはならない。

ガイドラインについては、「(3) バリアフリートイレを設置した便所の基準」及び「(4) バリアフリートイレの基準」を準用する。

バリアフリートイレが独立して設けられた便所 (独立型バリアフリートイレ)



2-2-7 水飲場・手洗場

【都市公園移動等円滑化基準】

第十一条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち一以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。

<基準の趣旨>

高齢者、障害者等には、病気の症状や服薬等のため水飲場を必要とする方もいるため、水飲場を移動等円滑化園路の近くに設置し、標識の設置等によりそれをわかりやすく伝えることは有効である。【P.●～●、P.●～●を参照】

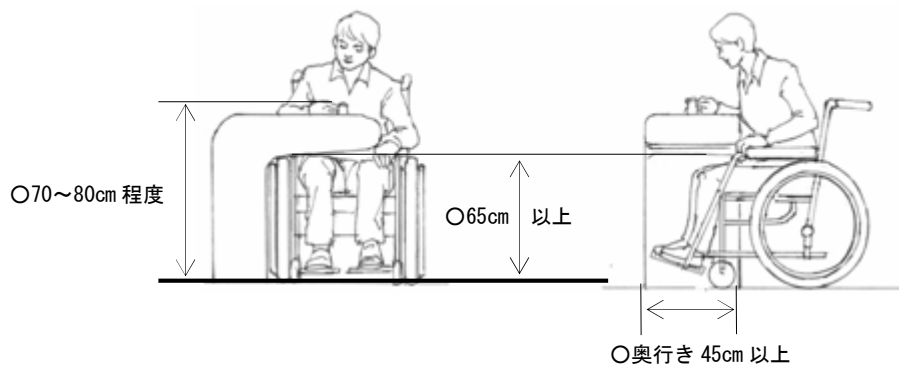
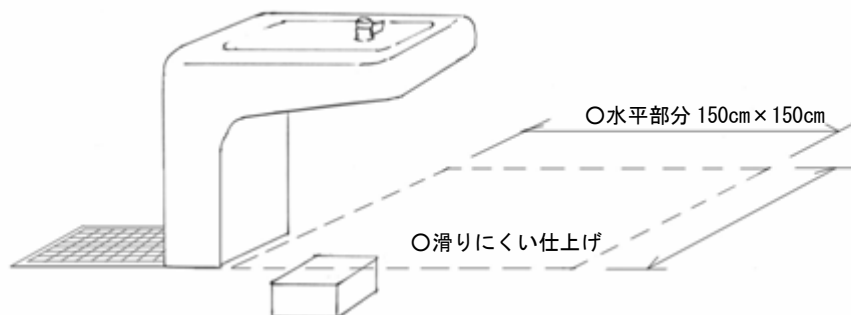
水飲場・手洗場を設ける場合は、車椅子使用者でも近づきやすく、高齢者、障害者等が利用しやすいよう、飲み口までの高さ、形状等に配慮する必要がある。なお、建築物に付帯する水飲場・手洗場も含むものとする。

(1) 構造の基準

<ガイドライン>

- ◎水飲場・手洗場を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とする。
- 水飲場及び手洗場は、車椅子使用者が接近できるよう、使用方向 150cm 以上、幅 150cm 以上の水平部分を設ける。幼児の利用のための踏台等を置く場合は、車椅子使用者の使用方向を考慮し、支障とならない場所に設置する。
- 飲み口までの高さは、70～80cm 程度とし、高齢者、障害者等（特に車椅子使用者）が利用しやすいように下部に高さ 65cm 以上、奥行き 45cm 以上のスペースを確保する。手洗場に洗面器部分がある場合は、同様の基準とする。
- 水飲場及び手洗場の周辺の床面は、段がなく、平坦で固くしまっていて、ぬれでも滑りにくい仕上げとする。
- ◇給水栓は、レバー式、押しボタン式等の使いやすいものとするのが望ましい。

◎高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造



事例 高齢者・障害者等の利用に適した構造の手洗場

事例選定中

・●●● (●●市●●公園)

2-2-8 掲示板・標識

【都市公園移動等円滑化基準】

第十二条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。
- 二 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識について準用する。

第十三条 第三条から前条までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち一以上は、第三条の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。

(1) 掲示板

<基準の趣旨>

掲示板は、主としてイベントの告知等の一時的な情報提供を行うものであり、標識（案内板や誘導サイン等）と提供する情報が異なることから、標識と併せて高齢者、障害者等の利用に配慮する必要がある。

掲示物等は、加齢による視力の低下、弱視や色覚障害により見えづらい利用者、文字の認識や理解が難しい利用者のため、表示内容の見やすさ、わかりやすさに配慮することが重要である。

<ガイドライン>

① 構造

◎掲示板は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とする。

○車椅子使用者が近づきやすい位置、車椅子使用者が見やすい高さ等の構造とする。

◇主要な出入口や利用者が集まる場所等に、通行の支障にならないよう、高齢者、障害者等の利用に配慮して設置することが望ましい。

◇必要に応じ、夜間利用に適した照明設備を設置することが望ましい。

② 表示

◎掲示板は、表示内容が容易に識別できるものとする。

◇表示内容が容易に読み取れるような文字の大きさ、明度、色相又は彩度とすることが望ましい。

(2) 標識

<基準の趣旨>

標識には、案内・誘導・位置・規制・解説・触知案内図等の6種のサインを動線に沿って適所に配置して、移動する利用者への情報提供を行う。これらの標識は、複数の機能を兼ねたものとすることもできる。

- ・案内サイン：公園施設の配置や経路を示すサイン
- ・誘導サイン：公園施設等の方向を指示するサイン
- ・位置サイン：公園施設等の位置を告知するサイン
- ・規制サイン：注意・禁止事項を告知するサイン
- ・解説サイン：施設や見どころ等を説明するサイン
- ・触知案内図等：点字や触知記号等で設備等の位置や方向を示すサイン

標識の表示方法は、加齢による視力の低下、弱視や色覚障害により見えづらい利用者、文字の認識や理解が難しい利用者のため、表示内容の見やすさ、わかりやすさに配慮することが重要である。

公園全体の公園施設の配置や経路を表示した案内板を設ける場合は、1以上について、出入口の付近に設置する。標識は、途中で道がわからなくなっても人に聞くことが容易ではない場合に有効である。設置する場合は、動線の分岐点など効果的なポイントに設置することが有効である。また、方向や距離についてわかりやすく表示することが重要である。

<ガイドライン>

① 配置等

- ◎移動等円滑化基準に適合する特定公園施設の配置を表示した案内サインを設ける場合は、そのうち1以上は、基準を満たす案内サインを移動等円滑化された出入口に配置する。
- 移動等円滑化基準に適合する特定公園施設の配置を表示した案内サインを設ける場合は、基準を満たす案内サインを駐車場の付近に配置する。
- ◇主要な出入口に案内サインを配置することが望ましい。
- ◇主要な分岐点等に案内サインまたは誘導サインを配置することが望ましい。
- ◇主要な出入口・駐車場等に触知案内図等を配置することが望ましい。
- 標識は、車椅子使用者が近づきやすい位置に配置する。
- 標識周辺の床面は、平坦で固くしまっていてぬれても滑りにくい仕上げとする。
- ◇車椅子使用者の見やすさを考慮して、表示面の方向に150cm×150cm以上の水平部分を園路動線に支障のないように設けることが望ましい。

② 構造

- ◎標識は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とする。
- 車椅子使用者の見やすさにも配慮した高さ等の構造とする。
- 標識が園路上に突き出す場合は、視覚障害者等の通行の支障とならないよう、下端が地上 200 cm以上の高さに設置する。
- ◇必要に応じ、夜間利用に適した照明設備を設置することが望ましい。
- ◇触知案内図等には必要に応じて音声案内装置等を設けることが望ましい。

③ 表示方法

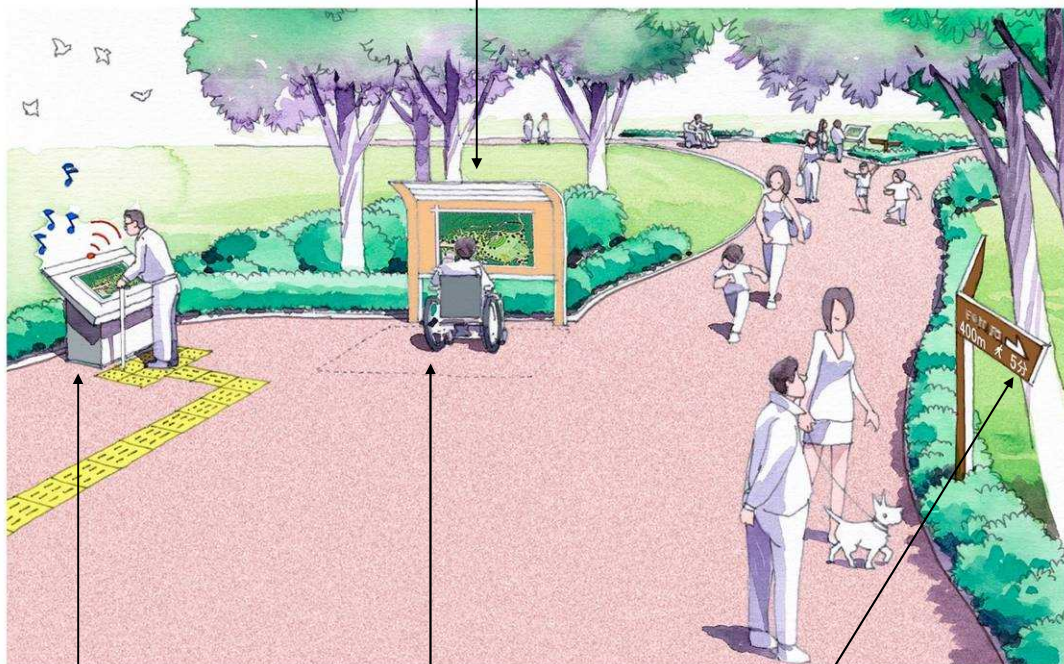
- ◎標識は、表示内容が容易に識別できるものとする。
- 表示内容が容易に読み取れるような文字の大きさとする。
- ◇主要な公園施設などの用語には英語、地名にはヘボン式ローマ字つづりを併記することが望ましい。
- ◇利用状況に応じて、ひらがな、英語以外の言語を併記することが望ましい。
- 車椅子使用者が利用可能な施設には、位置サインに国際シンボルマークまたは JIS Z 8210 の「障害のある人が使える設備」により、その旨を表示する。
- ◇標識には、ピクトグラム等の表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が JIS Z 8210 案内用図記号に定められているときは、これに適合するもの）を用いることが望ましい。
- ◇ピクトグラムを独自にデザインする場合は、高齢者、障害者等への意見聴取などを行った上で使用することが望ましい。
- 標識の図色と地色の明度、色相又は彩度の差を大きくすること等により容易に識別できるものとする。
- 色覚異常の利用者に配慮し、見分けやすい色の組み合わせを用いて、表示要素毎の色の明度、色相又は彩度の差を確保した表示とする。
- 触知案内図等において、点字により表示する場合の表示方法は JIS T0921 にあわせたものとし、触知案内図により表示する場合の表示方法は JIS T0922 にあわせたものとする。
- ◇触知案内図等は、弱視者等に配慮した色使いで彩色することが望ましい。

④ 表示する情報内容

- 案内サインには、移動等円滑化園路、便所（便所内にある設備・機能の情報を含む）、主要な公園施設等を表示する。
- 案内サインには、車椅子使用者等が利用可能な施設に、国際シンボルマークまたは JIS Z 8210 の「障害のある人が使える設備」等により、その旨を表示する。
- ◇移動等円滑化園路の始点、終点、主要な分岐点に設ける標識には、特定公園施設および主要な公園施設等への方向や距離等を表示することが望ましい。
- ◇工事の実施等により移動等円滑化園路が遮断される場合には、工事実施等により利用できない旨の案内表示や、迂回路をわかりやすく示すことが望ましい。

※情報提供については、「第2部 第3章 3-1」を参照。

- 車椅子使用者等が近づきやすい位置、車椅子使用者等が見やすい高さ等の構造
- 内容を容易に把握できる表示方法
(文字の大きさ、図色と地色の明度、色相又は彩度)
- ◇主要な公園施設などの用語は英語、地名はローマ字を併記
- 国際シンボルマークまたは JIS Z 8210「障害のある人が使える設備」の表示
- ◇ピクトグラム等でわかりやすく表示
- ◇必要に応じて夜間照明設備
- ◇工事情報や迂回路等の表示



- ◇触知案内図等には、必要に応じて音声案内装置等を設置
- ◇弱視者等に配慮した色使いで彩色

- ◇通行の支障にならない配置
- ◇車椅子使用者等が接近できる150cm×150cm以上の水平部分

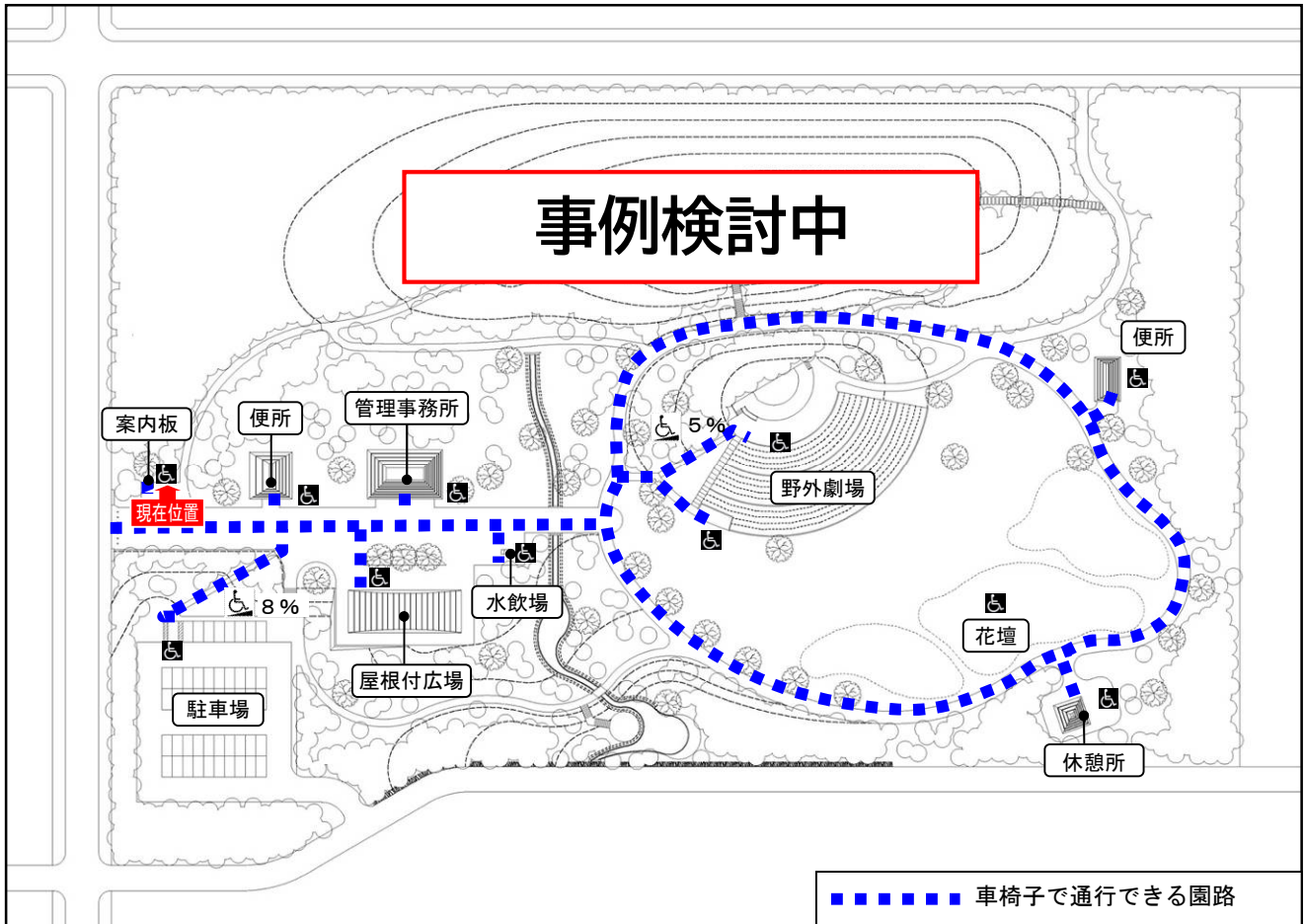
- 内容を容易に把握できる表示方法(文字の大きさ、図色と地色の明度、色相又は彩度)
- ◇主要な公園施設などの用語は英語、地名はローマ字を併記
- ◇国際シンボルマークまたは JIS Z 8210「障害のある人が使える設備」の表示
- ◇ピクトグラム等でわかりやすく表示
- ◇必要に応じて夜間照明設備
- ◇方向、距離等の表示
- ◇迂回路等の表示

国際シンボルマーク



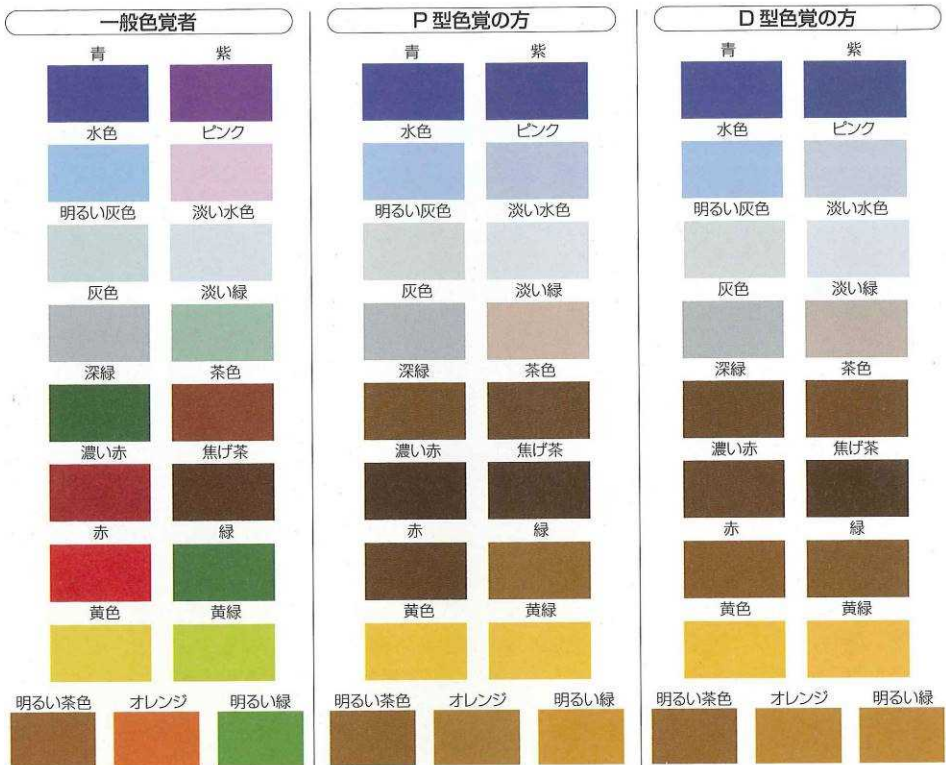
- 1) 車椅子の図案で示されたシンボルマークは、車椅子使用者の専用施設を意味するものではなく、車椅子使用者も利用しうる施設であることを示す。
- 2) 図の下地と図柄(人物)は濃いブルー・白もしくは黒・白にして使用する。
- 3) マークは車椅子使用者等に見えやすい高さに取り付け、その大きさは10~45cm角が一般的である。

【公園案内板への移動等円滑化園路の表示例】



事例 カラーユニバーサルデザインガイドライン

- 東京都では、東京大学伊藤啓研究室研究報告や、他自治体のガイドライン等を参考に「東京都カラーユニバーサルデザインガイドライン」を作成している。
- 同冊子では、色覚の多様性や、色覚のタイプによる見え方の違いについて具体的に紹介している。
- 右図では、視細胞にある赤、緑、青の3種類の光（色）を感じる機能を持つ錐体のうち、主に赤を感じる錐体に変異のある人（P型色覚）と、主に緑を感じる錐体に変異のある人（D型色覚）にとって区別しにくい色の組み合わせを紹介している。
- その上で、印刷物やウェブサイト、案内サイン等における色の選び方・組み合わせ方、色以外の工夫のポイント等を紹介している。
- また、巻末にはカラーユニバーサルデザインのためのチェックポイントを示している。（右下図）



【P型色覚、D型色覚の方が特に区別の困難な色の組合せ】

基本となる考え方

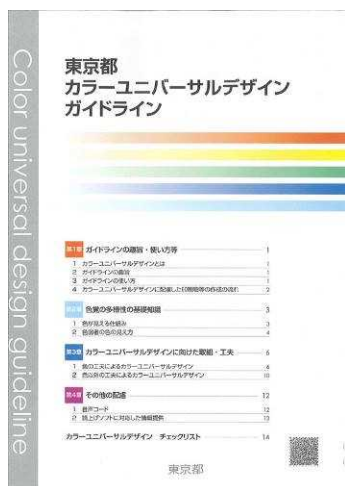
- 区別が必要な情報を、色の識別に頼ったものとしなす。
- 白黒でも内容を識別できるようにする。
- 色の違いだけでなく、明度や彩度の違いや、書体（フォント）、太字、イタリック、傍点、下線、囲み枠、形状の違い、文字や記号の併用など、色に頼らなくても情報が得られるようにする。
- 色情報を載せる線や文字は太くして、色の面積を少しでも広くする。
- 色によるコミュニケーションが予想される場合には、色名を明記する。
- 説明の際に色名だけで対象物を示さない。位置や形を説明したり、ポインターで直接示したりする。
- 色による区別が必要な場合には、可能な限り色弱者による見え方の確認を行う。

色の選び方・組み合わせ方

- 赤は濃い赤を使わず、赤橙やオレンジを使う。
- 黄色と黄緑は同時に使わない。
- 緑は青みの強い緑を使う。また、暗い緑は赤や茶色と間違えやすい。
- 細い線や小さい字には、黄色や水色など、明るいものを使わない。
- 白内障の方は、明るい黄色を白と混同するので、組み合わせず使わない。
- 白黒でコピーしても内容が識別できるか確認する。
- 明るい色と暗い色を対比させる。
- 淡い色同士を組み合わせない。はっきりした色と淡い色とを組み合わせる。
- 背景と文字には、はっきりとした明度差をつける。

色以外の工夫

- 色の塗り分けには、色以外にハッチング（地模様）を併用する。
- 色の塗り分けの境は、細い黒線や白抜き輪郭線を入れて、色同士が混同することを防ぐ。
- 図やグラフなど線を色で区分するものには、実線、破線など、線種を変えたり、太さを変えるなど工夫する。
- 図や表に凡例をつけるときは、図や表の中にも直接説明を書き込む。
- 色以外に、形も変えたり大きさを変えたりなど工夫する。
- 申請書や伝票などで、紙の色で区別している場合には、色名を明記する。
- 線に色をつけるときは、細い明朝体でなく、太いゴシック体が望ましい。



東京都カラーユニバーサルデザインガイドラインのパフレット

出典：「東京都カラーユニバーサルデザインガイドライン」平成23年3月東京都福祉保健局生活福祉部地域福祉推進課

事例 ユニバーサルデザインを考慮したサイン



- ・色覚障害に配慮した配色のマップ
- ・案内サインのマップは、公園ガイド（配布物）のマップと連動させている



- ・サインに使用するピクトグラムは、JIS 規格に準拠
- ・福岡市の福祉のまちづくり条例も参考としながら、サインシステムとして必要なものは追加した



- ・外国人でも楽しめるよう、4か国語表記（日・英・中・韓）。施設名等の表記にあたっては、外国人の意見も踏まえた上で決定

事例 QRコードの添付によるサインの多言語対応



- ・「特別史跡 江戸城跡」の解説版。土台部分に英語の解説とQRコードを表示（マル印内）（皇居外苑）



- ・中国語、韓国語対応は、QRコードを読み取ってウェブサイトへ誘導（皇居外苑）

公共・一般施設



案内
Information



案内所
Question & answer



病院
Hospital



救護所
First aid



警察
Police



お手洗
Toilets



男性
Men



女性
Women



障害のある人が
使える設備
Accessible facility



スロープ
Slope



飲料水
Drinking water



喫煙所
Smoking area



チェックイン/受付
Check-in/Reception



忘れ物取扱所
Lost and found



ホテル/宿泊施設
Hotel/Accommodation



きっぷうりば/
精算所
Tickets/Fare adjustment



手荷物一時預かり
所
Baggage storage



コインロッカー
Coin lockers



休憩所/待合室
Lounge/Waiting room



ミーティング
ポイント
Meeting point



銀行・両替
Bank, money exchange



キャッシュサービ
ス
Cash service



郵便
Post



電話
Telephone



ファックス
Fax



カート
Cart



エレベーター
Elevator



エスカレーター
Escalator



上りエスカレーター
Escalator, up



下りエスカレーター
Escalator, down



階段
Stairs



ベビーケアルーム
Baby care room



クローク
Cloakroom



更衣室
Dressing room



更衣室 (女性)
Dressing room
(women)



シャワー
Shower



浴室
Bath



水飲み場
Water fountain



くず入れ
Trash box



リサイクル品回収施設
Collection facility
for the recycling
products



高齢者優先設備
Priority facilities for
elderly people



障害のある人・
けが人優先設備
Priority
facilities for
injured people



内部障害のある人
優先設備
Priority facilities
for people with
internal
disabilities, heart
pacer, etc.



乳幼児連れ優先設備
Priority facilities
for people accompanied
with small children



妊産婦優先設備
Priority facilities
for expecting
mothers



高齢者優先席
Priority seats for elderly
people



障害のある人・
けが人優先席
Priority seats
for injured
people



内部障害のある人
優先席
Priority seats for
people with internal
disabilities, heart
pacer, etc.



乳幼児連れ優先席
Priority seats for
people accompanied
with small children



妊産婦優先席
Priority seats for
expecting mothers



ベビーカー
Prams/Strollers



無線 LAN
Wireless LAN



充電コーナー
Charge point



自動販売機
Vending machine



海外発行カード
対応 ATM
ATM for oversea
cards



オストメイト用設備／オス
トメイト
Facilities for Ostomy or
Ostomate



洋風便器
Sitting style
toilet



和風便器
Squatting style
toilet



温水洗浄便座
Spray seat



男女共用お手洗



こどもお手洗



授乳室（女性用）



授乳室（男女共用）



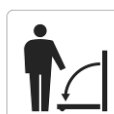
おむつ交換台



介助用ベッド



ベビーチェア



着替え台



カームダウン・クールダウン

注 公共・一般施設の他に、交通施設、商業施設、観光・文化・スポーツ施設、安全、禁止、注意、指示、災害種別一般、洪水・堤防案内、JIS Z8210 付属書 JA（参考）及び付属書 JD（規定）等が定められている。

2-3 その他の施設に関するガイドライン

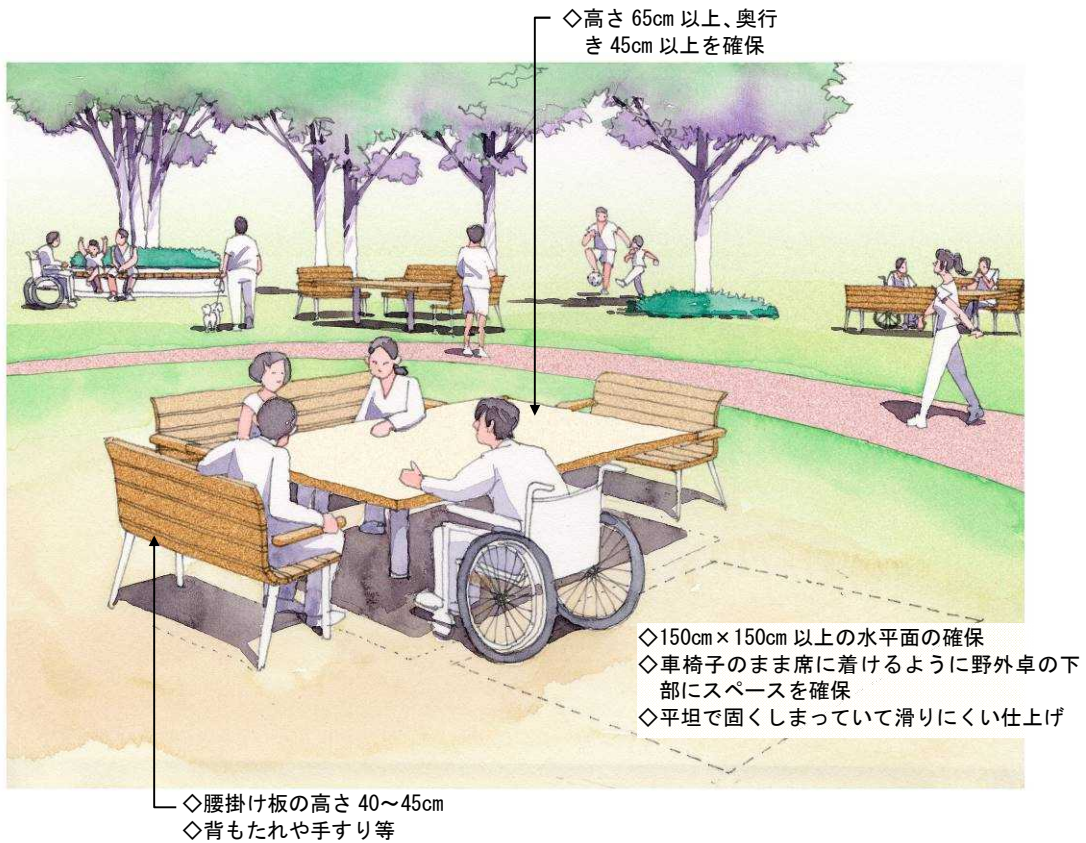
2-3-1 ベンチ、野外卓

<趣旨>

疲れやすく、長時間歩くことが困難な高齢者、障害者等の移動の支援や、乳幼児連れの子どもの見守りや休息のために、ベンチ、野外卓を設置することが有効である。また、杖利用者等の休憩を考慮し、座る際や立ち上がる際の負担が少なくなるよう通常より高いベンチを設置することも有効である。

<ガイドライン>

- ◇移動等円滑化園路には、ベンチ、野外卓を、園内の移動を妨げない位置に適切な間隔で設けることが望ましい。
- ◇ベンチを設ける際には、腰掛け板の高さは40～45cmとすることが望ましい。また、移動等円滑化園路の距離が長い公園では、長時間の歩行が困難な高齢者、障害者等の休憩の際の立ち座りの負担軽減のため、腰掛け板の高さをより高くしたベンチを設けることが望ましい。
- ◇ベンチには、背もたれや手すり等を設けることが望ましい。
- ◇野外卓は、高さ65cm以上、奥行き45cm以上を確保することが望ましい。
- ◇同伴者と一緒に休息できるように、ベンチ、野外卓に車椅子が近づき、隣接して滞在できる150cm×150cm以上の水平面を確保するとともに、車椅子のまま席に着けるように野外卓の下部にスペースを確保することが望ましい。
- ◇ベンチ、野外卓の下及び前面は、平坦で固くしまっていて滑りにくい仕上げとすることが望ましい。



事例 高齢者、障害者等の利用に配慮した野外卓とベンチ



- ・園路沿いのベンチ。車椅子使用者と一緒に集えるよう、ベンチの隣に水平面を確保（東京都立夢の島公園）



- ・ベンチと車椅子使用者も利用できる屋根付きの野外卓（埼玉県営まつぶし緑の丘公園）

第3章 都市公園の情報提供・利用支援に関するガイドライン

3-1 情報提供

【バリアフリー法】

(公園管理者等の基準適合義務等)

第十三条

6 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設について、高齢者、障害者等に対し、これらの者が当該新設特定公園施設を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するように努めなければならない。

(市町村による情報の収集、整理及び提供)

第二十四条の七 第二十四条の二第四項の規定により移動等円滑化促進方針において市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項が定められたときは、市町村は、当該移動等円滑化促進方針に基づき移動等円滑化に関する事項についての情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(施設設置管理者による市町村に対する情報の提供)

第二十四条の八

2 路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等は、前条の規定により情報の収集、整理及び提供を行う市町村の求めがあったときは、主務省令で定めるところにより、高齢者、障害者等が特定路外駐車場、特定公園施設及び特別特定建築物を利用するために必要となる情報を当該市町村に提供するように努めなければならない。

(1) 公園に関する事前の情報提供

<趣旨>

公園の施設整備や利用支援によるバリアフリー化状況について、利用者に対して事前にわかりやすい形で、幅広く情報提供することが重要である。

来園したものの利用できないという状況は、高齢者、障害者等にとって身体的な負担となるだけでなく、予定外の事態に対応できなくなる場合もある。そのため、利用できない場所も含め、高齢者や障害者等の利用の目安となる情報を事前に提供することは、利用時のトラブルを未然に防ぐことができ、円滑な公園利用の支援に有効である。

情報提供は、視覚障害や聴覚障害など情報の入手が困難な人、文字の認識が難しい等により情報の理解が困難な人の利用に配慮し、多様な媒体によりわかりやすい情報を提供することが重要である。

<ガイドライン>

① 情報提供の内容

- 高齢者、障害者等に対し、高齢者、障害者等が特定公園施設を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供する。
- ◇移動等円滑化整備状況について、障害の程度に応じてどこで何ができるのか、高齢者や障害者等の利用の可否が分かるような情報の提供を行うことが望ましい。
- ◇高齢者、障害者等が利用しやすい園路、車椅子で通行困難な園路、駐車場、バリアフリートイレの位置や、管理事務所などの位置等について、写真や地図を用いてわかりやすく情報提供を行うことが望ましい。
- ◇機器の貸出や人的支援による利用サポートを行う場合は、その内容について情報提供を行うことが望ましい。
- ◇工事等を実施する場合には、工事の実施個所や期間や、代替の利用手段について情報提供を行うことが望ましい。
- ◇公園内の安全で円滑な利用のため、公園内のピクトグラムの表示内容と意味、利用支援の内容について、情報提供を行うことが望ましい。
- ◇公園の利用方法、料金、駅などの主要地点から公園までの移動経路に関する情報提供を行うことが望ましい。

② 情報提供の方法

- 障害者等が円滑にウェブサイト等を利用し必要な情報を得られるようにするために、文字の見やすさへの配慮（大きさ、カラーユニバーサルデザイン、コントラスト等）、テキストブラウザでの閲覧への配慮、音声読み上げへの対応、画像や動画等への代替テキストの表示、音声情報への字幕の追加、全てのコンテンツをキーボードのみで操作可能にすることなど、ウェブアクセシビリティを確保する。特に、PDFや画像で表現された情報は、視覚障害者が情報を得られない・得にくいことに配慮する。
- ◇施設利用申し込みが必要な場合は、現地での申し込み以外に、電話、FAX、ウェブサイトなどによる申し込みができるようにすることが望ましい。
- ◇ウェブサイト以外にも、ガイドブックなどを関連団体の主要施設、主要公共施設、福祉関連施設等での配布、閲覧を行うことが望ましい。
- ◇高齢者、障害者等に効果的、効率的に情報が届くよう、都道府県、周辺自治体、関連部局や、障害者団体、支援団体等との連携や、行政施設、福祉施設などでの情報提供を行うことが望ましい。

(2) 管理事務所における公園利用者への情報提供

<趣旨>

高齢者、障害者等が公園を利用する際には、標識や掲示板以外にも案内が必要な場合がある。そのため、管理事務所において、公園利用者に対して園内施設の場所や経路、利用方法等の基本的な情報のほか、車椅子でも利用可能な施設の位置等、移動等円滑化整備状況について情報提供することが有効である。

情報提供にあたっては、視覚障害者への音声による案内、聴覚障害者向けの筆談等による案内、言葉によるコミュニケーションが困難な障害者へのコミュニケーションボードによる案内など、音声、文字、ピクトグラム等を利用した情報提供手段を用意しておくことが有効である。

<ガイドライン>

① 情報提供の内容

- 高齢者、障害者等に対し、高齢者、障害者等が特定公園施設を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供する。
- ◇移動等円滑化整備状況について、障害の程度に応じてどこで何ができるのか、高齢者や障害者等の利用の可否が分かるような情報の提供を行うことが望ましい。
- ◇公園内の車椅子で利用しやすい園路、車椅子で通行困難な園路、バリアフリートイレなどの位置等についての情報提供を行うことが望ましい。
- ◇機器の貸出や人的支援による利用サポートを行う場合は、その内容について情報提供を行うことが望ましい。

② 情報提供の方法

- ◇案内を行う場合は、高齢者、障害者等に対応できる多様な情報提供を行うことが望ましい。
- ◇視覚障害者等に配慮し、イベント情報等の掲示板に表示する情報は、管理事務所等において音声案内等により情報提供を行うことが望ましい。
- ◇公園のパンフレットの配布、音声案内、人的な誘導など、必要に応じて多様な手段による情報提供を行うことが望ましい。
- ◇視覚障害者のための点字、触知図による情報提供や、弱視、色覚障害のための文字の大きさ、色などの配慮、ひらがなやルビ、ピクトグラムなどの利用等による表示を行うことが望ましい。
- ◇聴覚障害者向けに筆談用の用紙や機器を準備することが望ましい。また、筆談用の用紙や機器の設備がある場合は、その旨を表示し、見やすく、手の届く位置に設置することが望ましい。
- ◇聴覚障害者に緊急時などの情報を提供するために、電光掲示板や掲示板などを利用した文字情報による情報提供を行うことが望ましい。

- ◇言葉による人とのコミュニケーションが困難な障害者等に配慮し、JIS T0103等のピクトグラムを利用したコミュニケーションボードを準備することが望ましい。
- ◇災害発生時に、聴覚障害者をはじめとする高齢者・障害者等が速やかに避難を開始できるような措置を講ずる（海岸近くなど津波被害のおそれがある公園において、津波警報等が発表された時に津波フラッグによる視覚的伝達を行う等）ことが望ましい。

事例 ピクトグラムで表示している公園パンフレット

徳川将軍家の庭園

海水を引き入れた潮入の池と、ふたつの鴨場を伝え、江戸時代には、江戸城の「出城」としての機能を果たしていた徳川将軍家の庭園です。承応3(1654)年、徳川将軍家の鷹狩場に、四代将軍家綱の弟で甲府宰相の松平綱重が、海を埋め立てて甲府流産敷と呼ばれる別邸を建てました。その後、綱重の子、綱重(家宣)が六代将軍になったのを契機に、この屋敷は将軍家の別邸となり、「浜御殿」と呼ばれるようになりました。以来、歴代将軍によって幾度かの造園と改修工事が行われ、十一代将軍家斉の時代には現在の姿の庭園が完成しました。明治維新の頃は皇室の離宮となり、名称を「浜離宮」と変えました。関東大震災や戦災によって、御茶屋など数々の建造物や樹木が損傷し、往時の面影はなくなりましたが、昭和20(1945)年11月3日、東京都に下賜され、整備のうちに昭和21(1946)年4月から公開されました。その後、昭和27(1952)年11月22日に国の特別名勝及び特別史跡に指定されました。

水面上にも遊ぶ都心のオアシス
年中野鳥が生息し、都心のオアシスの風情があふれています。

鴨場
慶中堂鴨場と新築産鴨場のふたつがあります。築造は、前者が安永7(1778)年、後者が寛政3(1791)年という古いもの、鴨場の池には幾筋かの引堀(かひ堀)を設け、小のざきから鴨の親子をうかがいながら、雑草などのエサとおむすびをヒルで引堀におよぼし、親をみて玉手の隙から側ですくいとるという観を行っています。

鴨塚
鴨場で獲物となった鴨の姿を恐めるために、昭和10(1935)年11月5日に建てられたものです。

三百年の松
今から約300年前六代将軍家宣が、庭園を大改修したとき、その庭園をたたくて植えられた松、太い枝が強く張り出し、いまなお堂々たる姿を誇っています。

ボタン園とお花畑
ばたん園は60種約800株が植えられており、春には色とりどりの花が優美さを誇っています。お花畑では、赤は「サノハナ」、白は「キバナコスモス」が美しく咲き誇ります。

春の風物は30万本の葉の花畑。秋には一面のキバナコスモスでいっぱいになります。
季節の花が咲き誇る

水上バス発着場
「浅草」「西目」「お台場海浜公園」及び「葛西臨海公園」「辰橋」等への発着場です。浜御殿に繋がる個性豊かな舟の橋を渡りむくこともできます。

将軍お上がり場
将軍がお上りする所です。昭和24(1949)年のキヤノ台風で階段の一部が崩れて海中に沈みました。

新種の口山
東京湾に面した水門くぐりの山、東京湾が一望できる絶景ポイントです。

目の前に、東京湾一望
「新種の口山」からは、レインボーブリッジやお台場など臨海副都心を一望できます。

潮入の池
海水を引き入れ、潮の干満によって池の趣を変える様式。都内にある江戸の庭園では唯一現存する海水の池です。東京湾の水位の上下に従って水門を開閉し、池の水の出入りを調節しています。池にはボラをはじめ、セイゴ、ハゼ、ウナギなどの海水魚が棲息しています。

小島の御茶屋
安永4(1797)年に造られて以来、将軍をはじめ御召様、公家たちがここで庭園の見物や職藝を堪能した休憩所。現在の建物は、昭和58(1983)年に復元したものです。ここでは抹茶、和菓子セット(有料)をお楽しみいただけます。

お伝い橋
潮入の池の岸から小の島と中島を結ぶ延長118mもある総桁造りの橋で、平成9(1997)年5月架け替えました。

最新版に差し替え

- 東京都浜離宮庭園では、公園の案内ちらしで、車椅子利用可能ルートや便所、駐車場などをピクトグラムを用いてわかりやすく表示している。

事例 点字パンフレット

公園マップ

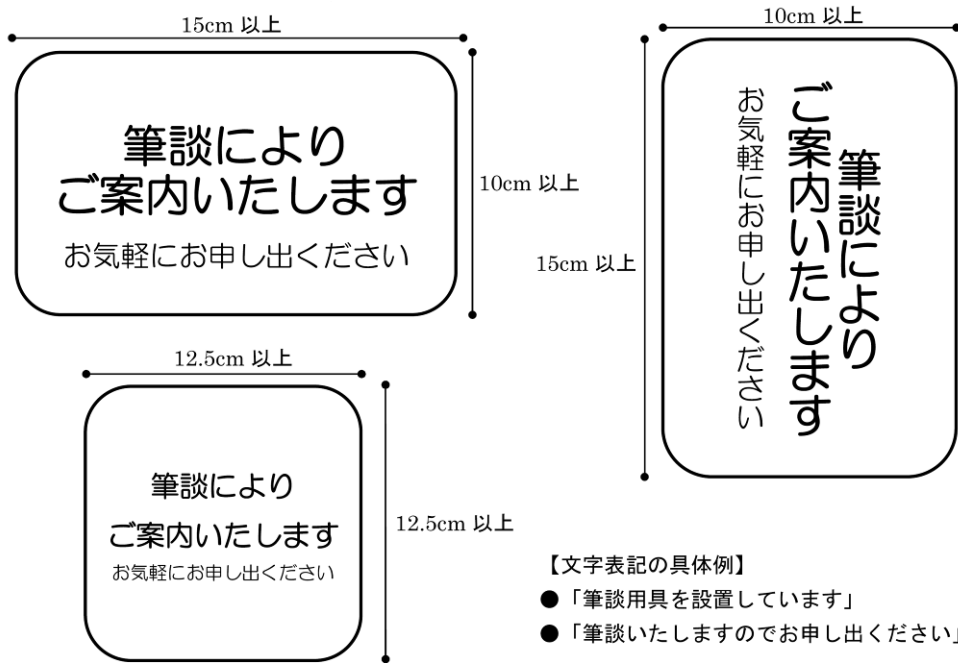
凡例
 トイレ
 インフォメーションボックス
 花の店・花工房
 園路
 公園境界線

- 神奈川県立辻堂海浜公園では、公園管理事務所で、弱視や色覚障害にも対応した点字パンフレットを用意し、視覚障害者への情報提供が行われている。

事例 再生機を利用した音声案内

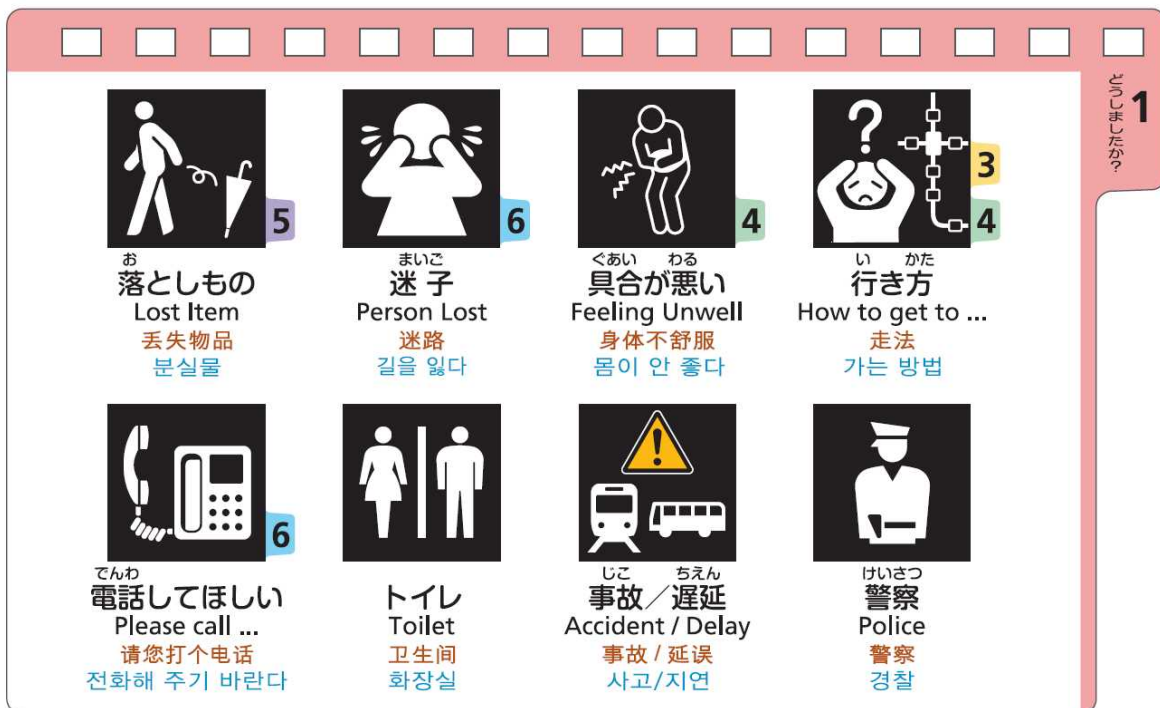
- 岡山後楽園では、園内 35 か所にある看板に専用の再生機をかざすと、園内の見所について説明を聴くことができる再生機を、公園出入口で貸し出している(有料)。

参考 筆談用具があることを示す表示例



出典：「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」令和2年3月 国土交通省

参考 コミュニケーション支援ボードの一例



出典：「コミュニケーション支援ボード」（公財）交通エコロジー・モビリティ財団

(3) 移動等円滑化促進方針・移動等円滑化基本構想に基づく情報提供

<趣旨>

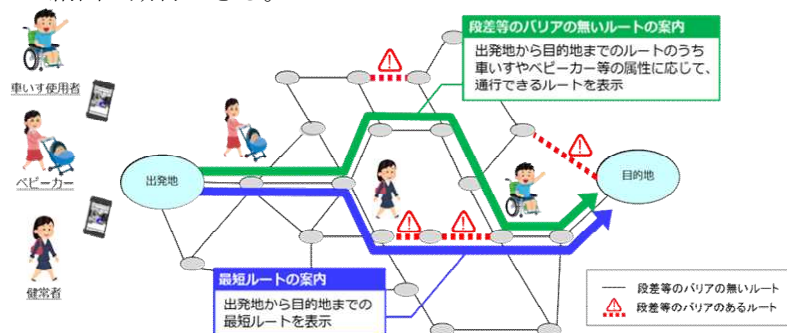
公園管理者等は、バリアフリー法第24条の8第2項に基づき、当該市町村の求めがあったときは、高齢者、障害者等が特定公園施設を利用するために必要となる情報を当該市町村に提供するよう努めなければならない。

<ガイドライン>

○移動等円滑化促進方針又は移動等円滑化基本構想に基づき、移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供を行う市町村の求めがあったときは、移動等円滑化の措置がとられた便所、駐車場等の施設の有無やその設置場所等、高齢者、障害者等が特定公園施設を利用するために必要となる情報を当該市町村に提供する。

参考 歩行空間ネットワークデータ等の整備（公園と街をシームレスに繋ぐバリアフリー情報の整備）

- ・国土交通省では、「バリアフリー・ナビプロジェクト」として ICT を活用した歩行者移動支援サービスの普及を推進している。同サービスに不可欠なバリアフリー情報のオープンデータ化を推進するため、「歩行空間ネットワークデータ等整備仕様」の策定やデータ収集・整備のためのツール、バリアフリーマップ化するツールの作成・提供を行っている。
- ・この2つのツールを活用して、公園のバリアフリー情報を歩行空間ネットワークデータ等で整備することにより、歩行空間ネットワークデータを活用したバリアフリーマップの作成だけでなく、園外の歩行空間とのシームレスなバリアフリー情報の提供、オープンデータ化により民間事業者の利用による様々なサービスの創出が期待できる。



(https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/soukou/sogoseisaku_soukou_mn_000002.html)

事例 バリアフリーマップ

事例選定中

3-2 高齢者障害者等用施設等の適正利用に関する広報啓発

【バリアフリー法】

(公園管理者等の基準適合義務等)

第十三条

7 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新設特定公園施設における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならない。

<趣旨>

令和3年4月の改正バリアフリー法全面施行及びそれに伴う施行規則の一部改正で、車両等の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等（高齢者障害者等用施設等）関連規定を措置された。国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進を追加された。

<ガイドライン>

○管理する新設特定公園施設の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新設特定公園施設における車椅子使用者用駐車施設、バリアフリートイレ等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮について、ポスターの掲示、放送での呼びかけ等の広報活動及び啓発活動を行う。

事例 車椅子使用者用駐車施設、バリアフリートイレの適正利用推進キャンペーンポスター



<車椅子使用者用駐車施設等>



<バリアフリートイレ>

出典：高齢者障害者用施設等の適正利用推進キャンペーンポスター（2021年度、国土交通省）
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000011.html

事例 適正利用の広報啓発（ポスター以外）

事例選定中

3-3 利用支援

(1) 利用サポート

<趣旨>

高齢者や障害者等の公園利用を支援する上では、必要に応じて支援機器の提供や公園職員やボランティアによる人的な利用支援を行うことが有効である。また、管理事務所等における利用案内や迷子、急病等の対応の際には、障害の特性を理解した上で適切な利用サポートが行われることが重要である。【P9～11を参照】

適切な利用サポートを継続的に実施していくことが重要であり、そのためには公園職員の技術向上やボランティアの育成も有効である。

<ガイドライン>

①支援機器の提供

◇高齢者や障害者等の公園内の移動等を支援するため、車椅子、ベビーカー、音声案内機器など利用支援となる機器の貸し出しを行うことが望ましい。

②人的な利用支援

◇高齢者、障害者等の公園内の移動等を支援するため、案内や誘導、介助等の人的な支援を行うことが望ましい。

◇人的な支援を行う場合には、適切な支援の提供のため、高齢者、障害者等の意見の反映や参画による研修等を継続的に行っていくことにより、公園職員のバリアフリーに関する技術向上に取り組むことが望ましい。

◇ボランティアを育成する研修の実施等により、継続的に人的な支援を行っていくことが望ましい。

事例 職員研修の例

- ・目的： 地方公共団体職員、公園関係職員を対象に「心のバリアフリー教室」を開催、高齢者（身体障害）・障害のある方の体験を通じて、バリアフリーについての理解を深めるとともに、各地方公共団体での「心のバリアフリー」施策の参考にさせていただく。
- ・主催： 国土交通省中部運輸局
- ・協力： 国土交通省木曾川下流河川事務所、木曾三川公園管理センター（（一財）公園財団）
- ・対象： 公園近隣市町村職員、木曾三川公園管理センター職員、木曾川下流河川事務所職員
- ・研修内容※：
 - ・バリアフリーの取組みに関する講義
 - ・障害への理解を深めるための講義（障害当事者から講義、DVD視聴）
 - ・車椅子操作説明・介助方法、車椅子疑似体験
- ・会場： 国営木曾三川公園 木曾三川公園センター

※令和元年度の実施内容。2時間の研修



・車椅子操作説明と介助方法



・実際に館内や公園内を移動しながら車椅子を疑似体験

写真提供：木曾三川公園管理センター

参考 利用支援のための福祉機器やICT技術に関する情報の入手方法

福祉機器の利用、貸出や、ICT技術を利用した支援を検討する場合には、福祉機器や技術等の情報を進捗状況に応じた検討を行うことが大切である。そのため、多様な福祉機器やICT技術等の紹介情報を活用し、公園の特性や利用状況に応じた適切な機器等を選択し用意することが有効である。

福祉機器やICT技術等について、下記の団体にて情報を入手することができる。

- *（公財）テクノエイド協会・福祉用具情報システム(TAIS)
(<http://www.techno-aids.or.jp/system/index.shtml>)
…国内の福祉用具メーカー又は輸入事業者から、「企業」及び「福祉用具」に関する情報を収集し、協会ウェブサイトを通じて情報を掲載している
- * 国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)・情報バリアフリーのための情報提供サイト
(<https://barrierfree.nict.go.jp/>)
…「情報バリアフリー」の解説や規格、情報通信機器の紹介サイト等を掲載している。

更新検討中

(2) 利用プログラム

<趣旨>

高齢者や障害者等が公園に親しみ楽しめるよう、公園の魅力や利用方法について理解を高めるために、公園の魅力を案内したり体験を支援するプログラムを用意することが有効である。

利用プログラムの継続的な実施にあたっては、公園管理者だけでなく、多様な主体の参加により協議・協力の仕組みを設けて取り組むことが有効である。

<ガイドライン>

- ◇公園の特性に応じた公園の案内や、施設の利用等を支援する利用プログラムを用意することが望ましい。（例えば、公園の案内、自然や生き物とのふれあい体験やスポーツ体験等）
- ◇利用プログラムの検討にあたり、レクリエーション等の専門家と協力することや、公園管理者、障害者、地域住民、学識経験者等による協議会を設置することが望ましい。
- ◇継続的な実施のため、協議会の運営のほか、大学、NPO団体、関連福祉団体、ボランティアなどと協力することが望ましい。

事例 利用サポートプログラムの例

- ・大阪府の府営公園では、ボランティアによるヒーリングガーデンクラブが、高齢者、障害者等との交流、癒しの園芸の浸透活動、公園イベントの企画参加等の活動を行っている。
- ・利用サポートは、主に高齢者や障害のある方をゲストとして、公園で花や緑、自然を楽しむための案内活動をしている。

更新検討中

出典：大阪府提供資料



・引き馬体験のプログラム
(府営服部緑地)

おわりに

都市公園の移動等円滑化に取り組むにあたっては、移動等円滑化という言葉から、公園にスムーズな園路を作り、誰でも園内を自由に移動できるようにすることが目標であると考えてしまうことが多い。

しかし、バリアフリー法における移動等円滑化は、高齢者、障害者等の移動だけでなく、施設の利用上の利便性及び安全性の向上も含む考え方であり、そもそも都市公園を整備するうえでの最終的な目標は、個々の公園の特性に応じた公園利用を来園者に提供することであって、公園管理者にとって移動等円滑化は、公園の設置目的を達成するための手段であることを忘れてはならない。

また、最終的な目標が公園利用の提供であることを踏まえると、都市公園の移動等円滑化において最も重要なことは、公園管理者が、高齢者、障害者等を含むすべての公園利用者の視点を意識することである。

公園施設の整備や利用者サービスにおいて、高齢者、障害者等を含む多様な特性を持つ公園利用者のニーズに適切に対応するためには、公園管理者自らが、障害等の特性と必要な支援方法について、下記に示す文献等も参考にしつつ、訓練の実施や講習会への参加等により、正しい知識と技術を習得する努力を継続する必要がある。

今後とも、全国の公園管理者により、このような取組が積み重ねられることによって、ハード・ソフトの両面から、高齢者、障害者等を含む全ての人々の多様なニーズに応える都市公園の整備が推進されることが期待される。

参考 障害の特性の理解と対応に関する参考文献

- * 「知的障害、発達障害、精神障害のある人のための施設整備のポイント」平成18年 国土交通省
… バリアフリー法に基づく既存の整備基準等について、知的障害、発達障害、精神障害のある人にとって有効な内容について解説し、具体例を紹介している。
(URL : <http://www.mlit.go.jp/common/000045596.pdf>)
- * 「知的障害、発達障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンドブック」国土交通省総合政策局安心生活政策課
… 知的障害、発達障害、精神障害のある利用者の困難の理解と、緊急時や利用者のパニック時等の状況に応じて適切な対応をするためのポイントを示している。
(URL : <https://www.mlit.go.jp/common/001130223.pdf>)